

別添 1

33 令和7年2月28日 官報

(号外第40号)

○厚生労働省令第十五号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十一号）及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百六十四号）の施行に伴い、並びに再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第二条第五項、第三条第一項、第四条第一項及び第三項第二号（同法第五条第二項において準用する場合を含む。）第二十六条第四項（同法第二十七条规定第三項及び第二十八条第六項において準用する場合を含む。）及び第五项第三号、第三十四条、第四十条第一項、臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）第二条第一項及び第二項第一号及び第二号口、二及びハ、第三条第一項、第五条第一項及び第三項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第九条、第十二条、第十三条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十三条第二項及び第四項第三号（同法第二十五条第三項及び第二十六条第六項において準用する場合を含む。）第二十七条第二項、第三十二条、第三十三条並びに第三十八条及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号）第一条の規定に基づき、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十八日

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令
(再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

目次 改 正 後

目次

第一章～第三章 (略)

第四章 特定細胞加工物等の製造（第七十二条～第一百十二条）

第五章・第六章 (略)

目次

第一章～第三章 (略)

第四章 特定細胞加工物の製造（第七十二条～第一百十二条）

第五章・第六章 (略)

附則

(傍線部分は改正部分)

目次 改 正

第一章～第三章 (略)

第四章 特定細胞加工物等の製造（第七十二条～第一百十二条）

第五章・第六章 (略)

目次

第一章～第三章 (略)

第四章 特定細胞加工物の製造（第七十二条～第一百十二条）

第五章・第六章 (略)

附則

(用語の定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 「細胞提供者」とは、再生医療等に用いる細胞（再生医療等製品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」）という。）第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けた再生医療等製品をいう。以下同じ。）の構成細胞を除く。以下同じ。が人の受精胚である場合には当該受精胚を作製する人の精子（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号。以下「施行令」）という。）第一条第一号ハに規定する人の精子をいう。）を提供する男性及び人の未受精卵（施行令第一条第一号ハに規定する未受精卵をいう。）を提供する女性並びに再生医療等に用いる細胞が人の受精胚以外の人の細胞である場合には当該細胞を採取される者をいう。

六・七 (略)

五 「細胞提供者」とは、再生医療等に用いる細胞（再生医療等製品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」）という。）第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けた再生医療等製品をいう。以下同じ。）の構成細胞を除く。以下同じ。が人の受精胚である場合には当該受精胚を作製する人の精子（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号。以下「施行令」）という。）第一条第三号に規定する人の精子をいう。）を提供する男性及び人の未受精卵（施行令第一条第三号に規定する未受精卵をいう。）を提供する女性並びに再生医療等に用いる細胞が人の受精胚以外の人の細胞である場合には当該細胞を採取される者をいう。

六・七 (略)

六・七 (略)

七の二 「実施責任者」とは、再生医療等に関する業務の実施を統括するための当該業務に係る責任者をいう。

八～十二 (略)

十三 「資材」とは、特定細胞加工物等（法第二条第六項に規定する特定細胞加工物等）をいう。以下同じ。の容器、被包及び表示物をいう。

十四 (略)

十五 「ロット」とは、一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された特定細胞加工物等及び原料の一群をいう。

十六 (略)

十七 「清浄度管理区域」とは、作業所のうち、特定細胞加工物等及び原料（無菌操作により取り扱う必要のあるものを除く。）の調製作業を行う場所及び滅菌される前の容器等が作業所内の空気内に触れる場所をいう。

厚生労働大臣 福岡 資磨

十八 「無菌操作等区域」とは、作業所のうち、無菌操作により取り扱う必要がある特定細胞加工物等及び原料の調製作業を行う場所、滅菌された容器等が作業所内の空気に触れる場所及び無菌試験等の無菌操作を行う場所をいう。

十九・二十 (略)

(施行令第一条第一号二の厚生労働省令で定める事項)

第一条の二 施行令第一条第一号二の厚生労働省令で定める事項は、傷病名とする。

(施行令別表第三号の厚生労働省令で定める物)

第一条の三 施行令別表第三号の厚生労働省令で定める物はヒストンとする。

(第一種再生医療等技術)

第二条 法第二条第七項の厚生労働省令で定める再生医療等技術は、次のいずれかに該当する医療技術とする。

一・四 (略)

五 人の体内で当該人の細胞（精子及び未受精卵並びに精子と未受精卵との受精により生ずる胚を除く。）に次に掲げる物を導入する医療技術

イ 核酸（遺伝子の発現に必要な遺伝情報を含むものに限る。）

ロ 口に掲げる物を加工するための機能を有する物

ハ 前条に規定する物を加工するための機能を有する物

二 イ、ロ又はハに掲げる物を含有する物（細胞の分泌物を除く。）

（人員）

第五条 第一種再生医療等（法第二条第七項に規定する第一種再生医療等をいう。以下同じ。）又は第二種再生医療等（法第二条第八項に規定する第二種再生医療等をいう。以下同じ。）の提供を行なう医療機関は、実施責任者を置かなければならない。

2 | 第二種再生医療等（法第二条第九項に規定する第三種再生医療等をいう。以下同じ。）の提供

3 | を行う医療機関は、実施責任者を置くことができる。

第七条 第一種再生医療等、第二種再生医療等又は第三種再生医療等の対象となる疾患及び当該疾患に関連する分野について、十分な科学的知識並びに医療に関する経験及び知識を有していないければならず、研究として再生医療等を行う場合には、研究にう場合には、研究に関する倫理に配慮して当該研究を適正に実施するための十分な教育及び訓練を受けなければならない。

（細胞の入手）

第六 細胞の提供を受ける際に、細胞提供者に対し、原則として、次に掲げる要件を満たすことを確認し、必要に応じ検査等を行い、当該細胞を再生医療等に用いることが適切であることを確認しなければならない。

一・五 (略)

六 細胞の提供を受ける際に、細胞提供者に対し、原則として、次に掲げる要件を満たすことを確認し、必要に応じ検査等を行い、当該細胞を再生医療等に用いることが適切であることを確認しなければならない。

イ・ソ (略)

ツ 再生医療等の審査等業務（法第二十六条第一項に規定する審査等業務をいう。以下同じ。）を行なう認定再生医療等委員会（法第二十六条第六項第二号に規定する認定再生医療等委員会をいう。以下同じ。）における審査事項その他当該再生医療等に係る認定再生医療等委員会に関する事項

ネ・ナ (略)

十八 「無菌操作等区域」とは、作業所のうち、無菌操作により取り扱う必要がある特定細胞加工物等及び原料の調製作業を行う場所、滅菌された容器等が作業所内の空気に触れる場所及び無菌試験等の無菌操作を行う場所をいう。

十九・二十 (略)

(新設)

(第一種再生医療等技術)

第二条 法第二条第五項の厚生労働省令で定める再生医療等技術は、次のいずれかに該当する医療技術とする。

一・四 (略)

(新設)

(第一種再生医療等技術)

第二条 法第二条第五項の厚生労働省令で定める再生医療等技術は、次のいずれかに該当する医療技術とする。

一・四 (略)

(新設)

(第一種再生医療等技術)

第二条 法第二条第五項の厚生労働省令で定める再生医療等技術は、次のいずれかに該当する医療技術とする。

一・四 (略)

(新設)

(第一種再生医療等技術)

第五条 第一種再生医療等（法第二条第五項に規定する第一種再生医療等をいう。以下同じ。）又は第二種再生医療等（法第二条第六項に規定する第二種再生医療等をいう。以下同じ。）の提供を行なう医療機関は、当該第一種再生医療等又は第二種再生医療等に関する業務の実施を統括するため、当該業務に係る責任者（以下「実施責任者」という。）を置かなければならない。

(新設)

2 | 実施責任者は、医師又は歯科医師であつて、実施する第一種再生医療等又は第二種再生医療等の対象となる疾患及び当該疾患に関連する分野について、十分な科学的知識並びに医療に関する経験及び知識を有していないければならず、研究として再生医療等を行う場合には、研究に関する倫理に配慮して当該研究を適正に実施するための十分な教育及び訓練を受けていなければならない。

（細胞の入手）

第七条 第一種再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等に用いる細胞が、次に掲げる要件を満たすことを確認し、必要に応じ検査等を行い、当該細胞を再生医療等に用いることが適切であることを確認しなければならない。

一・五 (略)

六 細胞の提供を受ける際に、細胞提供者に対し、原則として、次に掲げる要件を満たすことを確認し、必要に応じ検査等を行い、当該細胞を再生医療等に用いることが適切であることを確認しなければならない。

イ・ソ (略)

ツ 再生医療等の審査等業務（法第二十六条第一項に規定する審査等業務をいう。以下同じ。）を行なう認定再生医療等委員会（法第二十六条第五項第二号に規定する認定再生医療等委員会をいう。以下同じ。）における審査事項その他当該再生医療等に係る認定再生医療等委員会に関する事項

ネ・ナ (略)

七〇十五 (略)

十六 動物の細胞を用いる場合にあつては、細胞の採取に当たり、次に掲げる要件を満たして
いること。

イハ (略)

二 ドナー動物がその動物の飼育の過程で微生物等により汚染されることを防ぐために必要
な措置が講じられていること。

(特定細胞加工物等の製造及び品質管理の方法)

第八条 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、再生医療等に特定細胞加工物等を用いる場合においては、当該特定細胞加工物等の名称、構成細胞及び製造方法等を記載した概要書(以下「特定細胞加工物等概要書」という。)を作成しなければならない。

2 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、再生医療等に特定細胞加工物等を用いる場合においては、特定細胞加工物等製造事業者(法第二条第十項に規定する特定細胞加工物等製造事業者をいう。以下同じ。)に、法第四十四条に規定する特定細胞加工物等製造事業者の業務に
関し遵守すべき事項に従つて特定細胞加工物等製造施設(法第二条第六項に規定する特定細胞
加工物等製造施設をいう。以下同じ。)における特定細胞加工物等の製造及び品質管理を行わせ
なければならない。

(研究計画書)

第八条の四 研究として再生医療等を行つて再生医療等の概要を記載した研究
計画書を当該医療機関の実施責任者に作成させなければならない。ただし、第三種再生医療等
の提供を行う医療機関のうち、実施責任者が存しない医療機関においては、当該医療機関の管
理者が次に掲げる事項を記載した研究計画書を作成しなければならない。

一 (略)

二 研究の背景に関する事項(当該研究に用いる細胞の概要に関する事項、特定細胞加工物等
の概要に関する事項及び医薬品(医薬品・医療機器等法第十四条又は第十九条の二の承認を受
けた医薬品をいう。以下同じ。)又は再生医療等製品を用いる場合にあつては当該再生医療等製品の概要に
当該再生医療等製品の概要に関する事項を含む。)

三〇十八 (略)

2 前項の規定は、再生医療等を多施設共同研究として行う場合について準用する。この場合に
おいて、「研究として再生医療等を行つて再生医療等の概要を記載した研究計画書を作成させ
る医療機関の実施責任者」とあるのは、「代表管理者」と、「当該
医療機関の実施責任者」とあるのは、「代表管理者の所属する医療機関の実施責任者」と読み替
えるものとする。

(モニタリング)

二 研究の背景に関する事項(当該研究に用いる細胞の概要に関する事項、特定細胞加工物等
の概要に関する事項及び再生医療等製品を用いる場合にあつては当該再生医療等製品の概要に
関する事項を含む。)

三〇十八 (略)

七〇十五 (略)

十六 動物の細胞を用いる場合にあつては、細胞の採取に当たり、次に掲げる要件を満たして
いること。

イハ (新設)

(特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法)

第八条 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、当該特定細胞加工物の名称、構成細胞及び製造方法等を記載した特定細胞加工物概要書(以下「特定細胞加工物概要書」という。)を作成しなければならない。

2 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、特定細胞加工物製造事業者(法第二条第八項に規定する特定細胞加工物製造事業者をいう。以下同じ。)に、法第四十四条に規定する特定細胞加工物製造事業者の業務に
関し遵守すべき事項に従つて細胞培養加工施設(法第二条第四項に規定する細胞培養加工施設をいう。以下同じ。)における特定細胞加工物の製造及び品質管理を行わせなければならない。

(研究計画書)

第八条の四 研究として再生医療等を行つて再生医療等の概要を記載した研究
計画書を作成しなければならない。

一 (略)

二 研究の背景に関する事項(当該研究に用いる細胞の概要に関する事項、特定細胞加工物等
の概要に関する事項及び再生医療等製品を用いる場合にあつては当該再生医療等製品の概要に
関する事項を含む。)

三〇十八 (新設)

七〇十五 (略)

十六 動物の細胞を用いる場合にあつては、細胞の採取に当たり、次に掲げる要件を満たして
いること。

イハ (略)

二 ドナー動物がその動物の飼育の過程で微生物等により汚染されることを防ぐために必要
な措置が講じられていること。

(特定細胞加工物等の製造及び品質管理の方法)

第八条の五 研究として再生医療等を行つて再生医療等の概要を記載した研究計画書ごとにモニタリング
に関する一の手順書を作成させ、当該手順書及び研究計画書に定めるところによ
り、モニタリングを実施させなければならない。ただし、第三種再生医療等の提供を行つて医療
機関のうち、実施責任者が存しない医療機関においては、当該医療機関の管理者が当該手順書
を作成しなければならない。

2 (略)

3 モニタリングに従事する者は、当該モニタリングの結果を、研究として再生医療等を行う医療機関の管理者及び当該医療機関の実施責任者に報告しなければならない。

4 (略)

(監査)

第八条の六 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、必要に応じて、研究計画書こと監査に関する一の手順書を作成させ、当該手順書及び研究計画書に定めるところにより、監査るにより、監査を実施させなければならない。ただし、第三種再生医療等の提供を行った医療機関のうち、実施責任者が存しない医療機関においては、当該医療機関の管理者が当該手順書を作成しなければならない。

3 2 (略)

第八条の六 研究として再生医療等を行う医療機関の実施責任者に、監査に従事する者は、当該監査の結果を、研究として再生医療等を行う医療機関の管理者及び当該医療機関の実施責任者に報告しなければならない。

4 (略)

(利益相反管理計画の作成等)

第八条の八 研究として再生医療等を行う医療機関の実施責任者は、当該医療機関の実施責任者に、監査に従事する者は、当該監査の結果を、研究として再生医療等を行う医療機関の管理者及び当該医療機関の実施責任者に報告しなければならない。

4 (略)

(利益相反管理計画の作成等)

第八条の八 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、当該医療機関の実施責任者に、監査に従事する者は、当該監査の結果を、研究として再生医療等を行う医療機関の管理者及び当該医療機関の実施責任者に報告しなければならない。

2 研究として行う再生医療等に対する特定細胞加工物等製造事業者又は医薬品等製造販売業者若しくはその特殊関係者による研究資金等の提供その他の関与

二 研究として行う再生医療等に従事する者（実施責任者、再生医療等を行う医師又は歯科医師及び統計的な解析を行うことによる責任を有する者に限る）及び研究計画書に記載されている者であつて、当該研究を行うことによって利益を得ることが明白な者に対する当該研究に用いる特定細胞加工物等の製造委託を受けている特定細胞加工物等製造事業者又は当該研究に用いる医薬品等の製造販売をし、若しくはしようとする医薬品等製造販売業者若しくはその特殊関係者による寄附金、原稿執筆及び講演その他の業務に対する報酬の提供その他の関与

2 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、当該医療機関の長は、利益相反管理基準を踏まえ、前項の関与が確認された場合には、利益相反管理基準の確認及び当該利益相反管理基準に基づく前項の関与の事実関係についての確認を行い、当該確認の結果（助言、勧告その他の措置が必要な場合は、当該措置が必要な場合にあつては、当該措置の内容を含む。）を記載した報告書を作成しなければならない。この場合において、研究として再生医療等を行う医療機関の管理者以外の者が当該報告書を作成したときは、当該報告書を研究として再生医療等を行う医療機関の管理者に提出しなければならない。

4 (略)

(監査)

第八条の六 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、必要に応じて、研究計画書こと監査に関する一の手順書を作成させ、当該手順書及び研究計画書に定めるところにより、監査るにより、監査を実施させなければならない。ただし、第三種再生医療等の提供を行った医療機関のうち、実施責任者が存しない医療機関においては、当該医療機関の管理者が当該手順書を作成しなければならない。

3 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、当該医療機関の実施責任者に、前項に規定する報告書の内容も踏まえ、第一項の関与についての適切な取扱いの方法を具体的に定めた計画（前項の報告書に助言、勧告その他の措置が記載されている場合にあつては、その内容を含む。以下「利益相反管理計画」という。）を作成させなければならない。ただし、第三種再生医療等の提供を行う医療機関のうち、実施責任者が存しない医療機関においては、当該医療機関の管理者が利益相反管理計画を作成しなければならない。

3 モニタリングに従事する者は、当該モニタリングの結果を、研究として再生医療等を行う医療機関の管理者に報告しなければならない。

4 (略)

(監査)

第八条の六 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、必要に応じて、研究計画書こと監査に関する一の手順書を作成し、当該手順書及び研究計画書に定めるところにより、監査を実施させなければならない。

3 2 (略)

第八条の六 研究として再生医療等を行う医療機関の実施責任者に、監査に従事する者は、当該監査の結果を、研究として再生医療等を行う医療機関の管理者及び当該医療機関の実施責任者に報告しなければならない。

4 (略)

(利益相反管理計画の作成等)

第八条の八 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、次に掲げる関与についての適切な取扱いの基準（以下「利益相反管理基準」という。）を定めなければならない。

2 研究として行う再生医療等に対する特定細胞加工物等製造事業者又は医薬品等製造販売業者若しくはその特殊関係者による研究資金等の提供その他の関与

二 研究として行う再生医療等に従事する者（実施責任者、再生医療等を行う医師又は歯科医師及び統計的な解析を行うことによる責任を有する者に限る）及び研究計画書に記載されている者であつて、当該研究を行うことによって利益を得ることが明白な者に対する当該研究に用いる特定細胞加工物等の製造委託を受けている特定細胞加工物等製造事業者又は当該研究に用いる医薬品等の製造販売をし、若しくはしようとする医薬品等製造販売業者若しくはその特殊関係者による寄附金、原稿執筆及び講演その他の業務に対する報酬の提供その他の関与

2 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、当該医療機関の長は、前項の関与が確認された場合には、利益相反管理基準の確認及び当該利益相反管理基準に基づく前項の関与の事実関係についての確認を行い、当該確認の結果（助言、勧告その他の措置が必要な場合は、当該措置が必要な場合にあつては、当該措置の内容を含む。）を記載した報告書を作成しなければならない。この場合において、研究として再生医療等を行う医療機関の管理者以外の者が当該報告書を研究として再生医療等を行う医療機関の管理者に提出しなければならない。

4 (略)

(監査)

第八条の六 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項に規定する報告書の内容も踏まえ、第一項の関与についての適切な取扱いの方法を具体的に定めた計画（前項の報告書に助言、勧告その他の措置が記載されている場合にあつては、その内容を含む。以下「利益相反管理計画」という。）を作成しなければならない。

4・5 (略)

6 第一項及び第四項の規定は、再生医療等を多施設共同研究として行う場合について準用する。この場合において、第一項及び第四項中「研究として再生医療等を行う医療機関の管理者」とあるのは「代表管理者」と、第一項中「当該医療機関の実施責任者」とあるのは「代表管理者」の属する医療機関の実施責任者」と、「提供を行う医療機関のうち、実施責任者が存しない医療機関においては」とあるのは「提供を多施設共同研究として行う場合に、当該医療機関に実施責任者が存しないときは」と、「当該医療機関の管理者」とあるのは「代表管理者」と読み替えるものとする。

7 代表管理者は、前項の規定により読み替えて準用する第一項の規定により利益相反管理基準を定めたときは、これを当該利益相反管理基準に係る再生医療等を行う他の医療機関の管理者及び実施責任者に通知しなければならない。

(情報の公表等)

第八条の九 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、あらかじめ、当該医療機関の実施責任者に、研究を行うに当たり世界保健機関が公表を求める事項その他の研究の過程の透明性の確保及び国民の研究への参加の選択に資する事項を厚生労働省が整備するデータベースに記録することにより、当該事項を公表させなければならない。ただし、第三種再生医療等の提供を行う医療機関のうち、実施責任者が存しない医療機関においては、当該医療機関の管理者が当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、当該医療機関の実施責任者に、第八条の四第一項第四号に掲げる研究の内容に関する事項として記載した主たる評価項目に係るデータの収集を行うための期間が終了したときは原則としてその日から一年以内に主要評価項目報告書(研究計画書につき当該収集の結果等を取りまとめた一の概要をいう。以下同じ。)を、同号に掲げる研究の内容に関する事項として掲げる研究の内容に関する事項として記載した全ての評価項目に係るデータの収集を行うための期間が終了したときは原則としてその日から一年以内に研究計画書につき一の総括報告書(研究の結果等を取りまとめた文書をい。以下同じ。)及びその概要を、それぞれ作成せなければならない。ただし、第三種再生医療等の提供を行う医療機関のうち、実施責任者が存しない医療機関においては、当該医療機関の管理者が主要評価項目報告書並びに総括報告書及びその概要を作成しなければならない。

(略)

4 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、第二項の規定により主要評価項目報告書又は総括報告書及びその概要を作成させたときは、認定再生医療等委員会の意見を聴いた上で、当該医療機関の実施責任者に、主要評価項目報告書又は総括報告書の概要について当該認定再生医療等委員会が意見を述べた日から起算して一月以内に第一項の規定による公表をさせなければならない。ただし、第三種再生医療等の提供を行う医療機関のうち、実施責任者が存しない医療機関においては、当該医療機関の管理者が主要評価項目報告書又は総括報告書の概要について公表しなければならない。

5・6 (略)

4・5 (略)

6 第一項及び第四項の規定は、再生医療等を多施設共同研究として行う場合について準用する。この場合において、第一項及び第四項中「研究として再生医療等を行う医療機関の管理者」とあるのは「代表管理者」と読み替えるものとする。

7 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、第八条の四第四号に掲げる研究の内容に関する事項として記載した主たる評価項目に係るデータの収集を行うための期間が終了したときは原則としてその日から一年以内に主要評価項目報告書(研究計画書につき当該収集の結果等を取りまとめた一の概要をいう。以下同じ。)を、同号に掲げる研究の内容に関する事項として記載した全ての評価項目に係るデータの収集を行うための期間が終了したときは原則としてその日から一年以内に研究計画書につき一の総括報告書(研究の結果等を取りまとめた文書をい。以下同じ。)及びその概要を、それぞれ作成しなければならない。

(情報の公表等)

2 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、第八条の四第四号に掲げる研究の内容に関する事項として記載した主たる評価項目に係るデータの収集を行うための期間が終了したときは原則としてその日から一年以内に主要評価項目報告書(研究計画書につき当該収集の結果等を取りまとめた一の概要をいう。以下同じ。)を、同号に掲げる研究の内容に関する事項として記載した全ての評価項目に係るデータの収集を行うための期間が終了したときは原則としてその日から一年以内に研究計画書につき一の総括報告書(研究の結果等を取りまとめた文書をい。以下同じ。)及びその概要を、それぞれ作成しなければならない。

(略)

5・6 (略)

4・5 (略)

7 第一項及び第三項から前項までの規定は、再生医療等を多施設共同研究として行う場合について準用する。この場合において、「研究として再生医療等を行う医療機関の管理者」とあるのは「代表管理者」と、第一項、第二項及び第四項中「当該医療機関の実施責任者」、「提供を行う医療機関のうち」、「実施責任者」があるのは「代表管理者」と、「第一項の規定による公表」とあるのは「第七項において準用する第一項の規定による公表」と、第三項中「前項の規定により」とあるのは「前項の

「代表管理者の属する医療機関の実施責任者」、提供を多施設共同研究として行う場合に、「当該医療機関に実施責任者が存しないときは」又は「代表管理者」と、第二項中「第八条の四第一項第四号」とあるのは、「第八条の四第二項の規定において準用する同条第一項第四号」と読み替えるものとする。

8 | 代表管理者は、前項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による公表をしたときは及び前項の規定により読み替えて準用する第六項の規定による提出をしたときは、速やかに、多施設共同研究に係る医療機関の管理者及び実施責任者に報告しなければならない。

(再生医療等を行う際の責務)

第十条 (略)

2 医師又は歯科医師は、再生医療等に特定細胞加工物等を用いる場合においては、特定細胞加工物等製造事業者に特定細胞加工物等の製造を行わせる際に、特定細胞加工物等概要書に従つた製造が行われるよう、必要な指示をしなければならない。

3 医師又は歯科医師は、再生医療等に特定細胞加工物等を用いる場合においては、再生医療等を受ける者に対し、特定細胞加工物等の投与を行う際に、当該特定細胞加工物等が特定細胞加工物等概要書に従つて製造されたものか確認する等により、当該特定細胞加工物等の投与の可否について否について決定しなければならない。

4 (略)

(疾病等の発生の場合の措置)

第十七条 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等の提供によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又は感染症の発生（以下「疾病等の発生」という。）を知ったときは、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者及び当該医療機関の実施責任者に対し、速やかにその旨を報告しなければならない。

(削る)

2 実施責任者は、前項の報告により知った場合を除き、疾病等の発生を知ったときは、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者に報告しなければならない。

3・4 (略)

5 第一項若しくは第二項の報告又は第三項の通知を受けた再生医療等を提供する医療機関の管理者、実施責任者又は代表管理者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、発生した事態及び講じた措置について速やかに通知しなければならない。

一 特定細胞加工物等を用いた再生医療等を行っていた場合 当該再生医療等に用いる特定細胞加工物等を製造した特定細胞加工物等製造事業者

二 医薬品又は再生医療等製品を用いた再生医療等を行っていた場合 当該再生医療等に用いる医薬品又は再生医療等製品の製造販売業者（当該医薬品が医薬品医療機器等法第十九条の二第一項の承認を受けている場合にあつては、同条第四項に規定する選任外国製造医薬品等製造販売業者をいい、当該再生医療等製品が同法第二十三条の三十七第一項の承認を受けている場合にあつては、同条第四項に規定する選任外国製造再生医療等製品製造販売業者をい

う）

規定期により研究として再生医療等を行う医療機関の管理者が」と、第四項中「第二項の規定により」とあるのは、「第二項の規定により研究として再生医療等を行う医療機関の管理者が」と、前二項中「前項」とあるのは、「第七項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(新設)

(再生医療等を行う際の責務)

第十条 (略)

2 医師又は歯科医師は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、特定細胞加工物製造事業者に特定細胞加工物の製造を行わせる際に、特定細胞加工物概要書に従つた製造が行われるよう、必要な指示をしなければならない。

3 医師又は歯科医師は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、再生医療等を受ける者に対し、特定細胞加工物の投与を行う際に、当該特定細胞加工物が特定細胞加工物概要書に従つて製造されたものか確認する等により、当該特定細胞加工物の投与の可否について決定しなければならない。

4 (略)

(疾病等の発生の場合の措置)

第十七条 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等の提供によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又は感染症の発生（以下「疾病等の発生」という。）を知ったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、速やかにその旨を報告しなければならない。

一 第一種再生医療等又は第二種再生医療等を行っている場合 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者及び実施責任者

二 第三種再生医療等 法第二条第七項に規定する第三種再生医療等をいう。以下同じ。」を行つてゐる場合 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者

2 実施責任者は、前項（第一号に掲げる場合に限る。）の報告により知った場合を除き、疾病等の発生を知ったときは、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者に報告しなければならない。

3・4 (略)

5 第一項若しくは第二項の報告又は第三項の通知を受けた再生医療等を提供する医療機関の管理者、実施責任者又は代表管理者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、発生した事態及び講じた措置について速やかに通知しなければならない。

一 特定細胞加工物を用いた再生医療等を行っていた場合 当該再生医療等に用いる特定細胞加工物を製造した特定細胞加工物製造事業者

二 再生医療等製品を用いた再生医療等を行つていた場合 当該再生医療等に用いる再生医療等製品の製造販売業者（当該再生医療等製品が医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第一項の承認を受けている場合にあつては、同条第四項に規定する選任外国製造再生医療等製品製造販売業者）

(再生医療等の提供終了後の措置等)

第十八条 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等の提供を終了した後においても、安全性及び科学的妥当性の確保の観点から、再生医療等の提供による疾病等の発生についての適当な期間の追跡調査、効果についての検証その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、その結果については、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者及び当該医療機関の実施責任者に対し、報告しなければならない。

(再生医療等を受ける者に関する情報の把握)

第十九条 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等の提供に起因するものと疑われる疾病等の発生の場合に当該疾病等の情報を把握できるよう、並びに細胞加工物及び核酸等(法第二条第五項に規定する核酸等をいう。以下同じ。)に問題が生じた場合に再生医療等を受けた者の健康状態等が把握できるよう、あらかじめ適切な措置を講じなければならない。

(実施状況の確認)

第二十条 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者及び実施責任者は、再生医療等がこの省令、再生医療等提供計画及び研究計画書(研究として再生医療等を行う場合に限る。)に従い、適正に行われていることを随時確認するとともに、必要に応じて、再生医療等の中止又は再生医療等提供計画及び研究計画書の変更その他の再生医療等の適正な実施を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(削る)

3 2 (略)
研究として再生医療等を行う医療機関の管理者及び実施責任者は、当該再生医療等に関する業務の一部を委託する場合には、委託を受けた者が遵守すべき事項について、委託契約の内容を確認するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(不適合の管理)

第二十条の二 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等がこの省令又は再生医療等提供計画に適合していない状態(以下「不適合」という。)であると知ったときは、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者及び実施責任者に対し、速やかにその旨を報告しなければならない。

(削る)

2 実施責任者は、前項の報告により知った場合を除き、再生医療等が不適合であると知ったときは、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者に報告しなければならない。

3 4 (略)
(個人情報の利用に係る本人等の同意)

第二十六条の四 医師又は歯科医師は、個人情報を利用して研究として再生医療等を行う場合においては、次に掲げる場合を除き、本人等の同意を得なければならない。
一 既存試料等(研究計画書が作成されるまでの間に存在する試料等又は当該研究計画書が作成された後に当該研究の目的以外の目的で取得された試料等であつて、当該研究に利用するもの(特定細胞加工物等に該当するものを除く。)をいう。以下同じ。)の取得時に別の研究にお

(再生医療等の提供終了後の措置等)

第十八条 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等の提供に起因するものと疑われる疾病等の発生の場合に当該疾病等の情報を把握できるよう、及び細胞加工物に問題が生じた場合に再生医療等を受けた者の健康状態等が把握できるよう、あらかじめ適切な措置を講じなければならない。

(再生医療等を受ける者に関する情報の把握)

第十九条 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等の提供に起因するものと疑われる疾病等の発生の場合に当該疾病等の情報を把握できるよう、及び細胞加工物に問題が生じた場合に再生医療等を受けた者の健康状態等が把握できるよう、あらかじめ適切な措置を講じなければならない。

(実施状況の確認)

第二十条 次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める者は、再生医療等がこの省令、再生医療等提供計画及び研究計画書(研究として再生医療等を行う場合に限る。)に従い、適正に行われていることを随時確認するとともに、必要に応じて、再生医療等の中止又は再生医療等提供計画及び研究計画書の変更その他の再生医療等の適正な実施を確保するために必要な措置を講じなければならない。

1 第一種再生医療等又は第二種再生医療等を行つてある場合

2 第二種再生医療等を行つてある場合

3 第三種再生医療等を行つてある場合

4 第二種再生医療等の提供を行つてある医療機関の管理者

3 2 (略)
研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、当該再生医療等に関する業務の一部を委託する場合には、委託を受けた者が遵守すべき事項について、委託契約の内容を確認するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(不適合の管理)

第二十条の二 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等がこの省令又は再生医療等提供計画に適合していない状態(以下「不適合」という。)であると知ったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、速やかにその旨を報告しなければならない。

1 第一種再生医療等又は第二種再生医療等を行つてある場合

2 第二種再生医療等を行つてある場合

3 第三種再生医療等を行つてある場合

4 第二種再生医療等の提供を行つてある医療機関の管理者

第二十六条の四 医師又は歯科医師は、個人情報を利用して研究として再生医療等を行う場合においては、次に掲げる場合を除き、本人等の同意を得なければならない。
一 既存試料等(研究計画書が作成されるまでの間に存在する試料等又は当該研究計画書が作成された後に当該研究の目的以外の目的で取得された試料等であつて、当該研究に利用するもの(特定細胞加工物に該当するものを除く。)をいう。以下同じ。)の取得時に別の研究にお

おける利用についての同意が得られており、当該研究を行うことについて、次に掲げる事項を既存試料等が再生医療等に利用される者又はその親権を行う者、配偶者、後見人その他これらに準ずる者（以下「既存試料等が再生医療等に利用される者等」という。）に通知し、又は公表しており、かつ、その同意が当該研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められる場合

イ～二 （略）

二 （略）

（再生医療等提供計画の提出）

第二十七条 条（略）

2～5 （略）

6 法第四条第一項第八号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 （略）

五 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画に関する役務の提供の有無及びその内容

六 （略）

7 （略）

8 法第四条第三項第二号（法第五条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～三 （略）

四 特定細胞加工物（法第二条第四項に規定する特定細胞加工物をいう。以下同じ。）を用いる場合にあつては、再生医療等提供計画に記載された再生医療等に用いる細胞に関連する研究を記載した書類

五 特定核酸等（法第二条第五項に規定する特定核酸等をいう。以下同じ。）を用いる場合にあつては、再生医療等提供計画に記載された再生医療等に用いる核酸等に関連する研究を記載した書類

六 特定細胞加工物等を用いる場合にあつては、特定細胞加工物等概要書、第九十六条に規定する特定細胞加工物等標準書、第九十七条第一項に規定する衛生管理基準書、同条第二項に規定する製造管理基準書及び同条第三項に規定する品質管理基準書

七 医薬品又は再生医療等製品を用いる場合にあつては、当該医薬品又は再生医療等製品の注意事項等情報（医薬品医療機器等法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報（当該医薬品が医薬品医療機器等法第六十八条の二十の二に規定する生物由来製品である場合にあつては、同条各号に掲げる事項を含む。）をいう。）

八 特定細胞加工物等の製造を委託する場合にあつては、委託契約書の写しその他これに準ずるもの

（削る）

九～十一 （略）

ける利用についての同意が得られており、当該研究を行うことについて、次に掲げる事項を既存試料等が再生医療等に利用される者又はその親権を行う者、配偶者、後見人その他これらに準ずる者（以下「既存試料等が再生医療等に利用される者等」という。）に通知し、又は公表しており、かつ、その同意が当該研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められる場合

イ～二 （略）

二 （略）

（再生医療等提供計画の提出）

第二十七条 条（略）

2～5 （略）

6 法第四条第一項第八号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 （略）

五 （新設）

六 （略）

7 （略）

8 法第四条第三項第二号（法第五条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～三 （略）

四 特定細胞加工物を用いる場合にあつては、再生医療等提供計画に記載された再生医療等に用いる細胞に関連する研究を記載した書類

五 特定細胞加工物を用いる場合にあつては、特定細胞加工物概要書、第九十六条に規定する特定細胞加工物標準書、第九十七条第一項に規定する衛生管理基準書、同条第二項に規定する製造管理基準書及び同条第三項に規定する品質管理基準書

六 再生医療等製品を用いる場合にあつては、当該再生医療等製品の注意事項等情報（医薬品医療機器等法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報をいう。）

七 特定細胞加工物の製造を委託する場合にあつては、委託契約書の写しその他これに準ずるもの

（削除）

九～十一 （略）

(再生医療等提供計画の軽微な変更の範囲)

第二十九条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 (略)

二 特定細胞加工物等を用いる場合にあつては、当該再生医療等の安全性に影響を与える特定細胞加工物等の製造及び品質管理の方法の変更

三 医薬品又は再生医療等製品を用いる場合にあつては、当該医薬品又は再生医療等製品に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。)第四十七条第三号又は第六年厚生省令第一号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。)第百三十七条の二十八第四号に掲げる変更

第百三十七条の二十八第四号に掲げる変更

四・五 (略)

(再生医療等に関する記録及び保存)

第三十四条 (略)

2 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 再生医療等を行う場合 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 使用した特定細胞加工物等又は医薬品若しくは再生医療等製品の種類、投与方法その他の再生医療等の内容及び評価

二 (略)

ホ 特定細胞加工物等の製造を委託した場合は委託先及び委託業務の内容

ヘ・チ (略)

3 提供機関管理者は、再生医療等が行われたときは、法第十六条第一項に規定する記録であつて前項第一号に掲げる事項に関するものを、再生医療等提供計画、第二十七条第八項第一号から第八号までに掲げる書類、再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意に係る文書並びに認定再生医療等委員会から受け取った審査等業務に係る文書とともに、次に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる期間、保存しなければならない。

一 医薬品医療機器等法第二条第十一項に規定する特定生物由来製品に該当する医薬品(同法第十四条、第十四条の二の二、第十四条の三又は第十九条の二の承認の内容に従わずに用いるものに限る。以下「特定生物由来製品該当医薬品」という。)若しくは指定再生医療等製品(医薬品医療機器等法第六十八条の七第三項に規定する指定再生医療等製品の原料と類似の原料から成る特定細胞加工物等を用いる場合

第二十三条の二十五、第二十三条の二十六、第二十三条の二十六の二、第二十三条の二十八又は第二十三条の三十七の承認の内容に従わずに用いるものに限る。以下同じ。)又は当該特定生物由来製品該当医薬品若しくは当該指定再生医療等製品の原料と類似の原料から成る特定細胞加工物等を用いる場合

二 前号に掲げる特定生物由来製品該当医薬品若しくは指定再生医療等製品又は特定細胞加工物等以外の細胞加工物及び核酸等を用いる場合 十年間

(再生医療等提供計画の軽微な変更の範囲)

第二十九条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 (略)

二 特定細胞加工物を用いる場合にあつては、当該再生医療等の安全性に影響を与える特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法の変更

三 再生医療等製品を用いる場合にあつては、当該再生医療等製品に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。)第百三十七条の二十八第四号に掲げる変更

四・五 (略)

(再生医療等に関する記録及び保存)

第三十四条 (略)

2 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 再生医療等を行う場合 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 使用した特定細胞加工物又は再生医療等製品の種類、投与方法その他の再生医療等の内容及び評価

二 (略)

ホ 特定細胞加工物の製造を委託した場合は委託先及び委託業務の内容

ヘ・チ (略)

3 提供機関管理者は、再生医療等が行われたときは、法第十六条第一項に規定する記録であつて前項第一号に掲げる事項に関するものを、再生医療等提供計画、第二十七条第八項第一号から第八号までに掲げる書類、再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意に係る文書並びに認定再生医療等委員会から受け取った審査等業務に係る文書とともに、次に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる期間、保存しなければならない。

一 指定再生医療等製品(医薬品医療機器等法第六十八条の七第三項に規定する指定再生医療等製品であつて、同法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認の内容に従わずに用いるものに限る。以下同じ。)又は指定再生医療等製品の原料と類似の原料から成る特定細胞加工物を用いる場合 三十年間

二 前号に掲げる指定再生医療等製品又は特定細胞加工物以外の細胞加工物を用いる場合 十年間

(認定再生医療等委員会の審査等業務に係る契約)

第四十条 再生医療等を提供しようとする医療機関の管理者は、認定再生医療等委員会（当該再生医療等を提供しようとする医療機関の開設者が設置した認定再生医療等委員会及び当該再生医療等を提供しようとする医療機関を有する法人が設置したものと除く。）に審査等業務を行わせることとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により認定委員会設置者（法第二十六条第六項第一号に規定する認定委員会設置者をいう。以下同じ。）との契約を締結しなければならない。

一（略）

(再生医療等委員会を設置できる団体)

第四十二条

(略)

2 再生医療等委員会を前項第一号から第三号までに掲げる団体が設置する場合は、当該者は次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一（略）

二 その役員（法第二十六条第五項第三号に規定する役員をいう。次号において同じ。）のうちには、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者が含まれていること。

三（略）

（第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の構成要件）

第四十四条 第一種再生医療等提供計画（法第七条に規定する第一種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。）又は第二種再生医療等提供計画（法第十一條に規定する第二種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。）に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の法第二十六条第四項第一号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、各号に掲げる者は当該各号以外に掲げる者を兼ねることができない。

一（略）

四 審査等業務の対象となる再生医療等の提供において用いられる特定細胞加工物等の製造に関する識見を有する者

五（略）

（新設）

2 前項に規定する第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行なう再生医療等委員会が、第二条第二号又は第五号に掲げる再生医療等技術に係る審査等業務を行う場合は、前項各号に掲げる者のほか、次に掲げる者を置くものとする。ただし、各号に掲げる者は当該各号以外に掲げる者を兼ねることができない。

一（略）

二 核酸等に係る遺伝子組換え生物の取扱いについて科学的知見及び識見を有する者

（欠格事由）

第四十九条の二

法第二十六条第五項第三号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣が法第三

十一条第一項の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための認定委員会設置者の審査等業務の実施体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に關して当該認定委員会設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定委員会設置者が当該認定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

(認定再生医療等委員会の審査等業務に係る契約)

第四十条 再生医療等を提供しようとする医療機関の管理者は、認定再生医療等委員会（当該再生医療等を提供しようとする医療機関の開設者が設置した認定再生医療等委員会及び当該再生医療等を提供しようとする医療機関を有する法人が設置したものと除く。）に審査等業務を行わせることとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により認定委員会設置者（法第二十六条第五項第一号に規定する認定委員会設置者をいう。以下同じ。）との契約を締結しなければならない。

一（略）

(再生医療等委員会を設置できる団体)

第四十二条

(略)

2 再生医療等委員会を前項第一号から第三号までに掲げる団体が設置する場合は、当該者は次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一（略）

二 その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。次号において同じ。）のうちには、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者が含まれていること。

三（略）

（第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の構成要件）

第四十四条 第一種再生医療等提供計画（法第七条に規定する第一種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。）又は第二種再生医療等提供計画（法第十一條に規定する第二種再生医療等提供計画をいう。以下同じ。）に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の法第二十六条第四項第一号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、各号に掲げる者は当該各号以外に掲げる者を兼ねることができない。

一（略）

四 細胞培養加工に関する識見を有する者

五（略）

（新設）

2 前項に規定する第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行なう再生医療等委員会が、第二条第二号又は第五号に掲げる再生医療等技術に係る審査等業務を行う場合は、前項各号に掲げる者のほか、次に掲げる者を置くものとする。ただし、各号に掲げる者は当該各号以外に掲げる者を兼ねることができない。

一（略）

二 遺伝子治療が人に与える影響について十分な科学的知見及び識見を有する者

（欠格事由）

(第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務)
第六十三条 認定再生医療等委員会が、第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う際には、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一・二 (略)

三 次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。

イ 第四十四条第一項第二号に掲げる者

ロ 第四十四条第一項第四号に掲げる者

ハ 第四十四条第五号又は同項第六号に掲げる者

ニ 第四十四条第一項第八号に掲げる者

ホ 第四十四条第二項各号に掲げる者 (第二条第二号又は第五号に掲げる再生医療等技術に係る審査等業務を行つ場合に限る。)

四・五 (略)

(認定再生医療等委員会の判断及び意見)

第六十五条 次に掲げる認定再生医療等委員会の委員又は技術専門員は、審査等業務に参加してはならない。ただし、認定再生医療等委員会の求めに応じて、当該認定再生医療等委員会において説明することを妨げない。

一・二 (略)

三 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画に関する役務の提供を行つた者又は当該者と密接な関係にある者

四 前二号に掲げる者のほか、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師若しくは歯科医師若しくは実施責任者又は審査等業務の対象となる再生医療等に関与する特定細胞加工物等製造事業者若しくは医薬品等製造販売業者若しくはその特殊関係者と密接な関係を有している者であつて、当該審査等業務に参加することが適切でない者

2 (略)

(認定再生医療等委員会の審査等業務の記録等)

第七十一条 認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会における審査等業務の過程に関する記録を作成し、個人情報、研究の独創性及び知的財産権の保護に支障を生じるおそれのある事項を除き、厚生労働省が整備するデータベースに記録することにより、これを公表しなければならない。

2 認定委員会設置者は、審査等業務に係る再生医療等提供計画その他の審査等業務を行うために提供機関管理者から提出された書類、前項の記録（技術専門員からの評価書を含む。）委員又は技術専門員が第六十五条第一項各号に掲げる者でないことを確認した記録及び認定再生医療等委員会の結論を提供機関管理者に通知した文書の写しを、当該再生医療等提供計画に係る再生医療等の提供が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

3 認定委員会設置者は、第四十三条第一項に規定する申請書の写し、法第二十六条第三項に規定する申請書の添付書類、審査等業務に関する規程、委員名簿及び委員会の設置又は運営に関する者が提供した審査等業務に係る役務その他の関与に関する記録を、当該認定再生医療等委員会の廃止後十年間保存しなければならない。

(第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務)
第六十三条 認定再生医療等委員会が、第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う際には、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一・二 (略)

三 次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。

イ 第四十四条第二号に掲げる者

ロ 第四十四条第四号に掲げる者

ハ 第四十四条第五号又は第六号に掲げる者

ニ 第四十四条第八号に掲げる者

(新設)

四・五 (略)

(認定再生医療等委員会の判断及び意見)

第六十五条 次に掲げる認定再生医療等委員会の委員又は技術専門員は、審査等業務に参加してはならない。ただし、認定再生医療等委員会の求めに応じて、当該認定再生医療等委員会において説明することを妨げない。

一・二 (略)

(新設)

三 前二号に掲げる者のほか、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師若しくは歯科医師若しくは実施責任者又は審査等業務の対象となる再生医療等に関与する特定細胞加工物等製造事業者若しくは医薬品等製造販売業者若しくはその特殊関係者と密接な関係を有している者であつて、当該審査等業務に参加することが適切でない者

2 (略)

(認定再生医療等委員会の審査等業務の記録等)

第七十一条 認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会における審査等業務の過程に関する記録を作成し、個人情報、研究の独創性及び知的財産権の保護に支障を生じるおそれのある事項を除き、これを公表しなければならない。

2 認定委員会設置者は、審査等業務に係る再生医療等提供計画その他の審査等業務を行うために提供機関管理者から提出された書類、前項の記録（技術専門員からの評価書を含む。）及び認定再生医療等委員会の結論を提供機関管理者に通知した文書の写しを、当該再生医療等提供計画に係る再生医療等の提供が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

3 認定委員会設置者は、第四十三条第一項に規定する申請書の写し、法第二十六条第三項に規定する申請書の添付書類、審査等業務に関する規程、委員名簿及び委員会の設置又は運営に関する者が提供した審査等業務に係る役務その他の関与に関する記録を、当該認定再生医療等委員会の廃止後十年間保存しなければならない。

第四章 特定細胞加工物等の製造
(特定細胞加工物等の製造の許可の申請)

第七十二条 (略)

2 法第三十五条第二項(法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定細胞加工物等製造施設の名称及び所在地

二 (略)

3 法第三十五条第二項(法第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 製造をしようとする特定細胞加工物等の一覧表

(特定細胞加工物等の製造の許可証の交付)

第七十三条 厚生労働大臣は、法第三十五条第一項の許可をしたときは、許可を申請した者に対し、様式第十五による許可証を交付しなければならない。法第三十六条第一項の更新をしたときも、同様とする。

(許可事業者の届出をする変更の範囲)

第七十四条 法第三十七条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 特定細胞加工物等製造施設の名称及び所在地

三 (略)

六 製造をしようとする特定細胞加工物等の種類

七 (略)

(特定細胞加工物等の製造の許可証の再交付)

第七十七条 許可事業者は、特定細胞加工物等の製造の許可証を破り、汚し、又は失つたときは、様式第十八による申請書を厚生労働大臣に提出してその再交付を申請することができる。この場合において、許可証を破り、又は汚した特定細胞加工物等製造事業者は、申請書に当該許可証を添えなければならない。

2 (略)

(特定細胞加工物等の製造の許可証の再交付)

第七十七条 許可事業者は、特定細胞加工物等の製造の許可証を破り、汚し、又は失つたときは、様式第十八による申請書を厚生労働大臣に提出してその再交付を申請することができる。この場合において、許可証を破り、又は汚した特定細胞加工物等製造事業者は、申請書に当該許可証を添えなければならない。

2 (略)

(製造の許可証の返納)

第七十九条 許可事業者は、法第四十九条の規定により許可を取り消されたとき、又は特定細胞加工物等の製造を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に許可証を返納しなければならない。

(特定細胞加工物等の製造の許可の更新の申請)

第七十八条 (略)

2 (略)

第四章 特定細胞加工物の製造
(特定細胞加工物の製造の許可の申請)

第七十二条 (略)

2 法第三十五条第二項第四号(法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 細胞培養加工施設の名称及び所在地

二 (略)

三 法第三十五条第二項(法第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 製造をしようとする特定細胞加工物の一覧表

(特定細胞加工物の製造の許可証の交付)

第七十三条 厚生労働大臣は、法第三十五条第一項の規定による許可をしたときは、許可を申請した者に対し、様式第十五による許可証を交付しなければならない。法第三十六条第一項の規定による更新をしたときも、同様とする。

(許可事業者の届出をする変更の範囲)

第七十四条 法第三十七条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 細胞培養加工施設の名称及び所在地

三 (略)

六 製造をしようとする特定細胞加工物の種類

七 (略)

(特定細胞加工物の製造の許可証の再交付)

第七十七条 許可事業者は、特定細胞加工物の製造の許可証を破り、汚し、又は失つたときは、様式第十八による申請書を厚生労働大臣に提出してその再交付を申請することができる。この場合において、許可証を破り、又は汚した特定細胞加工物製造事業者は、申請書に当該許可証を添えなければならない。

2 (略)

(特定細胞加工物の製造の許可証の再交付)

第七十七条 許可事業者は、特定細胞加工物の製造の許可証の再交付を受けた後、失つた許可証を発見したときは、遅滞なく、厚生労働大臣にこれを返納しなければならない。

(特定細胞加工物等の製造の許可の更新の申請)

第七十八条 (略)

2 (略)

(製造の許可証の返納)

第七十九条 特定細胞加工物の製造の許可事業者は、法第四十九条の規定により特定細胞加工物の製造の許可を受けたとき、又はその業務を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に許可証を返納しなければならない。

(特定細胞加工物等の製造の許可台帳)

第八十条 厚生労働大臣は、法第三十五条第一項の規定による許可に関する台帳を備え、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二 (略)

三 特定細胞加工物等製造施設の名称及び所在地

四 (略)

(機構に対する特定細胞加工物等の製造の許可又は許可の更新に係る調査の申請)

第八十一条 (略)

(機構による特定細胞加工物等の製造の許可等に係る調査の結果の通知)

第八十二条 (略)

(機構による特定細胞加工物等の製造の認定の申請)

第八十三条 (略)

(機構による特定細胞加工物等の製造の認定の申請)

第八十四条 (略)

(機構による特定細胞加工物等の製造の認定の申請)

第八十五条 (略)

(機構による特定細胞加工物等の製造の認定の申請)

第八十六条 (略)

(機構による特定細胞加工物等の製造の認定の申請)

第八十七条 (略)

(機構による特定細胞加工物等の製造の認定の申請)

第八十八条 (略)

(機構による特定細胞加工物等の製造の認定の申請)

第八十九条 (略)

(機構による特定細胞加工物等の製造の認定の申請)

第九十条 (略)

(機構による特定細胞加工物等の製造の認定の申請)

第九十一条 (略)

(機構による特定細胞加工物等の製造の認定の申請)

第九十二条 (略)

(機構による特定細胞加工物等の製造の認定の申請)

第九十三条 (略)

(機構による特定細胞加工物等の製造の認定の申請)

第九十四条 (略)

(機構による特定細胞加工物等の製造の認定の申請)

(特定細胞加工物の製造の許可台帳)

第八十条 厚生労働大臣は、法第三十五条第一項の規定による許可に関する台帳を備え、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二 (略)

三 細胞培養加工施設の名称及び所在地

四 (略)

(機構に対する特定細胞加工物の製造の許可又は許可の更新に係る調査の申請)

第八十一条 (略)

(機構による特定細胞加工物の製造の許可等に係る調査の結果の通知)

第八十二条 (略)

(機構による特定細胞加工物の製造の認定の申請)

第八十三条 (略)

(機構による特定細胞加工物の製造の認定の申請)

第八十四条 (略)

(機構による特定細胞加工物の製造の認定の申請)

第八十五条 (略)

(機構による特定細胞加工物の製造の認定の申請)

第八十六条 (略)

(機構による特定細胞加工物の製造の認定の申請)

第八十七条 (略)

(機構による特定細胞加工物の製造の認定の申請)

第八十八条 (略)

(機構による特定細胞加工物の製造の認定の申請)

第八十九条 (略)

(機構による特定細胞加工物の製造の認定の申請)

第九十条 (略)

(機構による特定細胞加工物の製造の認定の申請)

第九十一条 (略)

(機構による特定細胞加工物の製造の認定の申請)

第九十二条 (略)

(機構による特定細胞加工物の製造の認定の申請)

第九十三条 (略)

(機構による特定細胞加工物の製造の認定の申請)

第九十四条 (略)

(機構による特定細胞加工物の製造の認定の申請)

第九十五条 (略)

(機構による特定細胞加工物の製造の認定の申請)

二 特定核酸等の製造をする場合 医薬品医療機器等法第十三条第一項の許可（医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第一項第一号に規定する区分に該当するものに限る。第四項において同じ。）又は同法第二十三条の二十二第一項の許可を受けた製造所に該当するもの

3 法第四十条第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 特定細胞加工物等製造施設の名称及び所在地

三 （略）

四 届出をする者（届出をする者が法人である場合は、その業務を行う役員を含む。）の停止事由に係る事項

五 （略）

4 法第四十条第二項の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 届出をする者が法人である場合は、登記事項証明書

二 製造をしようとする特定細胞加工物等の一覧表

三 届出をする者が医薬品医療機器等法第十三条第一項又は第二十三条の二十二第一項の許可

を受けている場合にあっては、当該許可証の写し

（新設）

3 法第四十条第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 細胞培養加工施設の名称及び所在地

三 （略）

四 届出をする者（届出をする者が法人である場合は、その業務を行う役員を含む。）の停止事由に係る事項

五 （略）

4 法第四十条第二項の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 届出をする者が法人であるときは、登記事項証明書

二 製造をしようとする特定細胞加工物の一覧表

三 届出をする者が医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の許可（医薬品医療機器等

法施行規則第二百三十七条の八第一号に規定する区分に該当するものに限る。）を受けている場合にあっては、当該許可証の写し

4 届出をする者が移植用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第三十条の（臍帯血供給事業の許可を受けている場合にあっては、当該許可証の写し

第五条第一項）第三十条の臍帯血供給事業の許可を受けている場合にあっては、当該許可証の写し

（届出事業者の届出を要する変更の範囲）

第八十六条 法第四十条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 特定細胞加工物等製造施設の名称及び所在地

四・六 （略）

七 製造をしようとする特定細胞加工物等の種類

八 （略）

（特定細胞加工物等製造施設の構造設備）

第八十九条 法第四十二条の特定細胞加工物等製造施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 当該特定細胞加工物等製造施設において特定細胞加工物等を製造するのに必要な設備及び器具を備えていること。

二 特定細胞加工物等及び原料並びに資材の混同並びに汚染を防止し、円滑かつ適切な作業を行ふのに支障のないよう配置されており、かつ、清掃及び保守が容易なものであること。

三 （略）

四 原料の受入れ、特定細胞加工物等の保管等を行う区域は、特定細胞加工物等の製造を行う他の区域から区分されていること。

（新設）

3 法第四十条第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 細胞培養加工施設の構造設備

三 （略）

四 原料の受入れ、特定細胞加工物の保管等を行う区域は、特定細胞加工物の製造を行う他の区域から区分されていること。

（新設）

3 法第四十条第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 細胞培養加工施設の構造設備

三 （略）

四 原料の受入れ、特定細胞加工物の保管等を行う区域は、特定細胞加工物の製造を行う他の区域から区分されていること。

五 原料の受入れ、特定細胞加工物等の保管等を行う区域は、これらを行つたために必要な構造及び設備を有すること。

六 作業所は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ・ハ (略)

二 防じん、防虫及び防鼠のための構造又は設備を有すること。

ホ (略)

ヘ 特定細胞加工物等により有毒ガスを取り扱う場合には、その処理に要する設備を有すること。

七・十 (略)

十一 作業所のうち、動物又は微生物を用いる試験を行う区域及び特定細胞加工物等の製造に必要な動物組織又は微生物を取り扱う区域は、当該特定細胞加工物等の製造を行つ他の区域から明確に区別されており、かつ、空気処理システムが別系統にされていること。

十二・十四 (略)

十五 空気処理システムは、微生物等による特定細胞加工物等及び原料の汚染を防止するために適切な構造のものであること。

十六・十七 (略)

十八 特定細胞加工物等及び原料並びに資材を区分して、衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

十九 (略)

二十 次に掲げる試験検査の設備及び器具を備えていること。ただし、当該特定細胞加工物等の製造事業者の他の試験検査設備又は他の試験検査機関を利用して自己の責任において当該試験検査を行う場合であつて、支障がないと認められるときは、この限りでない。

イ・ロ (略)

ハ 特定細胞加工物等及び原料並びに資材の理化学試験の設備及び器具

二・ヘ (略)

(施設管理者の基準)

第九十条 法第四十三条の厚生労働省令で定める基準は、特定細胞加工物等に係る生物学的知識を有する者であることとする。

2 施設管理者は、特定細胞加工物等製造施設ごとに一名置かなければならない。

(特定細胞加工物等製造事業者の遵守事項)

第九十一条 法第四十四条の厚生労働省令で定める特定細胞加工物等製造事業者の遵守事項は、次条から第百十条までに定めるところによる。

(品質リスクマネジメント)

第九十二条 特定細胞加工物等製造事業者は、製造管理及び品質管理を行つ際に、品質リスクマネジメント(特定細胞加工物等の品質に対するリスクについて適切な手続に従い評価、管理等を行ふことをいう。)の活用を考慮するものとする。

(製造部門及び品質部門)

第九十三条 特定細胞加工物等製造事業者は、特定細胞加工物等製造施設ごとに、施設管理者の監督の下に、製造管理に係る部門(以下「製造部門」という)及び品質管理に係る部門(以下「品質部門」という)を置かなければならない。

五 原料の受入れ、特定細胞加工物の保管等を行う区域は、これらを行つたために必要な構造及び設備を有すること。

六 作業所は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ・ハ (略)

二 防じん、防虫及び防鼠のための構造又は設備を有すること。

ホ (略)

ヘ 特定細胞加工物等により有毒ガスを取り扱う場合には、その処理に要する設備を有すること。

七・十 (略)

十一 作業所のうち、動物又は微生物を用いる試験を行う区域及び特定細胞加工物の製造に必要な動物組織又は微生物を取り扱う区域は、当該特定細胞加工物の製造を行つ他の区域から明確に区別されており、かつ、空気処理システムが別系統にされていること。

十二・十四 (略)

十五 空気処理システムは、微生物等による特定細胞加工物等の汚染を防止するため適切な構造のものであること。

十六・十七 (略)

十八 特定細胞加工物等及び資材を区分して、衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

十九 (略)

二十 次に掲げる試験検査の設備及び器具を備えていること。ただし、当該特定細胞加工物製造事業者の他の試験検査設備又は他の試験検査機関を利用して自己の責任において当該試験検査を行う場合であつて、支障がないと認められるときは、この限りでない。

イ・ロ (略)

ハ 特定細胞加工物等及び資材の理化学試験の設備及び器具

二・ヘ (略)

(施設管理者の基準)

第九十条 法第四十三条の厚生労働省令で定める基準は、特定細胞加工物に係る生物学的知識を有する者であることとする。

2 施設管理者は、細胞培養加工施設ごとに一名置かなければならない。

(特定細胞加工物製造事業者の遵守事項)

第九十一条 法第四十四条の厚生労働省令で定める特定細胞加工物製造事業者の遵守事項は、次条から第百十条までに定めるところによる。

(品質リスクマネジメント)

第九十二条 特定細胞加工物製造事業者は、製造管理及び品質管理を行つ際に、品質リスクマネジメント(特定細胞加工物の品質に対するリスクについて適切な手続に従い評価、管理等を行うことをいう。)の活用を考慮するものとする。

(製造部門及び品質部門)

第九十三条 特定細胞加工物製造事業者は、細胞培養加工施設ごとに、施設管理者の監督の下に、製造管理に係る部門(以下「製造部門」という)及び品質管理に係る部門(以下「品質部門」という)を置かなければならない。

(施設管理者)

第九十四条 施設管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 (略)

二 品質不良その他特定細胞加工物等の品質に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、所要の措置が速やかに採られていること及びその進捗状況を確認し、必要に応じ、再生医療等提供機関の医師又は歯科医師へ報告し、得られた指示に基づき、改善等所要の措置を探るよう指示すること。

2 特定細胞加工物等製造事業者は、施設管理者が業務を行う際に支障を生ずることがないようにしなければならない。

(職員)

第九十五条 特定細胞加工物等製造事業者は、製造・品質管理業務を適正かつ円滑に実施し得る能力を有する責任者（以下「業務責任者」という。）を、特定細胞加工物等製造施設の組織、規模及び業務の種類等に応じ、適切に置かなければならない。

2 特定細胞加工物等製造事業者は、特定細胞加工物等製造施設の組織、規模及び業務の種類等に応じ、適切に置かなければならない。

3 特定細胞加工物等製造事業者は、製造・品質管理業務を適切に実施し得る能力を有する人員を十分に確保しなければならない。

4 特定細胞加工物等製造事業者は、製造・品質管理業務に従事する職員（施設管理者及び業務責任者を含む。）の責務及び管理体制を文書により適切に定めなければならない。

(特定細胞加工物等標準書)

第九十六条 特定細胞加工物等製造事業者は、特定細胞加工物等ごとに、次に掲げる事項について記載した特定細胞加工物等標準書を当該特定細胞加工物等の製造に係る特定細胞加工物等製造施設ごとに作成し、保管するとともに、品質部門の承認を受けるものとしなければならない。

一 特定細胞加工物等概要書記載事項

二～四 (略)

(手順書等)

第九十七条 特定細胞加工物等製造事業者は、特定細胞加工物等製造施設ごとに、構造設備の衛生管理、職員の衛生管理その他必要な事項について記載した衛生管理基準書を作成し、これを保管しなければならない。

2 特定細胞加工物等製造事業者は、特定細胞加工物等製造施設ごとに、特定細胞加工物等及び原料の保管、製造工程の管理その他必要な事項について記載した製造管理基準書を作成し、これを保管しなければならない。

3 特定細胞加工物等製造事業者は、特定細胞加工物等製造施設ごとに、検体の採取方法、試験検査結果の判定方法その他必要な事項を記載した品質管理基準書を作成し、これを保管しなければならない。

4 特定細胞加工物等製造事業者は、前三項に定めるもののほか、製造管理及び品質管理を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる手順に関する文書（以下「手順書」という。）を特定細胞加工物等製造施設ごとに作成し、これを保管しなければならない。

一 特定細胞加工物等製造施設からの特定細胞加工物等の提供の管理に関する手順

(施設管理者)

第九十四条 施設管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 (略)

二 品質不良その他特定細胞加工物の品質に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、所要の措置が速やかに採られていること及びその進捗状況を確認し、必要に応じ、再生医療等提供機関の医師又は歯科医師へ報告し、得られた指示に基づき、改善等所要の措置を探るよう指示すること。

2 特定細胞加工物製造事業者は、施設管理者が業務を行う際に支障を生ずることがないようにしなければならない。

(職員)

第九十五条 特定細胞加工物製造事業者は、製造・品質管理業務を適正かつ円滑に実施し得る能力を有する責任者（以下「業務責任者」という。）を、細胞培養加工施設の組織、規模及び業務の種類等に応じ、適切に置かなければならない。

2 特定細胞加工物製造事業者は、細胞培養加工施設の組織、規模及び業務の種類等に応じ、適切に置かなければならない。

3 特定細胞加工物製造事業者は、製造・品質管理業務を適切に実施し得る能力を有する人員を十分に確保しなければならない。

4 特定細胞加工物製造事業者は、製造・品質管理業務に従事する職員（施設管理者及び業務責任者を含む。）の責務及び管理体制を文書により適切に定めなければならない。

(特定細胞加工物標準書)

第九十六条 特定細胞加工物製造事業者は、特定細胞加工物ごとに、次に掲げる事項について記載した特定細胞加工物標準書を当該特定細胞加工物の製造に係る細胞培養加工施設ごとに作成し、保管するとともに、品質部門の承認を受けるものとしなければならない。

一 特定細胞加工物概要書記載事項

二～四 (略)

(手順書等)

第九十七条 特定細胞加工物製造事業者は、細胞培養加工施設ごとに、構造設備の衛生管理、職員の衛生管理その他必要な事項について記載した衛生管理基準書を作成し、これを保管しなければならない。

2 特定細胞加工物製造事業者は、細胞培養加工施設ごとに、特定細胞加工物等の保管、製造工程の管理その他必要な事項について記載した製造管理基準書を作成し、これを保管しなければならない。

3 特定細胞加工物製造事業者は、細胞培養加工施設ごとに、検体の採取方法、試験検査結果の判定方法その他必要な事項を記載した品質管理基準書を作成し、これを保管しなければならない。

4 特定細胞加工物製造事業者は、前三項に定めるもののほか、製造管理及び品質管理を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる手順に関する文書（以下「手順書」という。）を細胞培養加工施設ごとに作成し、これを保管しなければならない。

一 細胞培養加工施設からの特定細胞加工物の提供の管理に関する手順

二 (略)
 三 特定細胞加工物等の品質の照査に関する手順
 四 (略)

5 特定細胞加工物等製造事業者は、特定細胞加工物等標準書、衛生管理基準書、製造管理基準書、品質管理基準書及び手順書（以下「手順書等」と総称する。）を特定細胞加工物等製造施設に備え付けなければならない。

(特定細胞加工物等の内容に応じた構造設備)

第九十八条 特定細胞加工物等製造施設の構造設備は、製造する特定細胞加工物等の内容に応じ、適切なものでなければならぬ。

(製造管理)

第九十九条 特定細胞加工物等製造事業者は、製造部門に、手順書等に基づき、次に掲げる製造管理に係る業務を適切に行わせなければならない。

一 (略)

二 製造指図書に基づき特定細胞加工物等を製造すること。

三 特定細胞加工物等の製造に関する記録をロットごと（ロットを構成しない特定細胞加工物等については製造番号ごと。以下同じ。）に作成し、これを保管すること。

四 特定細胞加工物等の資材についてロットごとにそれが適正である旨を確認するとともに、その結果に関する記録を作成し、これを保管すること。

五 特定細胞加工物等及び原料についてはロットごとに、資材については管理単位ごとに適正に保管し、出納を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

六 (略)

九 作業室又は作業管理区域については、製造する特定細胞加工物等の種類、構造、特性、製造工程及び当該作業室又は作業管理区域で行う作業内容等に応じて、清浄の程度等作業環境の管理の程度を適切に設定し、管理すること。

十 特定細胞加工物等及び原料並びに資材については、製造する特定細胞加工物等の種類、構造、特性及び製造工程等に応じて、微生物等の数等必要な管理項目を適切に設定し、管理すること。

十一 製造工程において、特定細胞加工物等及び原料並びに資材の微生物等による汚染等を防止するため必要な措置を採ること。

十二 製造する特定細胞加工物等の種類、構造、特性及び製造工程等に応じて、特定細胞加工物等の微生物等による汚染を回避するために重要な工程等については、工程管理のために必要な管理値を適切に定め、管理すること。

十三 (略)
 十四 製造工程において、特定細胞加工物等及び原料に含まれる微生物等を不活性化し、又は除去する場合においては、当該不活性化又は除去が行われていない特定細胞加工物等及び原料による汚染を防止するために必要な措置を採ること。

十五 (略)
 十八 特定細胞加工物等の製造に使用する生物（植物を除く。）に由来する原料（以下「特定細胞加工物等生物由来原料」という。）については、当該特定細胞加工物等生物由来原料が当該特定細胞加工物等の特定細胞加工物等標準書に照らして適切なものであることを確認するとともに、その結果に関する記録を作成し、これを保管すること。

二 (略)
 三 特定細胞加工物の品質の照査に関する手順
 四 (略)

5 特定細胞加工物等製造事業者は、特定細胞加工物標準書、衛生管理基準書、製造管理基準書、品質管理基準書及び手順書（以下「手順書等」と総称する。）を細胞培養加工施設に備え付けなければならない。

(特定細胞加工物の内容に応じた構造設備)

第九十八条 細胞培養加工施設の構造設備は、製造する特定細胞加工物の内容に応じ、適切なものでなければならぬ。

(製造管理)

第九十九条 特定細胞加工物製造事業者は、製造部門に、手順書等に基づき、次に掲げる製造管理に係る業務を適切に行わせなければならない。

一 (略)

二 製造指図書に基づき特定細胞加工物を製造すること。

三 特定細胞加工物の製造に関する記録をロットごと（ロットを構成しない特定細胞加工物については製造番号ごと。以下同じ。）に作成し、これを保管すること。

四 特定細胞加工物の資材についてロットごとにそれが適正である旨を確認するとともに、その結果に関する記録を作成し、これを保管すること。

五 特定細胞加工物等についてはロットごとに、資材については管理単位ごとに適正に保管し、出納を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

六 (略)

九 作業室又は作業管理区域については、製造する特定細胞加工物の種類、構造、特性、製造工程及び当該作業室又は作業管理区域で行う作業内容等に応じて、清浄の程度等作業環境の管理の程度を適切に設定し、管理すること。

十 特定細胞加工物等及び資材については、製造する特定細胞加工物の種類、構造、特性及び製造工程等に応じて、微生物等の数等必要な管理項目を適切に設定し、管理すること。

十一 製造工程において、特定細胞加工物等及び資材の微生物等による汚染等を防止するため必要な措置を採ること。

十二 製造する特定細胞加工物の種類、構造、特性及び製造工程等に応じて、特定細胞加工物の微生物等による汚染を回避するために重要な工程等については、工程管理のために必要な管理値を適切に定め、管理すること。

十三 (略)

十四 製造工程において、特定細胞加工物等に含まれる微生物等を不活性化し、又は除去する場合においては、当該不活性化又は除去が行われていない特定細胞加工物等による汚染を防止するために必要な措置を採ること。

十五 (略)

十八 特定細胞加工物の製造に使用する生物（植物を除く。）に由来する原料（以下「特定細胞加工物生物由来原料」という。）については、当該特定細胞加工物生物由来原料が当該特定細胞加工物の特定細胞加工物標準書に照らして適切なものであることを確認するとともに、その結果に関する記録を作成し、これを保管すること。

十九・二十 (略)

二十一 再生医療等に用いる細胞について、受入れ時に、次に掲げる事項に関する記録により、当該細胞を原材料とする特定細胞加工物等の特定細胞加工物等標準書に照らして適切なものであることを確認するとともに、その結果に関する記録を作成し、これを保管すること。

イ・ヘ (略)

トイから今までに掲げるもののほか、特定細胞加工物等の品質の確保に関し必要な事項

二十二 (略)

二十三 ドナー動物から細胞を採取する場合においては、当該ドナー動物について、その飼育の過程における微生物等による汚染を防止するための措置が採られていることを確認し、当該確認に係る記録を作成し、当該確認の際に用いた資料とともに当該記録を保管すること。

二十四 特定細胞加工物等について、特定細胞加工物等ごとに、当該特定細胞加工物等の提供先の施設名、提供日及びロットを把握するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

二十五 輸送について、特定細胞加工物等の品質の確保のために必要な措置を採るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。

二十六 第二十一号から前号までの記録を、ロット(第二十四号の記録にあっては、特定細胞加工物等)ごとに作成し、これを保管すること。

二十七 次に定めるところにより、職員の衛生管理を行うこと。

イ・ロ (略)

ハ 人若しくは動物の細胞又は微生物等の培養その他の加工等(その製造工程において現に原料等として使用されているものを除く。)に係る作業に従事する職員による汚染の防止のための厳重な手順を定め、これを遵守する場合を除き、特定細胞加工物等の作業室又は作業管理区域に立入りさせないこと。

二 (略)

二十八 次に定めるところにより、清浄度管理区域又は無菌操作等区域で作業する職員の衛生管理を行うこと。

イ・ロ (略)

ハ 職員が特定細胞加工物等及び原料を微生物等により汚染するおそれのある疾病にかかっていないことを確認するために、職員に対し、定期的に健康診断を行うこと。

二 職員が特定細胞加工物等及び原料を微生物等により汚染するおそれのある健康状態にある場合(皮膚若しくは毛髪の感染症若しくは風邪にかかる場合、負傷している場合又は下痢若しくは原因不明の発熱等の症状を呈している場合を含む。)においては、当該職員を清潔を清浄度管理区域又は無菌操作等区域における作業に従事させないこと。

ホ・ヘ (略)

二十九 (略)

2 前項に規定する特定細胞加工物等に係る記録は、製造に使用した特定細胞加工物等生物由来原料に関する記録から当該特定細胞加工物等生物由来原料を使用して製造された特定細胞加工物等に関する記録までの一連のものを適切に確認できるように保管されなければならない。

十九・二十 (略)

二十一 再生医療等に用いる細胞について、受入れ時に、次に掲げる事項に関する記録により、当該特定細胞加工物の特定細胞加工物標準書に照らして適切なものであることを確認するとともに、その結果に関する記録を作成し、これを保管すること。

イ・ヘ (略)

トイから今までに掲げるもののほか、特定細胞加工物の品質の確保に関し必要な事項

二十二 (略)

(新設)

二十三 特定細胞加工物について、特定細胞加工物ごとに、当該特定細胞加工物の提供先の施設名、提供日及びロットを把握するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

二十四 輸送について、特定細胞加工物等の品質の確保のために必要な措置を採るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。

二十五 第二十一号から前号までの記録を、ロット(第二十三号の記録にあっては、特定細胞加工物)ごとに作成し、これを保管すること。

二十六 次に定めるところにより、職員の衛生管理を行うこと。

イ・ロ (略)

ハ 人若しくは動物の細胞又は微生物等の培養その他の加工等(その製造工程において現に原料等として使用されているものを除く。)に係る作業に従事する職員による汚染の防止のための厳重な手順を定め、これを遵守する場合を除き、特定細胞加工物の作業室又は作業管理区域に立入りさせないこと。

二 (略)

二十七 次に定めるところにより、清浄度管理区域又は無菌操作等区域で作業する職員の衛生管理を行うこと。

イ・ロ (略)

ハ 職員が特定細胞加工物等を微生物等により汚染するおそれのある疾病にかかっていないことを確認するために、職員に対し、定期的に健康診断を行うこと。

二 職員が特定細胞加工物等を微生物等により汚染するおそれのある健康状態にある場合(皮膚若しくは毛髪の感染症若しくは風邪にかかる場合、負傷している場合又は下痢若しくは原因不明の発熱等の症状を呈している場合を含む。)においては、当該職員を清潔を清浄度管理区域又は無菌操作等区域における作業に従事させないこと。

ホ・ヘ (略)

二十八 (略)

2 前項に規定する特定細胞加工物に係る記録は、製造に使用した特定細胞加工物生物由来原料に関する記録から当該特定細胞加工物生物由来原料を使用して製造された特定細胞加工物に使用する記録までの一連のものを適切に確認できるように保管されなければならない。

(品質管理)

第一百条 特定細胞加工物等製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、次に掲げる特定細胞加工物等の品質管理に係る業務を計画的かつ適切に行わせなければならない。

一 特定細胞加工物等及び原料についてロットごとに、資材については管理単位ごとに試験検査を行うのに必要な検体を採取するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

二 採取した検体について、ロットごと又は管理単位ごとに試験検査(当該特定細胞加工物等製造事業者の他の試験検査設備又は他の試験検査機関を利用して自己の責任において行う試験検査であつて、当該利用につき支障がないと認められるものを含む。以下同じ。)を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

三・五 (略)

六 品質管理上重要であり、かつ、特定細胞加工物等では実施することができない試験検査については、製造工程の適切な段階で実施すること。

七・八 (略)

九 試験検査結果の記録を、製造する特定細胞加工物等のロットごとに作成し、これを保管すること。

十・十二 (略)

2 前項に規定する特定細胞加工物等に係る記録は、製造に使用した特定細胞加工物等生物由来原料に関する記録から当該特定細胞加工物等生物由来原料を使用して製造された特定細胞加工物等に関する記録までの一連のものを適切に確認できるように保管されなければならない。

3 特定細胞加工物等製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、前条第一項第八号の規定により製造部門から報告された製造管理に係る確認の結果をロットごとに確認させなければならない。

(特定細胞加工物等の取扱い)

第一百一条 特定細胞加工物等製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、製造管理及び品質管理の結果を適切に評価し、その結果を踏まえ、製造した特定細胞加工物等の取扱いについて決定する業務を行わせなければならない。

2 (略)

3 特定細胞加工物等製造事業者は、第一項の業務を行う者が当該業務を行なう際に支障が生ずることがないようになければならない。

(検証又は確認)

第一百二条 特定細胞加工物等製造事業者は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。この場合において、特定細胞加工物等製造事業者は、必要に応じ、再生医療等提供機関の医師又は歯科医師の指示を受けるものとする。

一次に掲げる場合において、特定細胞加工物等製造施設の構造設備並びに手順、工程その他の製造管理及び品質管理の方法(以下「製造手順等」という。)が期待される結果を与えることを検証し、これを文書とすること又は文書とすることを確認し、これを文書とすること。

イ 当該特定細胞加工物等製造施設において新たに特定細胞加工物等の製造を開始する場合

ロ 製造手順等に特定細胞加工物等の品質に大きな影響を及ぼす変更がある場合

ハ その他特定細胞加工物等の製造管理及び品質管理を適切に行なうために必要と認められる場合

(品質管理)

第一百条 特定細胞加工物製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、次に掲げる特定細胞加工物の品質管理に係る業務を計画的かつ適切に行わせなければならない。

一 特定細胞加工物等についてロットごとに、資材については管理単位ごとに試験検査を行なうのに必要な検体を採取するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

二 採取した検体について、ロットごと又は管理単位ごとに試験検査(当該特定細胞加工物製造事業者の他の試験検査設備又は他の試験検査機関を利用して自己の責任において行う試験検査であつて、当該利用につき支障がないと認められるものを含む。以下同じ。)を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

三・五 (略)

六 品質管理上重要であり、かつ、特定細胞加工物では実施することができない試験検査については、製造工程の適切な段階で実施すること。

七・八 (略)

九 試験検査結果の記録を、製造する特定細胞加工物のロットごとに作成し、これを保管すること。

十・十二 (略)

2 前項に規定する特定細胞加工物に係る記録は、製造に使用した特定細胞加工物生物由来原料に関する記録から当該特定細胞加工物生物由来原料を使用して製造された特定細胞加工物に関する記録までの一連のものを適切に確認できるように保管されなければならない。

3 特定細胞加工物製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、前条第一項第八号の規定により製造部門から報告された製造管理に係る確認の結果をロットごとに確認させなければならない。

(特定細胞加工物の取扱い)

第一百一条 特定細胞加工物製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、製造管理及び品質管理の結果を適切に評価し、その結果を踏まえ、製造した特定細胞加工物の取扱いについて決定する業務を行なわせなければならない。

2 (略)

3 特定細胞加工物製造事業者は、第一項の業務を行う者が当該業務を行なう際に支障が生ずることがないようになければならない。

(検証又は確認)

第一百二条 特定細胞加工物製造事業者は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行なわせなければならない。この場合において、特定細胞加工物製造事業者は、必要に応じ、再生医療等提供機関の医師又は歯科医師の指示を受けるものとする。

一次に掲げる場合において、細胞培養加工施設の構造設備並びに手順、工程その他の製造管理及び品質管理の方法(以下「製造手順等」という。)が期待される結果を与えることを検証し、これを文書とすること又は文書とすることを確認し、これを文書とすること。

イ 当該細胞培養加工施設において新たに特定細胞加工物の製造を開始する場合

ロ 細胞培養加工施設に特定細胞加工物の品質に大きな影響を及ぼす変更がある場合

ハ その他特定細胞加工物の製造管理及び品質管理を適切に行なうために必要と認められる場合

2 特定細胞加工物等の品質の照査)

第一百三条 特定細胞加工物等製造事業者は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。

一 製造工程の一貫性及び特定細胞加工物等の規格の妥当性について検証することを目的として、定期的に又は隨時、特定細胞加工物等の品質の照査を行うこと。

二 (略)

2 特定細胞加工物等製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、前項第二号の確認の記録を作成させ、保管するとともに、施設管理者に対して文書により適切に報告させなければならない。

3 特定細胞加工物等製造事業者は、第一項第一号の照査の結果に基づき、製造管理若しくは品質管理に関し改善が必要な場合又は前条第一項第一号の検証若しくは確認を行うことが必要な場合は、必要に応じて再生医療等提供機関の医師又は歯科医師の指示を受け、所要の措置を探るとともに、当該措置に関する記録を作成し、これを保管しなければならない。

(変更の管理)

第一百四条 特定細胞加工物等製造事業者は、製造手順等について、特定細胞加工物等の品質に影響を及ぼすおそれのある変更を行う場合においては、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。この場合において、特定細胞加工物等製造事業者は、必要に応じ、再生医療等提供機関の医師又は歯科医師の指示を受けるものとする。

一 当該変更による特定細胞加工物等の品質への影響を評価し、その評価の結果をもとに変更を行うことについて品質部門の承認を受けるとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

二 (略)

2 特定細胞加工物等製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、前項第一号の承認の記録を作成させ、保管するとともに、施設管理者に対して文書により適切に報告させなければならない。

3 特定細胞加工物等製造事業者は、前項の報告を受けた施設管理者に、当該報告の内容について、当該特定細胞加工物等製造事業者が製造した特定細胞加工物等の提供先の再生医療等提供機関に対して報告させなければならない。

(逸脱の管理)

第一百五条 特定細胞加工物等製造事業者は、製造手順等からの逸脱（以下単に「逸脱」という。）が生じた場合においては、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。この場合において、特定細胞加工物等製造事業者は、必要に応じ、再生医療等提供機関の医師又は歯科医師の指示を受けるものとする。

一 (略)

2 特定細胞加工物製造事業者は、前項第一号の検証又は確認の結果に基づき、製造管理又は品質管理に関し改善が必要な場合においては、所要の措置を探るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管しなければならない。

第一百三条 特定細胞加工物製造事業者は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。

一 製造工程の一貫性及び特定細胞加工物等の規格の妥当性について検証することを目的として、定期的に又は隨時、特定細胞加工物の品質の照査を行うこと。

二 (略)

2 特定細胞加工物製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、前項第二号の確認の記録を作成させ、保管するとともに、施設管理者に対して文書により適切に報告させなければならない。

3 特定細胞加工物製造事業者は、第一項第一号の照査の結果に基づき、製造管理若しくは品質管理に関し改善が必要な場合又は前条第一項第一号の検証若しくは確認を行うことが必要な場合は、必要に応じて再生医療等提供機関の医師又は歯科医師の指示を受け、所要の措置を探るとともに、当該措置に関する記録を作成し、これを保管しなければならない。

(変更の管理)

第一百四条 特定細胞加工物製造事業者は、製造手順等について、特定細胞加工物の品質に影響を及ぼすおそれのある変更を行う場合においては、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。この場合において、特定細胞加工物製造事業者は、必要に応じ、再生医療等提供機関の医師又は歯科医師の指示を受けるものとする。

一 当該変更による特定細胞加工物の品質への影響を評価し、その評価の結果をもとに変更を行うことについて品質部門の承認を受けるとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

二 (略)

2 特定細胞加工物製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、前項第一号の承認の記録を作成させ、保管するとともに、施設管理者に対して文書により適切に報告させなければならない。

3 特定細胞加工物製造事業者は、前項の報告を受けた施設管理者に、当該報告の内容について、当該製造した特定細胞加工物の提供先の再生医療等提供機関に対して報告させなければならない。

(逸脱の管理)

第一百五条 特定細胞加工物製造事業者は、製造手順等からの逸脱（以下単に「逸脱」という。）が生じた場合においては、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。この場合において、特定細胞加工物製造事業者は、必要に応じ、再生医療等提供機関の医師又は歯科医師の指示を受けるものとする。

一 (略)

二 重大な逸脱が生じた場合においては、次に掲げる業務を行うこと。
イ 逸脱による特定細胞加工物等の品質への影響を評価し、所要の措置を探ること。

口・ハ (略)

2 特定細胞加工物等製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、前項第二号ハにより確認した記録を作成させ、保管するとともに、同号口の記録とともに、施設管理者に対して文書により適切に報告させなければならない。

3 特定細胞加工物等製造事業者は、前項の報告を受けた施設管理者に、当該報告の内容について、当該特定細胞加工物等製造事業者が製造した特定細胞加工物等の提供先の再生医療等提供機関に対して報告させなければならない。

(品質等に関する情報及び品質不良等の処理)

第一百六条 特定細胞加工物等製造事業者は、特定細胞加工物等に係る品質等に関する情報(以下「品質情報」という。)を得たときは、その品質情報に係る事項が当該特定細胞加工物等の製造をした特定細胞加工物等製造施設に起因するものでないことが明らかな場合を除き、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。この場合において、特定細胞加工物等製造事業者は、必要に応じ、再生医療等提供機関の医師又は歯科医師の指示を受けるものとする。

一・三 (略)

2 特定細胞加工物等製造事業者は、前項第三号の確認により品質不良又はそのおそれが判明した場合には、品質部門に、手順書等に基づき、当該事項を施設管理者に対して文書により報告させなければならない。

3 特定細胞加工物等製造事業者は、前項の報告を受けた施設管理者に、当該報告の内容について、当該特定細胞加工物等製造事業者が製造した特定細胞加工物等の提供先の再生医療等提供機関に対して報告させなければならない。

(重大事態報告等)

第一百七条 特定細胞加工物等製造事業者は、特定細胞加工物等の安全性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがある事態が生じた場合には、必要な措置を講ずるとともに、その旨を速やかに当該特定細胞加工物等製造事業者が製造した特定細胞加工物等の提供先の再生医療等提供機関及び厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 前項の措置に係る特定細胞加工物等を保管する場合においては、当該特定細胞加工物等を区分して一定期間保管した後、適切に処理しなければならない。

(自己点検)

第一百八条 特定細胞加工物等製造事業者は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。

一 当該特定細胞加工物等製造施設における特定細胞加工物等の製造管理及び品質管理について定期的に自己点検を行うこと。

二・三 (略)

2 特定細胞加工物等製造事業者は、前項第一号の自己点検の結果に基づき、製造管理又は品質管理に関し改善が必要な場合においては、所要の措置を探るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。

二 重大な逸脱が生じた場合においては、次に掲げる業務を行うこと。
イ 逸脱による特定細胞加工物の品質への影響を評価し、所要の措置を探ること。

口・ハ (略)

2 特定細胞加工物製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、前項第二号ハにより確認した記録を作成させ、保管するとともに、同号口の記録とともに、施設管理者に対して文書により適切に報告させなければならない。

3 特定細胞加工物製造事業者は、前項の報告を受けた施設管理者に、当該報告の内容について、当該特定細胞加工物製造事業者が製造した特定細胞加工物の提供先の再生医療等提供機関に対して報告させなければならない。

(品質等に関する情報及び品質不良等の処理)

第一百六条 特定細胞加工物製造事業者は、特定細胞加工物に係る品質等に関する情報(以下「品質情報」という。)を得たときは、その品質情報に係る事項が当該細胞培養加工施設に起因するものでないことが明らかな場合を除き、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。この場合において、特定細胞加工物製造事業者は、必要に応じ、再生医療等提供機関の医師又は歯科医師の指示を受けるものとする。

一・三 (略)

2 特定細胞加工物製造事業者は、前項第三号の確認により品質不良又はそのおそれが判明した場合には、品質部門に、手順書等に基づき、当該事項を施設管理者に対して文書により報告させなければならない。

3 特定細胞加工物製造事業者は、前項の報告を受けた施設管理者に、当該報告の内容について、当該特定細胞加工物製造事業者が製造した特定細胞加工物の提供先の再生医療等提供機関に対して報告させなければならない。

(重大事態報告等)

第一百七条 特定細胞加工物製造事業者は、特定細胞加工物の安全性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがある事態が生じた場合には、必要な措置を講じるとともに、その旨を速やかに当該特定細胞加工物製造事業者が製造した特定細胞加工物の提供先の再生医療等提供機関及び厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 前項の措置に係る特定細胞加工物を保管する場合においては、当該特定細胞加工物を区分して一定期間保管した後、適切に処理しなければならない。

(自己点検)

第一百八条 特定細胞加工物製造事業者は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。

一 当該細胞培養加工施設における特定細胞加工物の製造管理及び品質管理について定期的に自己点検を行うこと。

二・三 (略)

2 特定細胞加工物製造事業者は、前項第一号の自己点検の結果に基づき、製造管理又は品質管理に関し改善が必要な場合においては、所要の措置を探るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。

(教育訓練)

第一百九条 特定細胞加工物等製造事業者は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。

一 (略)

二 製造又は試験検査に従事する職員に対して、特定細胞加工物等の製造のために必要な衛生管理、微生物学、医学その他必要な教育訓練を実施すること。

三 清浄度管理区域及び無菌操作等区域等での作業に従事する職員並びに特定細胞加工物等の製造に使用する人若しくは動物の細胞又は微生物等の培養その他の加工等に係る作業に従事する職員に対して、微生物等による汚染を防止するために必要な措置に関する教育訓練を実施すること。

四・五 (略)

(文書及び記録の管理)

第一百十条 特定細胞加工物等製造事業者は、第四章に規定する文書及び記録について、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 第四章に規定する文書及び記録を、作成の日（手順書等については使用しなくなつた日）から次に掲げる期間（教育訓練に係る記録にあっては、五年間）保管すること。

イ 特定生物由来製品該当医薬品又は指定再生医療等製品の原料と類似の原料からなる特定細胞加工物等にあつては、三十年間

ロ イに規定する特定細胞加工物等以外の特定細胞加工物等にあつては、十年間

(特定細胞加工物等の製造に関する記録に関する事項)

第一百十一条 法第四十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 製造をした特定細胞加工物等の種類

二 特定細胞加工物等の提供先の再生医療等提供機関の名称及び住所

三・六 (略)

七 特定細胞加工物等の製造の経過

八 特定細胞加工物等が再生医療等に用いるために適切なものであることを検査等により確認した結果

九 特定細胞加工物等の輸送の方法及び輸送業者

十 特定細胞加工物等の提供日

2 特定細胞加工物等製造事業者は、法第四十五条の記録を、次に掲げる期間、保存しなければならない。

一 特定生物由來製品該当医薬品又は指定再生医療等製品の原料と類似の原料からなる特定細胞加工物等に係る記録にあっては、その提供日から起算して少なくとも三十年間

二 前号に掲げる特定細胞加工物等以外の特定細胞加工物等に係る記録にあっては、その提供日から起算して少なくとも十年間

(教育訓練)

第一百十条 特定細胞加工物製造事業者は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。

一 (略)

二 製造又は試験検査に従事する職員に対して、特定細胞加工物の製造のために必要な衛生管理、微生物学、医学その他必要な教育訓練を実施すること。

三 清浄度管理区域及び無菌操作等区域等での作業に従事する職員並びに特定細胞加工物の製造に使用する人若しくは動物の細胞又は微生物等の培養その他の加工等に係る作業に従事する職員に対して、微生物等による汚染を防止するために必要な措置に関する教育訓練を実施すること。

四・五 (略)

(文書及び記録の管理)

第一百十条 特定細胞加工物製造事業者は、第四章に規定する文書及び記録について、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 第四章に規定する文書及び記録を、作成の日（手順書等については使用しなくなつた日）から次に掲げる期間（教育訓練に係る記録にあっては、五年間）保管すること。

イ 指定再生医療等製品の原料と類似の原料からなる特定細胞加工物にあつては、三十年間

ロ イに規定する特定細胞加工物以外の特定細胞加工物にあつては、十年間

(特定細胞加工物の製造に関する記録に関する事項)

第一百十一条 法第四十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 製造をした特定細胞加工物等の種類

二 特定細胞加工物の提供先の再生医療等提供機関の名称及び住所

三・六 (略)

七 特定細胞加工物の製造の経過

八 特定細胞加工物等が再生医療等に用いるために適切なものであることを検査等により確認した結果

九 特定細胞加工物の輸送の方法及び輸送業者

十 特定細胞加工物の提供日

2 特定細胞加工物等製造事業者は、法第四十五条の記録を、次に掲げる期間、保存しなければならない。

一 指定再生医療等製品の原料と類似の原料からなる特定細胞加工物に係る記録にあっては、その提供日から起算して少なくとも三十年間

二 前号に掲げる特定細胞加工物以外の特定細胞加工物に係る記録にあっては、その提供日から起算して少なくとも十年間

(定期報告)

第一百十二条 法第四十六条の規定に基づき、特定細胞加工物等製造事業者は、特定細胞加工物等の製造の状況について、次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 特定細胞加工物等の製造件数

二 (略)

三 特定細胞加工物等の提供先の再生医療等提供機関から第十七条第五項第一号の規定により通知を受けた疾病等の発生に係る次に掲げる情報

イ・ロ (略)

ハ 特定細胞加工物等製造事業者による対策等

第一百十三条 法第二十四条第三項（法第三十一条第二項及び第五十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、様式第三十によるものとする。

(報告)

第一百十四条 厚生労働大臣は、法第二十四条第一項の規定により、提供機関管理者若しくは開設者（医療法第五条第一項に規定する医師又は歯科医師を含む。以下この条において同じ。）に対し、必要な報告をさせるとき、法第二十四条第二項の規定により、医療機関の管理者若しくは開設者に対し、必要な報告をさせるとき、法第三十一条第一項の規定により、認定委員会設置者に対し、必要な報告をさせるとき、法第五十条第一項第一号の規定により、法第三十九条第一項の規定を受けた者（以下「認定事業者」という。）に対し、必要な報告を求めるとき、法第五十二条第一項の規定により、許可事業者若しくは届出事業者に対し、必要な報告をさせるとき又は法第五十二条第二項の規定により、特定細胞加工物等の製造をする者に対し、必要な報告をさせるときは、その理由を通知するものとする。

(権限の委任)

第一百十八条 法第五十六条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局长に委任する。ただし、厚生労働大臣が第六号、第七号、第十二号から第十四号まで及び第二十号から第二十三号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一～七 (略)

八 法第二十六条第一項、第二項及び第四項（これらの規定を法第二十七条第三項及び法第二

十八条第六項において準用する場合を含む。並びに第五項及び第六項（これらの規定を法第二十七条第五項及び法第二十八条第六項において準用する場合を含む。）に規定する権限（特定認定再生医療等委員会以定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。）

九～十一 (略)

十二 法第三十一条第一項に規定する権限（特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。）

十三～二十三 (略)

(定期報告)

第一百十二条 法第四十六条の規定に基づき、特定細胞加工物の製造の状況について、次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 特定細胞加工物の製造件数

二 (略)

三 特定細胞加工物の提供先の再生医療等提供機関から第十七条第五項第一号の規定により通知を受けた疾病等の発生に係る次に掲げる情報

イ・ロ (略)

ハ 特定細胞加工物製造事業者による対策等

(身分を示す証明書)

第一百十三条 法第二十四条第三項（法第五十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、様式第三十によるものとする。

(報告)

第一百十四条 厚生労働大臣は、法第二十四条第一項の規定により、提供機関管理者若しくは開設者（医療法第五条第一項に規定する医師又は歯科医師を含む。以下この条において同じ。）に対して、必要な報告をさせるとき、法第二十四条第二項の規定により、医療機関の管理者若しくは開設者に対して必要な報告をさせるとき、法第三十一条の規定により、認定委員会設置者に対して、報告を求めるとき、法第五十条第一項第一号の規定により、法第三十九条第一項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）に対して、必要な報告を求めるとき、法第五十二条第一項の規定により、許可事業者若しくは届出事業者に対し、必要な報告をさせるとき又は法第五十二条第二項の規定により、特定細胞加工物を製造する者に対し、必要な報告をさせるときは、その理由を通知するものとする。

(権限の委任)

第一百十八条 法第五十六条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局长に委任する。ただし、厚生労働大臣が第六号、第七号、第十二号から第十四号まで及び第二十号から第二十三号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一～七 (略)

八 法第二十六条第一項、第二項及び第四項（これらの規定を法第二十七条第三項及び法第二

十八条第六項において準用する場合を含む。並びに第五項（法第二十七条第五項及び法第二十七条第五項及び法第二十八条第六項において準用する場合を含む。）に規定する権限（特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。）

九～十一 (略)

十二 法第三十一条に規定する権限（特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。）

十三～二十三 (略)

2 (略)

様式第一、様式第二の二、様式第五、様式第十、及び様式第十四から様式第三十番(以下次のみ)に
該当する。
様式第一（第二十七条関係）（第一面）

様式第一（第二十七条関係）（第一面）

再生医療等提供計画(研究)

年 月 日

厚生労働大臣
地方厚生局長

殿

再生医療等の提供を
行う医療機関

住 所

管理者（多施設共同研究
として実施する場合は代
表管理者）

下記のとおり、再生医療等を提供したいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により再生医療等
提供計画を提出します。

記

1 提供しようとする再生医療等及びその内容
(1) 再生医療等の名称及び分類
提供しようとする再生医療等の名称
Scientific Title (Acronym)
平易な研究名稱
Public Title (Acronym)

再生医療等の分類

判断理由

研究の目的	主たる評価項目		
試験のフェーズ	Primary Outcome(s)		
Phase	副次的な評価項目		
実施期間（開始日）	Secondary Outcome(s)		
実施期間（終了日）	再生医療等の内容（再生医療等の内容をで きり平易な表現を用いて記載したもの を含む）		

(2) 再生医療等の内容

研究の種類
Study Type
試験デザイン
Study Design

再生医療等を受ける
者の適格基準 /
Key Inclusion &
Exclusion Criteria

年齢上限
Age Maximum

年齢下限
Age Minimum

性別
Gender

中止基準
Termination Criteria

再生医療等の対象疾患等の名稱
Health Condition(s) or Problem(s)

研究
Studied

対象疾患コード / Code
対象疾患キーワード

Keyword
介入の有無
□ 有 □ 無

介入の内容
Intervention(s)

介入コード / Code
介入キーワード

keyword
主たる評価項目

Primary Outcome(s)

副次的な評価項目

Secondary Outcome(s)

再生医療等の内容（再生医療等の内容をで
きり平易な表現を用いて記載したもの
を含む）

様式第一（第二十七条関係）（第三面）

2 人員及び構造設備その他の施設等に関する事項

医師・歯科医師の区分	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 歯科医師
氏名		
Name		
e-Rad番号		
所属機関		
実施責任者の連絡先 /Contact for Scientific Queries		
所属部署		
所属機関の郵便番号		
所属機関の住所		
Address		
電話番号		
電子メールアドレス		
自施設・他施設	<input type="checkbox"/> 自施設	<input type="checkbox"/> 他の医療機関
救急医療に必要な施設又は設備（第一種 救命医療に必要な施設又は設備の内容 再生医療等又は第二種 再生医療等の提供 合はその医療機関の 名前及び施設又は設 備の内容）		

様式第一（第二十七条関係）（第四面）

(2) その他研究の実施体制に関する事項

医師・歯科医師の区分	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 歯科医師
再生医療等を行う医師又は歯科医師	氏名	
e-Rad番号		
所属機関・部署		
※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること		
統計解析担当機関	氏名	
統計解析担当責任者	e-Rad番号	所属機関・部署
実施責任者・再生医療等の提供を行なう医療機関の管理責任者以外の研究を統括する者	Mitigation	
Secondary Sponsorの 該当性	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること		

(様式第一 (第二十七条関係) (第五面))

(3) 多施設共同研究に関する事項

(多施設共同研究の該当の有無)

 有 無

(様式第一 (第二十七条関係) (第六面))

3 再生医療等に用いる細胞の入手の方法並びに特定細胞加工物等の製造及び品質管理の方法等

(1) 再生医療等に用いる細胞の入手の方法 (特定細胞加工物を用いる場合のみ記載)

再生医療等に用いる細胞 (特定細胞加工物の構成細胞となる細胞)	細胞提供者から細胞の提供を受ける医療機関等の名称 (動物の細胞を用いる場合は、当該細胞の採取を行った機関等の名前)		
実施責任者の連絡先	細胞提供者の連絡方法 (動物の細胞を用いる場合は、ドナー動物の通院を利用する場合にあってはドナー動物の連絡性の確認方法)		
所轄機関の郵便番号	細胞提供者 (動物の細胞を用いる場合は、ドナー動物の通院を利用する場合にあってはドナー動物の通院を利用する場合は、ドナー動物の連絡性の確認方法)		
所轄機関の住所	細胞提供者及び代訴者に対する説明及び同意の内容		
電話番号	細胞の採取の方法		
電子メールアドレス	(2) 特定細胞加工物等の製造及び品質管理の方法 (特定細胞加工物等を用いる場合のみ記載)		
氏名	特定細胞加工物等の名称		
所属部署	製造及び品質管理の方法の概要		
所轄機関の郵便番号	特定細胞加工物等の投与の方法		
事務担当者の連絡先	特定細胞加工物等の投与の方法		
電話番号	特定細胞加工物等の製造事業者の名称		
FAX番号	特定細胞加工物等の製造施設の名称		
電子メールアドレス	特定細胞加工物等の製造施設の名称		
再生医療等を行う医師又は歯科医師	特定細胞加工物等の製造施設の名称		
所属機関・部署	特定細胞加工物等の製造施設の名称		
救急治療に必要な施設又は設備 (第一種再生医療等又は第二種再生医療等の場合はその医療機関の場合はその医療機関の名称及び施設の名称及び臨床又は設備の内容)	許可証・認定期・届出の区分 委託する場合は委託の内容		

※該款該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること	3 再生医療等製品等に関する事項 (再生医療等製品等を用いる場合のみ記載)		
再生医療等製品等の名称	(販売名) (一般的名称)		
再生医療等製品等の製造販売業者の名称			
再生医療等製品等の承認の内容 (用法、用法若しくは効能、効果若しくは性能に関する事項)			
再生医療等製品等の投与の方法			

様式第一（第二十七条関係）（第七面）

- (4) 再生医療等に用いる未承認又は適応外の医薬品又は医療機器に関する事項
(未承認又は適応外の医薬品又は医療機器を用いる場合のみ記載)

医薬品又は医療機器の別	<input type="checkbox"/> 医薬品	<input type="checkbox"/> 医療機器
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号）における未承認又は適応外の別名	<input type="checkbox"/> 未承認	<input type="checkbox"/> 適応外
一般的な名称（国内外で未承認の場合は開港コードを記載すること）		
一般品販売名（海外製品の場合は国名も記載すること）		
承認番号		
類別		
一般的な名称		
機器承認・認証・届出番号		
医薬品又は医療機器の提供者		
所在地		

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

4 再生医療等の安全性の確保等に関する措置

(1) 利益相反管理に関する事項

(2) 再生医療等に対する特定細胞加工物等製造事業者からの研究資金等の提供その他の関与

- ※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

様式第一（第二十七条関係）（第八面）

- ② 再生医療等に対する医薬品等製造販売業者等からの研究資金等の提供その他の関与
医薬品等製造販売業者等の名称

研究資金等の提供組織の名称	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
研究資金等の提供組織名称	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
研究資金等の提供組織の担当性	<input type="checkbox"/> 課担当	<input type="checkbox"/> 非該当
研究資金等の提供組織の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
製品紹介書	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
物品提供の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
物品提供の内容	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
役務提供の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
役務提供の内容	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること		
③ 再生医療等に対する特定細胞加工物等製造事業者又は医薬品等製造販売業者等以外からの研究資金等の提供組織の名称	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
研究資金等の提供組織の担当性	<input type="checkbox"/> 課担当	<input type="checkbox"/> 非該当
研究資金等の提供組織の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること		

(2) その他再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置

提供する再生医療等の安全性についての検討内容

再生医療等の提供組織の名称

Source of Monetary Support/Secondary Sponsor

Secondary Sponsorの該当性

Source of Monetary Support/Secondary Sponsor

Secondary Sponsorの該当性

Source of Monetary Support/Secondary Sponsor

Secondary Sponsorの該当性

Source of Monetary Support/Secondary Sponsor

Secondary Sponsorの該当性

Source of Monetary Support/Secondary Sponsor

Secondary Sponsorの該当性

Source of Monetary Support/Secondary Sponsor

Secondary Sponsorの該当性

Source of Monetary Support/Secondary Sponsor

Secondary Sponsorの該当性

Source of Monetary Support/Secondary Sponsor

Secondary Sponsorの該当性

Source of Monetary Support/Secondary Sponsor

Secondary Sponsorの該当性

Source of Monetary Support/Secondary Sponsor

Secondary Sponsorの該当性

Source of Monetary Support/Secondary Sponsor

Secondary Sponsorの該当性

Source of Monetary Support/Secondary Sponsor

Secondary Sponsorの該当性

Source of Monetary Support/Secondary Sponsor

Secondary Sponsorの該当性

Source of Monetary Support/Secondary Sponsor

Secondary Sponsorの該当性

Source of Monetary Support/Secondary Sponsor

Secondary Sponsorの該当性

Source of Monetary Support/Secondary Sponsor

Secondary Sponsorの該当性

様式第一（第二十七条関係）（第九面）

様式第一（第二十七条関係）（第十面）

疾病等の発生時における報告体制の内容		5	
再生医療等の提供終了後の審査の内容（疾患等の発生についての適切な期間の追跡調査、効果についての検証の内容）		6	
再生医療等を受ける者に関する情報の把握のための措置の内容		7	
監査の実施予定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	症例登録開始予定日	個人情報の取扱いの方針
実施状況	<input type="checkbox"/>	第1症例登録日	再生医療等を受けた個々の者を識別することができないよう加工されたデータを共有する予定
研究の進捗状況	<input type="checkbox"/>	進捗状況	□ 有 □ 無
研究の進捗状況	<input type="checkbox"/>	研究の進捗状況	Plan to share (IP)
研究の進捗状況	<input type="checkbox"/>	研究の進捗状況	上記予定の詳細
研究の進捗状況	<input type="checkbox"/>	研究の進捗状況	Plan description
細胞提供者及び再生医療等を受ける者に対する健診被害の補償の方法	教育又は研修の方法		
細胞提供者について（特定細胞加工工事を用いる場合のみ記載）	苦情及び問合せへの対応に関する体制の整備状況		
補償の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	本再生医療等提供計画に関する役務の提供の有無
補償の内容（保険への加入等の具体的な内容）	本再生医療等提供計画に関する役務の提供の有無		
再生医療等を受ける者について	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	役務提供の内容
補償の内容（保険への加入等の具体的な内容）	役務提供の内容		
再生医療等を受ける者について	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	役務提供者の名称
補償の内容（保険への加入等の具体的な内容）	役務提供者の名称		
再生医療等の提供を行う国（日本以外）	国際共同研究を行う研究		
Countries of Recruitment	国際共同研究を行う研究		
保険外併用療養	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当	再生医療等の提供を行なう研究番号
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第37号）の対象となる再生医療等	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当	他の臨床研究登録機関の名稱
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（平成15年法律第37号）の対象となる再生医療等	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当	他の臨床研究登録機関の名稱
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する生物由来製品に指定が見込まれる医薬品又は医療機器	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当	Issuing Authority
審査等業務を行う認定再生医療等委員会に関する事項			
認定再生医療等委員会の認定審査			
認定再生医療等委員会の名稱	認定再生医療等委員会による審査結果		
住所	認定再生医療等委員会による審査結果		
Address	認定再生医療等委員会による審査結果		
電話番号	認定再生医療等委員会による審査結果		
電子メールアドレス	認定再生医療等委員会による審査結果		
認定再生医療等委員会の構成（該当する項目すべてにチェック）	<input type="checkbox"/> 第一種再生医療等（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第2条第2号に掲げるものに限る。）を審査することができる構成 <input type="checkbox"/> 第一種再生医療等（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第2条第5号に掲げるものに限る。）を審査することができる構成 <input type="checkbox"/> 上記以外の第一種再生医療等又は第二種再生医療等を審査することができる構成 <input type="checkbox"/> 第三種再生医療等を審査することができる構成		
認定再生医療等委員会による審査結果	<input checked="" type="checkbox"/> 認定	<input type="checkbox"/> 不適	認定再生医療等委員会による意見書の発行
認定再生医療等委員会による意見書の発行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	□

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄ごとの記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 1 (1) 「Scientific Title (Acronym)」の欄には、Scientific Titleの後に、()でその略称を記載すること。「Public Title (Acronym)」の欄も同様とする。
- 5 1 (2) の「対象疾患コード」、「対象疾患キーワード」、「介入コード」、「介入キーワード」、2の「e-Read番号」の欄については任意記載とする。
- 6 2 (2) のその他研究の実施体制に関する事項の「氏名」の欄には、所属における担当部門の長ではなく、当該再生医療等の提供を行う担当責任者を記載すること。
- 7 2 (2) の「実施責任者・再生医療等の提供を行なう医療機関の管理者以外の研究を総括する者」、4の「研究資金等の趣世組織名称」の欄については、個別の研究会、Secondary Sponsorは、Primary Sponsor (再生医療等の提供を行なう医療機関の管理者)が負う研究の実施に係る責務のうち、研究の立案や研究資金の贈達に係る責務について、Primary Sponsorと共にしてその責務を負う者とすること。
- 8 3 (4) の「一般的名稱等」の欄については、医薬品又は医療機器のうち該当する項目のみ記載すること。
- 9 4 (2) の「第1症例登録日」の欄については、空欄で提出すること。ただし、第1症例登録後遅滞なく、法第5条第3項の規定による再生医療等提供計画の斟酌な変更を行うこと。
- 10 4 (2) の「主たる評価項目に係る研究結果」の欄については、空欄で提出すること。ただし、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第8条の9第2項の主要評価項目報告書を作成後遅滞なく、法第5条第1項の規定による再生医療等提供計画の変更を行なうこと。
- 11 4 (2) の「提供する再生医療等の安全性についての検討内容」及び「提供する再生医療等の妥当性についての検討内容」の欄には、検討の過程で用いた科学的文献その他の開発する情報又は実験結果も含め、検討の詳細をそれぞれ記載すること。また、再生医療等の「提供する再生医療等の妥当性についての検討内容」の欄には、提供する再生医療等の右筋性の見込みについても記載すること。
- 12 7の「(PDI)は、deidentified individual clinical trial participant-level dataのこと。
- 13 7の「上記予定の詳細」の欄には、「再生医療等を受けた個々の者を識別することができないように加工されたデータを共有する予定」の欄で「有」を選択した場合、いつどのように方法でどのデータを共有するかを記入すること。

株式第一の二（第一回）（第一面）

再生医療等提供計画（治験）

年 月 日

厚生労働大臣
地方厚生局長

殿

再生医療等の提供を行なう医療機関

名 称

住 所

管理者

氏 名

下記のとおり、再生医療等を提供したいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により再生医療等提供計画を提出します。

記

1 提供しようとする再生医療等及びその内容

提供しようとする再生医療等の名稱

再生医療等の分類	<input type="checkbox"/>	第一種	<input type="checkbox"/>	第二種	<input type="checkbox"/>	第三種
		特定細胞加工物		特定臓器等		
判断理由						
再生医療等の対象疾患等の名稱						
再生医療等の内容（再生医療等の内容をできる限りの平易な表現を用いて記載したもの）						

様式第一の二（第二十七条関係）（第二面）

2

人員及び構造設備その他の施設等		<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 歯科医師
実務者 医師・歯科医師の区分	施設管理者 所轄機関	製造及び品質管理の方法 特定細胞加工物等の技術の扱いの方法	<input type="checkbox"/> 特定細胞加工物等の製造の委託の有無
所属部署 所属機関の郵便番号	所属部署 所属機関の住所	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
連絡電話番号	連絡先 電子メールアドレス	特定細胞加工物等製造施設の施設名 特定細胞加工物等製造施設の許可証・認定証・届出の区分 委託する場合は委託の内容	<input type="checkbox"/> 無
事務担当者 所属機関の郵便番号	事務担当者 所属機関の住所	特定細胞加工物等製造施設の施設名 特定細胞加工物等製造施設の許可証・認定証・届出の区分 委託する場合は委託の内容	<input type="checkbox"/> 特定核酸等
連絡電話番号	FAX番号	特定細胞加工物等製造施設の施設名 特定細胞加工物等製造施設の許可証・認定証・届出の区分 委託する場合は委託の内容	
電子メールアドレス	再生医療等を行う医師又は歯科医師の区分 医師・歯科医師の区分	再生医療等製品等の名称 再生医療等製品等の製造販売業者の名称	(3) 再生医療等に關する事項（再生医療等製品等を用いる場合のみ記載）
再生医療等を行う医師又は歯科医師の区分 医師・歯科医師の区分	再生医療等の製品等の名称 再生医療等製品等の製造販売業者の名称	再生医療等製品等の製造販売業者の名称 再生医療等製品等の取扱いの方法（用法、用量若しくは使用方法又は効能、効果若しくは性能に関する事項）	(4) 再生医療等に用いる細胞の入手の方法並びに特定細胞加工物等の製造及び品質管理の方法等（未承認又は適応外の医薬品又は医療機器に関する事項（未承認又は適応外の医薬品又は医療機器の別））
再生医療等に用いる細胞（特定細胞加工物等の構成細胞となる細胞）	再生医療等に用いる細胞（特定細胞加工物等の構成細胞となる細胞）	再生医療等に用いる細胞の提供を受けける医療機関等の名称（当該細胞の採取を行う機関等の名称）	医薬品又は医療機器の別 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）における未承認又は適応外の別
細胞提供者がから細胞の提供を受けける医療機関等の名称（動物の細胞を用いる場合にあっては当該細胞の採取を行う機関等の名称）	細胞提供者がから細胞の提供を受けける医療機関等の名称（動物の細胞を用いる場合にあっては当該細胞の採取を行う機関等の名称）	一般的な名称（国内外で未承認の場合は開発コードを記載すること） 一般の商品名（海外製品の場合は国名も記載すること） 承認番号	一般的な名称（国内外で未承認の場合は開発コードを記載すること） 一般の商品名（海外製品の場合は国名も記載すること） 承認番号
細胞提供者の選定方法（動物の細胞を用いる場合にあっては細胞を採取する動物の選定方法）	細胞提供者の選定方法（動物の細胞を用いる場合にあっては細胞を採取する動物の選定方法）	医療機器の類別 一般的な名称 承認・認証・届出番号	医療機器の類別 一般的な名称 承認・認証・届出番号
細胞提供者及び代若者に対する説明及び同意の内容	細胞の採取の方法	医薬品又は医療機器の名称 所在地	医薬品又は医療機器の名称 所在地

(2) 特定細胞加工物等の製造及び品質管理の方法（特定細胞加工物等を用いる場合のみ記載）

特定細胞加工物等の名称	特定細胞加工物等の製造及び品質管理の方法の概要
特定細胞加工物等の技術の扱いの方法	<input type="checkbox"/> 特定細胞加工物等の技術の扱いの方法
特定細胞加工物等の製造の委託の有無	<input type="checkbox"/> 有
特定細胞加工物等製造事業者の名称	<input type="checkbox"/> 無
特定細胞加工物等製造施設の施設名	<input type="checkbox"/> 無
特定細胞加工物等製造施設の許可証・認定証・届出の区分	<input type="checkbox"/> 特定細胞加工物
委託する場合は委託の内容	<input type="checkbox"/> 特定核酸等
特定細胞加工物等製造施設の施設名 特定細胞加工物等製造施設の許可証・認定証・届出の区分 委託する場合は委託の内容	
再生医療等製品等の取扱いの方法（用法、用量若しくは使用方法又は効能、効果若しくは性能に関する事項）	(3) 再生医療等に用いる細胞の入手の方法並びに特定細胞加工物等の製造及び品質管理の方法等（未承認又は適応外の医薬品又は医療機器に関する事項（未承認又は適応外の医薬品又は医療機器の別））
再生医療等製品等の取扱いの方法（用法、用量若しくは使用方法又は効能、効果若しくは性能に関する事項）	(4) 再生医療等に用いる細胞の入手の方法並びに特定細胞加工物等の製造及び品質管理の方法等（未承認又は適応外の医薬品又は医療機器を用いる場合のみ記載）
医薬品又は医療機器の別 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）における未承認又は適応外の別	医薬品又は医療機器の別 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）における未承認又は適応外の別
一般的な名称（国内外で未承認の場合は開発コードを記載すること） 一般の商品名（海外製品の場合は国名も記載すること） 承認番号	一般的な名称（国内外で未承認の場合は開発コードを記載すること） 一般の商品名（海外製品の場合は国名も記載すること） 承認番号
医療機器の名称 一般的な名称 承認・認証・届出番号	医療機器の名称 一般的な名称 承認・認証・届出番号

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

様式第一の二 (第一・十七条関係) (第四面)

4

再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置 提供する再生医療等の安全性についての検討内容	再生医療等を提供する再生医療等の安全性についての検討内容 本医療機関において提供する再生医療等の妥当性についての検討内容 再生医療等を用いる際の、科学的妥当性の評価方法についても記載	再生医療等の安全性についての検討内容 本医療機関において提供する再生医療等の安全性についての検討内容 再生医療等の妥当性についての評価方法についても記載	再生医療等を用いる場合の、科学的妥当性の評価方法についても記載	
再生医療等を受ける場合の、保管期間終了後の取扱い	再生医療等を受ける場合の、保管期間終了後の取扱い	再生医療等を受ける場合の、保管期間終了後の取扱い	再生医療等を受ける場合の、保管期間終了後の取扱い	
再生医療等の発生時ににおける報告体制の内容	再生医療等の発生時ににおける報告体制の内容	再生医療等の発生時ににおける報告体制の内容	再生医療等の発生時ににおける報告体制の内容	
再生医療等の提供終了後の措置の内容 (疾患等の発生についての適切な期間の追跡調査、効果についての検証の内容)	再生医療等の提供終了後の措置の内容 (疾患等の発生についての適切な期間の追跡調査、効果についての検証の内容)	再生医療等の提供終了後の措置の内容 (疾患等の発生についての適切な期間の追跡調査、効果についての検証の内容)	再生医療等の提供終了後の措置の内容 (疾患等の発生についての適切な期間の追跡調査、効果についての検証の内容)	
再生医療等を受けた者の情報の把握のための措置の内容	再生医療等を受けた者の情報の把握のための措置の内容	再生医療等を受けた者の情報の把握のための措置の内容	再生医療等を受けた者の情報の把握のための措置の内容	
細胞提供者及び再生医療等を受けた者に対する健診被害の補償の方法	細胞提供者及び再生医療等を受けた者に対する健診被害の補償の方法	細胞提供者及び再生医療等を受けた者に対する健診被害の補償の方法	細胞提供者及び再生医療等を受けた者に対する健診被害の補償の方法	
補償の有無	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無
補償の内容 (保険への加入等の具体的な内容)	補償の内容 (保険への加入等の具体的な内容)	補償の内容 (保険への加入等の具体的な内容)	補償の内容 (保険への加入等の具体的な内容)	
再生医療等を受ける者について 再生医療等の有無	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無
補償の内容 (保険への加入等の具体的な内容)	補償の内容 (保険への加入等の具体的な内容)	補償の内容 (保険への加入等の具体的な内容)	補償の内容 (保険への加入等の具体的な内容)	

様式第一の二 (第二・十七条関係) (第五面)

5

個人情報の取扱いの方法	個人情報の取扱いの方法 教育又は研修の方法	個人情報の取扱いの方法 教育又は研修の方法
苦情及び問合せへの対応に関する体制の整備状況	苦情及び問合せへの対応に関する体制の整備状況	苦情及び問合せへの対応に関する体制の整備状況
審査等業務の対象となる再生医療等提供計画に関する役務の提供の有無	審査等業務の対象となる再生医療等提供計画に関する役務の提供の有無	審査等業務の対象となる再生医療等提供計画に関する役務の提供の有無
役務提供者の内容	役務提供者の内容	役務提供者の内容
役務提供者の名称	役務提供者の名称	役務提供者の名称
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第91号) の対象となる再生医療等由来製品に指定が見込まれる医薬品、医療機器	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第91号) の対象となる再生医療等由来製品に指定が見込まれる医薬品、医療機器	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第91号) の対象となる再生医療等由来製品に指定が見込まれる医薬品、医療機器
該当	該当	該当
非該当	非該当	非該当

(留意事項)

1 用紙の大きさは、A4とする。

2 提出は、正本1通とすること。

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり」と記載し、別紙を添付すること。

4 1の「再生医療等の内容」の欄には、対象となる者の基準その他具体的な内容を記載すること。

5 3(1)の「細胞提供者から細胞の提供を受けた医療機関等の名称」の欄には、細胞の提供を受けた医療機関等が、再生医療等の提供を行う医療機関と同一である場合には、「再生医療等の提供を行った医療機関と同じ。」と記載すること。

6 3(4)の「一般的名称等」については、医薬品又は医療機器のうち該当する項目のみ記載すること。

7 4の「提供する再生医療等の安全性についての検討内容」及び「提供する再生医療等の妥当性についての検討内容」の欄には、「検討の過程で用いた科学的文献その他の関連する情報又は実験結果も含め、検討の詳細をそれぞれ記載すること。また、「提供する再生医療等の妥当性についての検討内容」の欄には、提供する再生医療等の有効性の見込みについても記載すること。

6

審査等業務を行う認定再生医療等委員会に関する事項	審査等業務を行う認定再生医療等委員会の名称 認定再生医療等委員会の認定番号	審査等業務を行う認定再生医療等委員会の名称 認定再生医療等委員会の認定番号
認定再生医療等委員会の構成 (該当する項目すべてにチェック)	第一種再生医療等 (再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第2条第2号に掲げるものに限る。) を審査することができる構成 第二種再生医療等 (再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第2条第5号に掲げるものに限る。) を審査することができる構成 上記以外の第一種再生医療等又は第二種再生医療等を審査することができる構成	第一種再生医療等 (再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第2条第2号に掲げるものに限る。) を審査することができる構成 第二種再生医療等 (再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第2条第5号に掲げるものに限る。) を審査することができる構成 上記以外の第一種再生医療等又は第二種再生医療等を審査することができる構成
認定再生医療等委員会による審査結果 認定再生医療等委員会による意見書の発行日	適	不適

再生医療等委員会認定申請書

厚生労働大臣

附

地方厚生局長

再生医療等委員会を設置する者	住所	法人にあっては、土たる事務所の所在地 （法人にあっては、名前及び代表者の氏名）
----------------	----	--

下記のとおり、再生医療等委員会の認定を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第26条第2項の規定により提出します。

当該認定委員会を設置する者は、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第26条第5項に規定するいざれの事項にも該当しないこと、別途付し、再生医療等の部認可又は再生医療等の安全部の確保等に関する法律施行規則第42条第1項各号に規定する団体に該当すること、再生医療等委員会を設置する者が同項第1号から第3号までに掲げる場合である場合には同項第2項に規定する要件を満たすこと並びに再生医療等委員会の認定の目次及び細かが保障されていることを誓約します。

記

1 再生医療等委員会に関する事項

再生医療等委員会の名称	
-------------	--

再生医療等委員会の所在地

担当する項目すべてにチェックマーク	
-------------------	--

再生医療等委員会を設置する者と別途行う場合は

※担当部署の責任者について、担当部署における役職を記載すること

※欄が足りない場合は、適宜追加すること

3 委員各様	
委員の構成要件の該当性	
第一種 再生医療等委員会を設置する者 （再生医療等の安全性の確保等に関する法律第26条第5項に規定するいざれの事項にも該当しないこと、別途付し、再生医療等委員会を設置する者が同項第1号から第3号までに掲げる團体である場合にあっては同項第2項に規定する要件を満たすこと並びに再生医療等委員会の認定の目次及び細かが保障されていることを誓約します。）	第二種 再生医療等の安全性の確保等に関する法律第26条第5項に規定するいざれの事項にも該当しないこと、別途付し、再生医療等委員会を設置する者が同項第1号から第3号までに掲げる團体である場合にあっては同項第2項に規定する要件を満たすこと並びに再生医療等委員会の認定の目次及び細かが保障されていることを誓約します。）

再生医療等委員会に関する事項	
再生医療等委員会の名称	
再生医療等委員会の所在地	
（該当する項目すべてにチェックマーク）	
□ 第一種再生医療等の安全性の確保等に関する法律第26条第5項に規定するいざれの事項にも該当しないこと、別途付し、再生医療等委員会を設置する者が同項第1号から第3号までに掲げる團体である場合にあっては同項第2項に規定する要件を満たすこと並びに再生医療等委員会の認定の目次及び細かが保障されていることを誓約します。）	
□ 第二種再生医療等提供計画又は第三種再生医療等提供計画に係る 審査業務を実施	
□ 第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を実施	
審査等業務を行う体制	
手数料の算定の基準（手数料を徴収する場合のみ記載）	
2 担当部署	
担当部署	
担当部署電話番号	
担当部署取扱番号	
担当部署アドレス	
担当部署のメールアドレス	
担当部署の責任者の氏名	
担当部署の責任者の役職	
苦情及び問い合わせを受け付けるための窓口	連絡先
再生医療等委員会の運営に関する情報の掲載	URL

様式第五(第四十一条関係) (第三回)

(留意事項)

1 用紙の大書きは、A4とすること。

2 横出し、正本1通とすること。各項目の記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

4 再生医療等委員会を設置する者の「氏名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者又は管理人の氏名を記載すること。

5 1の「審査等業務を行う体制」の欄には、審査等業務を総括的に行うことができる体制、再生医療等委員会の開催実績、その他の審査等業務に関する資料を記載すること。

6 1の「予後統計算定の基準」の欄には、予後統計算定の結果と予後統計算定の算定方法等を記載すること。

7 3の「委員の就任要件の該当性」の欄への記載は、次のとおりとすること。

第一欄又は第二欄に中生医療等業務を行ふ場合

〔①生物学等 分子生物学、細胞生物学又は病理学の専門家

〔②再生医療等 再生医療等について十分な科学的知識及び医療上の識見を有する者

〔③臨床医師 開業医師に就職している医師又は歯科医師の専門家

〔④特定細胞加工物等の製造】審査等業務の実験となる再生医療等の提供において

〔⑤法律】医学又は医療分野における人権の専門家にして理解のある法律に関する専門家

〔⑥生命倫理】生命倫理に関する識見を有する者

〔⑦生物統計学】生物統計学その他の臨床研究に関する識見を有する者

〔⑧一般】①から⑦までの掲げる以外の一般の立場の者

第2条第2句又は第5条に掲げる者以外の一般の立場の者

審査等業務を行ふ場合は、次に掲げるもしくこと

〔⑨適格子組換え生物〕選抜した被験者が人に与える影響について十分な科学的知識

及び識見を有する者

〔⑩遺伝子組換え生物〕遺伝子組換え生物の取扱いについて

科学的知識及び識見を有する者

第三種再生医療等委員会に係る審査等業務を行う場合

〔⑪医学・医療〕医学又は医療の専門家であって、再生医療等について十分

な科学的知識及び識見を有する者

〔⑫法律・倫理〕医学又は医療分野における人権の尊重に関して豊富のある

法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者

〔⑬一般〕①～⑪及び⑭の立場の者

第3条の「再生医療等委員会を設置するとの関係」の欄には、再生医療等委員会を設

置する者と開催場所を有している場合は、「有」、有していない場合は「無」を記載すること。

厚生労働大臣
地方厚生局長

般

認定委員会 住 所	法人にあっては、主たる事務所の所在地
設置者 氏名	法人にあっては、名称及び代表者の氏名

下記のとおり、認定再生医療等委員会の認定事項の更新を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第28条第6項において準用する同法第56条第2項の規定により提出します。

認定委員会設置者は、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第26条第5項に規定するいすれの事項にも該当しないこと、病院若しくは診療所、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第2条各号に規定する事項に該当すること、認定委員会設置者が同項第1号から第3号までに掲げる所体である場合には同条第2項に規定する要件を満たすこと並びに再生医療等委員会の活動の自由及び独立が保障されていることを誓約します。

記

1 更新を受けようとする認定再生医療等委員会に関する事項

更新を受けようとする認定再生医療等委員会の認定番号及び認定期月日
更新を受けようとする認定再生医療等委員会の名称

※ 被認証がある場合は、欄を複数して記載すること	変更事項
	変更前
※ 被認証を行った開催回数	変更理由
	3回
審査等業務の対象(該当する項目すべてにチェック)	
<input type="checkbox"/> 第一種再生医療等(再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第2条第2号に掲げるものに限る。)に係る審査等業務を実施	
<input type="checkbox"/> 第二種再生医療等(再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第2条第5号に掲げるものに限る。)に係る審査等業務を実施	
<input type="checkbox"/> 上記以外の第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を実施	
<input type="checkbox"/> 第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務を実施	

年 月 日

様式第十二（第五十八条関係）（第二面）

審査等業務を行う体制 （平成料の算定の基準（平成料を徵収する場合のみ記載））	委員会の構成要件の該当性	
再任部署 担当部署電話番号 担当部署FAX番号 担当部署電子メールアドレス 担当部署の責任者の氏名 苦情及び問い合わせを受け付けるための窓口 再任医療等委員会の運営に関する情報の掲載URL		
※担当部署の責任者の役職については、担当部署における役職を記載すること		

様式第十二（第五十八条関係）（第三面）

委員名簿
氏名 職業（所属及び役職） 性別 再生医療等委員会を設置する者との利害関係

※欄が足りない場合は、適宜追加すること

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり、と記載し、別紙を添付すること。
- 4 認定委員会設置者の「氏名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者又は管理人の氏名を記載すること。
- 5 1の「審査等業務を行う体制」の欄には、審査等業務を総合的に行うことができる体制、再生医療等委員会の開催頻度、その他の審査等業務に関する事項を記載すること。
- 6 1の「手数料の算定の基準」の欄には、手数料の額及び手数料の算定方法等を記載すること。
- 7 3の「委員の構成要件の該当性」の欄への記載は、次のとおりとする場合
 - 一 種又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行なう場合
 - a 「分子生物学等」・・・分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家
 - b 「再生医療等」・・・再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
 - c 「③臨床医」・・・臨床医(現に診療に従事している医師又は歯科医師)
 - d 「④細胞培養加工」・・・審査等業務の対象となる再生医療等の提供において用いられる特定細胞加工物等の製造にに関する識見を有する者
 - e 「⑤法律」・・・医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家
 - f 「⑥生命倫理」・・・生命倫理に関する識見を有する者
 - g 「⑦生物統計等」・・・生物統計その他の臨床研究に關する識見を有する者
 - h 「⑧一般」・・・①から⑦までに掲げる他の臨床研究に關する識見を有する者
 - 二 第2条第2号又は第5号に掲げる再生医療等技術に係る審査等業務を行なう場合は、次に掲げる者も置くこと
 - a 「⑨遺伝子治療」・・・遺伝子治療が人に与える影響について十分な科学的知見及び識見を有する者
 - b 「⑩遺伝子組換え生物」・・・核酸等に係る遺伝子組換え生物の取扱いについて科学的知見及び識見を有する者
- 第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行なう場合
 - a-1 「⑪医学・医療1」・・・医学又は医療の専門家であって、再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
 - a-2 「⑫医学・医療2」・・・a-1に該当する以外の医学又は医療の専門家
 - b 「法律・生命倫理」・・・医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者
- 8 3の「再生医療等委員会を設置する者との利害関係」の欄には、再生医療等委員会を設置する者と利害関係を有している場合は「有」、有していない場合は「無」を記載すること。

特定細胞加工物等製造許可申請書

年 月 日

地方厚生局長 殿

住 所	<div style="display: flex; align-items: center;"> { 法人にあっては、主たる事務所の所在地 } </div>
氏 名	<div style="display: flex; align-items: center;"> { 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 } </div>

下記のとおり、特定細胞加工物等の製造の許可を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第35条第2項の規定により申請します。

記

1 特定細胞加工物等製造施設及び中請者に對する事項
特定細胞加工物等製造施設の所在地
施設管理者に関する 氏名
施設管理者に関する 職歴
業務を行う役員の氏名(法人の場合)
(1)法第49条の規定により許可を取り消されたこと

中請者(法人にあつては、その業務を行う役員を含む)の次格条件	<div style="display: flex; align-items: center;"> (2)燃鋼以上の刑に処せられたこと </div>
(3)關係法令又はこれに基づく处分に遭反したこと	
人の細胞に營養を施した特定細胞加工物	<div style="display: flex; align-items: center;"> □ その他の加工を施した特定細胞加工物 </div>
動物の細胞に培養した特定細胞加工物	<div style="display: flex; align-items: center;"> □ 化学合成その他の方法により生成した特定核酸等 </div>

2

申請者の連絡先

担当部署及び担当者の氏名
電話番号
FAX番号
電子メールアドレス

(留意事項) 様式第十四(第七十二条関係)(裏面)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 提出は、正副2通とすること。

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

4 1の「申請者の次格を記載」欄は当該事業がないときは「無」と記載し、あるときは、

(1)欄にあってはその理由及び年月日、(2)欄にあってはその罰則の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。「関係法令」とは、再生医療等の安全性の確保に関する法律第35条第4項第3号に規定する法令を指すものであること。

特定細胞加工物等製造許可証

特定細胞加工物

特定細胞加工物等製造施設の名称
法人においては、その
名称特定細胞加工物等製造施設の所在地
厚生労働大臣

再生医療等の安全性の確保等に関する法律第35条第1項の規定により許可された特定細胞加工物等製造事業者であることを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣

印

施設番号

有効期間
年 月 日 から
年 月 日 まで

(留意事項) 様式第十五(第七十三条関係)

特定細胞加工物等製造許可事項変更届書
Form No. 17 (related to Article 76 and 84) (Face side)

年 月 日

Revenue Stamp

Application for rewrite issue of accreditation

年 月 日

地方厚生局長 殿

住 所
 法人には、主たる事務所の所在地
 法人には、名称及び代表者の氏名

記

下記のとおり、特定細胞加工物等の製造の許可事項を変更したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第37条の規定により届け出ます。

記

特定細胞加工物等製造施設の施設番号及び許可年月日
施設管理者の氏名
特定細胞加工物等製造施設の名称
許可証の区分
変更事項
変更前
変更後
変更新年月日
変更理由

※複数該当がある場合は上記項目を複数して記載すること

(留意事項)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 提出は、正本1通とすること。

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙」とおり」と記載し、別紙を添付すること。

厚生労働大臣
地方厚生局長
To Minister of Health, Labour and Welfare or
the Director-General of a Regional Bureau of Health and Welfare

住 所
Address

邦 文
Japanese
外國文
Foreign language

氏 名
Name

邦 文
Japanese
外國文
Foreign language

法人には、
主たる事務所の
所在地
Location of the
head office in
case of a
corporation

法人には、
名称及び代表者の
氏名
Name of the
corporation and
its representative
in case of a
corporation

下記のとおり、許可証の書換え交付を、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第76条第1項（第84条において準用する場合を含む。）の規定により申請します。

I hereby apply for rewrite issue of accreditation by Article 76, Paragraph 1 applied by Article 84 of the Ministerial order on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

記

特定細胞加工物等製造施設の施設番号及び許可年月日又は認定年月日 Number and date of the accreditation
特定細胞加工物等製造施設の名称 Name of the manufacturing facility
許可証認定証の区分 Categories of the accreditation

変更事項 Changed items	
変更前 Before	
変更後 After	
変更内容 Changes	
変更年月日 The date of changes	
変更理由 Reasons	

※複数該当がある場合は、上記項目を複写して記載すること
If there are multiple subjects, please copy and describe the column.

(留意事項)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 提出は、正本1通とすること。

(留意事項)

- 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」と記載し、別紙を添付すること。

In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "See attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.

4 外国のお客様等製造事業者にあっては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。

In case of foreign cell processor, the address and name of the applicant should be written in Japanese and foreign language.

5 収入印紙は、厚生労働大臣又は地方厚生局長に提出する申請書に貼り、消印をしないこと。

Put revenue stamp only on the original form, not on its copy. Do not cancel it.

下記のとおり、許可証・認定証の再交付を、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第77条第1項（第84条において準用する場合を含む。）の規定により申請します。
記

特定細胞加工物等製造施設の施設番号及び許可年月日又は認定年月日	
特定細胞加工物等製造施設の名称	
許可証・認定証の区分	<input type="checkbox"/> 特定細胞加工物 <input type="checkbox"/> 特定核酸等 <input type="checkbox"/> 再交付申請の理由

(留意事項)
1 用紙の大きさは、A4とすること。
2 提出は、正本1通とすること。
3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」と記載し、別紙を添付すること。
4 外国のお客様等製造事業者にあっては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。
5 収入印紙は、厚生労働大臣又は地方厚生局長に提出する申請書に貼り、消印をしないこと。

取入印紙	許可証 認定証	再交付申請書
厚生労働大臣 地方厚生局長	殿	年 月 日

特定細胞加工物等製造許可事項更新申請書

収入
紙

地方厚生局長 殿

住 所	{ 法人にあっては、主たる事務所の所在地 }
氏 名	{ 法人においては、名称及び代表者の氏名 }

下記のことおり、特定細胞加工物等の製造の許可の更新を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により申請します。

記

1 特定細胞加工物等製造施設及び申請者に関する事項

更新を受けようとする特定細胞加工物等製造施設の施設番号及び許可年月日

更新を受けようとする特定細胞加工物等製造施設の名称

変更事項

変更前

変更後

変更理由

※複数該当がある場合は、上記項目を複数して記載すること

更新を受けようとする特定細胞加工物等製造施設の所在地

施設管理者に関する事項

業務を行う役員の氏名(法人の場合)

(1) 法第49条の規定により許可を取り消されたこと
(2) 禁錆以上の刑に処せられたこと
(3) 關係法令又はこれに基づく処分に違反したこと

製造しようとする特定細胞加工物等の種類

□ 人の細胞に培養その他の加工を施した特	動物の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物	□ 化学合成その他の方
□ 他の細胞に培養その他の加工を施した特	定細胞加工物	□ 法により生成した特定核酸等

2

申請者の連絡先	
担当部署及び担当者の氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

株式第十九(第七十八条関係) (裏面)

(留意事項)

用紙の大きさは、A4とすること。

提出は、正副2通とすること。

各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

4 1の「申請者の人格条件」欄は当該事実がないときは、「無」と記載し、あるときは、「(1)欄にあってはその理由及び年月日を、「(2)欄にあってはその罰、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなった場合はその年月日を、「(3)欄にあってはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。「関係法令」とは、再生医療等の安全性の確保に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第4項第3号に規定する法令を指すものであること。

5 収入印紙は、地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

様式第二十（第八十一条関係）（表面）

特定細胞加工物等製造 許可の更新 調査申請書

年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

住 所
 法人においては、主たる事務所の所在地
 及び代表者の氏名

下記のとおり、特定細胞加工物等の製造の許可の更新に係る調査を、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第81条第2項の規定により申請します。

記

特定細胞加工物等製造施設の施設番号及び許可年月日（更新の場合）		
特定細胞加工物等製造施設の名称		
特定細胞加工物等製造施設の所在地		
許可証の区分	<input type="checkbox"/> 特定細胞加工物	<input type="checkbox"/> 特定核酸等
施設管理者の氏名		
調査手数料の金額		
担当部署及び担当者の氏名		
連絡先		
備考		

様式第二十（第八十一条関係）（裏面）

（留意事項）

- 市中銀行等の窓口に備え付けの振込用紙の場合、金融機関により振込金受取書、領収証書、領收済通知書等名称が異なる場合がありますが、正規の領収書となるものなら何れでも使用できます。
- 各金融機関に設置されている自動振込機の領収書も使用できます。
- 原本は不要です。コピーした写しを添付してください。
- 調査申請書の「調査手数料の金額」（この用紙の表の金額）と、添付する調査手数料振込金受取書等の写しの金額が一致していることを必ず確認してください。

（留意事項）

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 提出は、正本1通とすること。
- 各項目の記載欄の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」と記載し、別紙を添付すること。
- これまでに機構による調査を受けたことがある場合には、「備考」欄に前回調査申請日及び結果通知日について記載すること。
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令において定める手数料を機構の口座に払いこんだことを証する書類（調査手数料振込金受取書等）の写しを添付すること。

様式第二十一（第八十二条、第八十四条関係）

様式第二十二（第八十三条関係）（第一面）

特定細胞加工物等製造認定の更新許可の更新調査結果通知書

Form No. 22 (related to Article 83)(Page 1)

特定細胞加工物等製造認定申請書
Application for accreditation of foreign cell processor

Date (Year / Month, Day)

年 月 日

厚生労働大臣
地方厚生局長

殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

印

許可の更新認定の更新許可

記

下記のとおり、特定細胞加工物等の製造の許可の更新認定の更新許可の更新に係る調査の結果を、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第38条第4項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

特定細胞加工物等製造施設の施設番号及び許可年月日又は認定期年月日（更新の場合）		
特定細胞加工物等製造施設の名称		
許可証・認定証の区分	<input type="checkbox"/> 特定細胞加工物	<input type="checkbox"/> 特定核酸等
調査結果		
備考		

下記のとおり、特定細胞加工物等の製造の認定を受けたので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第39条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により申請します。
I hereby apply for the accreditation of the foreign cell processor by Article 35, Paragraph 2 applied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

記

（留意事項）

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

1 特定細胞加工物等製造施設及び申請者に関する事項 Manufacturing facility and applicant's information	
特定細胞加工物等製造施設の名称 Name of the manufacturing facility	
特定細胞加工物等製造施設の所在地 Location of the manufacturing facility	
施設管理者に関する事項 Details of the manager of the manufacturing facility	
氏名 Name	
略歴 Career summary	

業務を行ふ役員の氏名(法人の場合) Name of the executive (in case of a corporation)	
<p>(1)法第50条第1項の規定により認定を取り消されたこと</p> <p>History of having accredited being canceled pursuant to the provision of Article 50, Paragraph 1</p>	
<p>申請者(法人にあつては、その業務を行ふ役員を含む。)の欠格条項</p> <p>Applicant's disqualifications (including those of the executive engaged in the services in case of a corporation)</p>	
<p>(2)禁錮以上の刑に処せられたこと</p> <p>History of a court sentence of imprisonment or a severe punishment</p>	
<p>(3)関係法令又はこれらに基づく処分に違反したこと</p> <p>Violation of related Japanese laws or measures taken in accordance with these laws and regulations</p>	
<p>製造をしようとする特定細胞加工物等の種類 Types of planned specific processed cells, etc.</p>	
<p>□ 人の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物 Human cells derived</p> <p>□ 動物の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物 Animal's cells derived</p> <p>□ 化学合成その他の方法により生成した特定核酸等 Nucleic acids</p>	
2 申請者の連絡先 Applicant's contact information	
<p>担当部署及び担当者の氏名 Department and name of the person in charge</p> <p>電話番号 Telephone number</p> <p>FAX番号 FAX number</p> <p>電子メールアドレス E-mail address</p>	

株式第二十二（第八十三条関係）（第三面）
 Form No. 22 (related to Article 83)(Page 3)

(留意事項)
 (Notes)

1 用紙の大きさは、A 4 とすること。

Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.

2 製本は、正刷2通とすること。

Applicant should submit one original and one copy of this form.

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "See attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.

4 1の「申請者の欠格条項」欄は当該事実がないときは、「無」と記載し、あるときは、(1)欄にあってはその理由及び月日を、(2)欄にあってはその罰、刑、刑の確定年月日及びその執行を終り、又は執行を受けた年月日を記載すること。「関係法令」とは、再生医療等の安全性に関する法律第35条第2項において適用する同法第35条第4項第3号に規定する法令を指すものであること。

Write down "No" in each column of (1), (2) and (3) if an applicant doesn't meet any conditions of its disqualifications. If an applicant meets one or more conditions of its disqualifications, please write down as below.

(1) The date(year, month, day) and grounds for cancellation.

(2) Crime, sentence, the date(year, month, day) of final judgment, the date(year, month, day) of sentence/parole completion.

(3) Description and the date(year, month, day) of the violation(s). Term "related Japanese laws" refers to laws and regulations prescribed in Article 35, Paragraph 4, item (iii) applied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine.

様式第二十三（第八十四条関係）（第八十四条関係）
Form No. 23 (related to Article 84)

特定細胞加工物等製造認定証

Accreditation certificate of foreign cell processor

特定細胞加工物
specific processed cells
特定核酸等
specific nucleic acids

氏名
Name
法人にあっては、そ
の名称、
Name of the
corporation and its
representative in
case of a
corporation

特定細胞加工物等製造施設の名称
Name of the manufacturing facility

特定細胞加工物等製造施設の所在地
Location of the manufacturing facility

再生医療等の安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定により認定を受けた特定細胞加工物等製造事業者であることを証明する。
It is certified that the above cell processor is certificated foreign cell processor pursuant to Article 39, Paragraph 1 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine.

官報

様式第二十四（第八十四条関係）（表面）
Form No. 24 (related to Article 84)(Face side)

特定細胞加工物等製造認定事項変更届書

Application for change in accreditation items of foreign cell processor

厚生労働大臣 殿
To Minister of Health, Labour and Welfare

住所
Address
邦文
Japanese
外國文
Foreign language
氏名
Name
邦文
Japanese
外國文
Foreign language

法人にあっては、主
たる事務所の所在地
Location of the head
office in case of a
corporation

法人にあっては、そ
の名称及び代表者の
氏名
Name of the
corporation and
its representative
in case of a
corporation

下記のとおり、特定細胞加工物等の製造の認定事項を変更したので
再生医療等の安全性の確保等に関する法律第39条第2項において準用する同法第37条の規定により届け出ます。
I hereby apply for change in the accreditation items of the foreign cell processor by Article 37, applied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

記

特定細胞加工物等製造施設の施設番号及US規
定期年月日
Number and date of the accreditation

施設管理者の氏名
Name of the manager of
the manufacturing facility

特定細胞加工物等製造施設の名称
Name of the manufacturing facility

認定証の区分
Categories of the accreditation
□ 特定細胞加工物
specific processed cells
□ 特定核酸等
specific nucleic acids

施設番号
Accreditation number

有効期間
Date of issue
年月日
Year / Month / Day

Date of expiry
年月日
Year / Month / Day

変更事項 Changed items	
変更前 Before	
変更後 After	
変更年月日 The date of changes	
変更理由 Reasons	

※複数該当がある場合は、上記項目を複数して記載すること
If there are multiple subjects, please copy and describe the column.

様式第二十五回（第八十四条関係）（裏面）
Form No. 24 (related to Article 84)(Reverse side)

(留意事項)
(Notes)

- 用紙の大きさは、A4 とすること。
Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.
- 提出は、正本1通とすること。
Applicant should submit an original form.
- 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。
In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "See attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.

様式第二十五回（第八十四条関係）（第一面）
Form No. 25 (related to Article 84)(Page 1)

取入 印紙 Revenue Stamp	特定細胞加工物等製造認定事項更新申請書 Application for accreditation renewal of foreign cell processor		
厚生労働大臣 殿 To Minister of Health, Labour and Welfare		Date (Year Month Day) 年 月 日	
住所 Address	邦文 Japanese	邦文 Japanese	法人にあっては、主たる事務所の所在地 Location of the head office in case of a corporation
	外國文 Foreign language	外國文 Foreign language	法人にあっては、名稱及び代表者の氏名 Name of the corporation and its representative in case of a corporation
氏名 Name	邦文 Japanese	外國文 Foreign language	

下記のとおり、特定細胞加工物等製造の認定事項の更新を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第39条第2項において准用する第36条第2項の規定により申請します。

I hereby apply for the accreditation renewal of the foreign cell processor by Article 36, Paragraph 2 applied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

□

1 特定細胞加工物等製造施設及び申請者に関する事項 Manufacturing facility and applicant's information		
更新を受けようとする特定細胞加工物等製造施設の施設登録番号及び認定登録日 Number and date of the accreditation		
更新を受けようとする特定細胞加工物等製造施設の名称 Name of the manufacturing facility		
認定事項の区分 Categories of the accreditation	<input type="checkbox"/> 特定細胞加工物 specific processed cells	<input type="checkbox"/> 特定核酸等 specific nucleic acids
変更事項 Changed items		
変更内容 Changes		
変更理由 Reasons		

※複数該当がある場合は、上記項目を複数記載すること
If there are multiple subjects, please copy and describe the column.

特定期工物等製造施設の所在地 Location of the manufacturing facility			
施設管理者に関する 事項 Details of the manager of the manufacturing facility	氏名 Name		
業務を行う役員の氏名(法人の場合) Name of the executive (in case of a corporation)			
<p>(1) 法第50条第1項 の規定により認定を 取り消されたこと History of having accreditation being canceled pursuant to the provision of Article 50, Paragraph 1</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に 処せられたこと History of a court sentence of imprisonment or a severe punishment</p> <p>(3) 関係法令又はこ れに基づく処分に違 反したこと Violation of related Japanese laws or measures taken in accordance with these laws and regulations</p>			
申請者(法人にあつ たる場合はその業務を行 う役員を含む。)の 不格条項 Applicant's disqualifications (including those of the executive engaged in the services in case of a corporation)	<input type="checkbox"/> 人の細胞に培養その 他の加工を施した特 定細胞加工物 Human cells derived etc.	<input type="checkbox"/> 動物の細胞に培 養その他の加工 を施した特定細 胞加工物 Animals cells derived	<input type="checkbox"/> 化学合成その他の方 法により生成した特 定核酸等 Nucleic acids

(留意事項)
(Notes)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 指定部署及び担当者の氏名
Department and name of the person in
charge電話番号
Telephone numberFAX番号
FAX number電子メールアドレス
E-mail address

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」と記載し、別紙を添付すること。
In case there is not enough space to fill all the information in the column, write "See attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.

4 1の「申請者の不格条項」欄は当該事実がないときは「無」と記載し、あるときは、

(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罰、刑、刑の確定年月日
及びその執行を終わることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄
にあってはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。「関係法令」とは、再生
医療等の安全性の確保に関する法律第39条第2項において準用する同法第36条第2項にお
いて準用する同法第35条第3号に規定する法令を指すものであることを。

Write down "No" in each column of (1), (2) and (3) if an applicant doesn't meet any conditions of its disqualifications. If an
applicant meets one or more conditions of its disqualifications, please write down as below.

- (1) The date/year, month, day) and grounds for cancellation.
 - (2) Crime, sentence, the date/year, month, day) of final judgment, the date/year, month, day) of sentence/parole completion.
 - (3) Description and the date/year, month, day) of the violation(s). Term "related Japanese laws" refers to laws and regulations prescribed in Article 35, Paragraph 4, item (iii) applied by Article 36.Paragraph 2 applied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine.
- 5 収入印紙は、厚生労働大臣に提出する申請書の正本に貼り、消印をしないこと。
Put revenue stamp only on the original form. Do not cancel it.

様式第二十六（第八十四条関係）（表面）
Form No. 26 (related to Article 84)(Face side)

特定細胞加工物等製造 認定の更新 認定調査申請書
Facility for the examination of foreign cell processor

Application for examination for accreditation / accreditation renewal of foreign cell processor

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿		Date (Year / Month / Day) 年 月 日
To Chief Executive of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency 英 文 Japanese	住 所 Address	法人にあっては、主たる事務所の所在地 Location of the head office in case of a corporation
氏 名 Name 邦 文 Japanese 外國文 Foreign language	名前 Name and name of its representative in case of a corporation	法人にあっては、名称及び代表者の氏名 Name and name of the person in charge
		相当部署及び担当者の氏名 Name and name of the person in charge
	連絡先 Contact information	連絡先 Contact information
	電話番号 Telephone number	電話番号 Telephone number
	F A X番号 FAX number	F A X番号 FAX number
	電子メールアドレス E-mail address	電子メールアドレス E-mail address
	備考 Remarks	備考 Remarks
(留意事項) (Notes)		
1 用紙の大きさは、A 4 とすること。 2 提出は、正本 1 通とすること。 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」と記載し、別紙を添付すること。 In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "See attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.		
4 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令において定める手数料を機構の口座に払いこんだことを証する書類(認定手数料振込金受取書等)の写しを添付すること。 Attach to the reverse of this form a copy of the document proving payment of the fee specified under the Cabinet Order on the Safety of Regenerative Medicine through a bank transfer to the account of the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency.		
5 これまでに機構による認定に係る調査を受けたことがある場合には、「備考」欄に前回調査申請日及び結果通知日について記載すること。 If the applicant has previously been the subject of the examination for accreditation of foreign cell processor by the Pharmaceuticals and Medical Devices Agency, specify in the column of "Remarks" the date of the previous application and the notification date of the result.		
特定細胞加工物等製造施設の名稱 Name of the manufacturing facility	<input type="checkbox"/> 特定細胞加工物 specific processed cells <input type="checkbox"/> 特定核酸等 specific nucleic acids	
特定細胞加工物等製造施設の所在地 Location of the manufacturing facility		

様式第二十六（第八十四条関係）（裏面）
Form No. 26 (related to Article 84)(Reverse side)

施設管理者の氏名 Name of the manager of manufacturing facility	認定手数料の金額 Fee of the examination

地方厚生局長 殿

特定細胞加工物等製造届書

年 月 日

住 所	{ 法人にあっては、主たる事務所の所在地 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 }
氏 名	{ 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 }

下記のとおり、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第40条第1項の規定により届け出ます。

記

1 特定細胞加工物等製造施設及びその内容	病院に設置されるもの 診療所に設置されるもの	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項又は第23条の2第2項の許可を受けた製造所	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項又は第23条の2第2項の許可を受けた製造所	<input type="checkbox"/>
届出をする者の区分	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第30条第1項の譲帶血供給事業の許可を受けた者が臍帯血供給事業の用に供するもの	<input type="checkbox"/>
特定細胞加工物等製造施設の名称		
特定細胞加工物等製造施設の所在地		
施設管理者に関する事項	氏名 職歴	
業務を行う役員の氏名(法人の場合)		
届出をする者(法人)における業務を行なう役員を含む。)の停止事由	(1) 法第49条の規定により許可を取り消されたこと (2) 禁錆以上の間に処せられたこと (3) 関係法令又はこれらに基づく处分に違反したこと	
製造をしようとする特定細胞加工物等の種類	人の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物	動物の細胞に培養その他の加工を施した特定細胞加工物 化学合成その他の方法により生成した特定細胞等

2 届出をする者の連絡先	担当部署及び担当者の氏名
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

(留意事項)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 提出は、正本1通とすること。
- 各項目の記載欄に全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 1の「届出をする者の区分」欄は当てはまる□欄にチェックを入れること。
- 1の「届出をする者の停止事由」欄は当該事実がないときは「無」と記載し、あるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罰、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。「関係法令」とは、再生医療等の安全性の確保に関する法律第51条第2号において引用する同法第35条第4項第3号及び同法第51条第3号に規定する法令を指すものであること。

特定細胞加工物等製造届出事項変更届書

年 月 日

地方厚生局長 殿	住 所	氏 名
	<p>{ 法人にあっては、主たる事務所の所在地 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 }</p>	
特定細胞加工物等製造施設の施設番号及び届出年月日	施設管理者の氏名	特定細胞加工物等製造施設の名称
届出の区分	変更事項	特定細胞加工物 <input type="checkbox"/> 特定核酸等
	変更前	
	変更後	
	変更新年月日	
	変更理由	
※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること		
(留意事項)		
1 用紙の大きさは、A4とすること。 2 提出は、正本1通とすること。 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。		

下記のとおり、特定細胞加工物等の製造の届出事項を変更したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第40条第3項の規定により届け出ます。

記

特定細胞加工物等製造廃止届書

年 月 日

厚生労働大臣 殿	To Minister of Health, Labour and Welfare or the Director-General of a Regional Bureau of Health and Welfare
地方厚生局長 殿	住 所
	邦 文 Japanese
	Address
	Foreign language
	氏 名 Name
	邦 文 Japanese
	外國文 Foreign language
特定細胞加工物等製造施設の施設番号及び届出年月日	
許可、認定又は届出年月日 Number and date of the accreditation	
特定細胞加工物等製造施設の名称 Name of the manufacturing facility	
許可証・認定証・届出の区分 Categories of the accreditation	<input type="checkbox"/> 特定細胞加工物 <input type="checkbox"/> 特定核酸等 specific processed cells specific nucleic acids
廃止年月日 The date of abolition	
廃止の理由 Reasons	
(留意事項)	
1 用紙の大きさは、A4とすること。 2 提出は、正本1通とすること。 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。 In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "See attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.	

表面

裏面

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）抜粋

(立入検査等)

第 号

85mm

第二十四条 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、再生医療等提供機関の管理者若しくは開設者（医療法第五条第一項に規定する医師又は歯科医師を含む。次項及び第二十六条第一項において同じ。）に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、再生医療等提供機関に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿、書類その他の物件を検査せ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に定めるもののほか、病院若しくは診療所の管理者がこの章の規定若しくはこの章の規定に基づく命令若しくは処分に違反していると認めるとき、又は再生医療等技術の安全性の確保等その他再生医療等の適正な提供のため必要があると認めるときは、病院若しくは診療所の管理者若しくは開設者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、病院若しくは診療所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿、書類その他の物件を検査せ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

写

53 mm

53 mm

53 mm

53 mm

(立入検査等)
第三十一条 厚生労働大臣は、認定再生医療等委員会の審査等業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定委員会設置者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、認定委員会設置者の事務所に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(立入検査等)

第五十二条 厚生労働大臣は、許可事業者又は届出事業者が設置する当該許可又は届出に係る特定細胞加工物等製造施設の構造設備が第四十二条の基準に適合しているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該許可事業者若しくは届出事業者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、該特許細胞加工物等製造施設若しくは事務所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、該特許細胞加工物等製造施設若しくは事務所に立ち入り、その構造設備若しくは事務所に定めに基づく命令若しくは処分に違反する特許細胞加工物等の製造が行われていると認めるときは、特定細胞加工物等の製造をする安全性の確保等その他再生医療等の適正な提供のため必要があると認めるときは、特定細胞加工物等の製造をする者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、特許細胞加工物等製造施設若しくは事務所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
3 第二十四条第三項の規定は前二項の規定による立入検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

様式第三十一及び様式第二十二中「特定細胞加工物」を「特定細胞加工物等」に改める。

様式第三十三(裏面)中「細胞培養加工施設」を「特定細胞加工物等製造施設」に、「特定細胞加工物」を「特定細胞加工物等」に改める。

(臨床研究法施行規則の一部改正)

第一条 臨床研究法施行規則(平成三十年厚生労働省令第十七号)の一部を次の表のよう改正する。

第二条 臨床研究法施行規則(平成三十年厚生労働省令第十七号)の一部を次の表のよう改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後	前	(定義)
第一条 この省令において使用する用語は、臨床研究法(平成二十九年法律第十六号。以下「法」という。)において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。					第一条 この省令において使用する用語は、臨床研究法(平成二十九年法律第十六号。以下「法」という。)において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。
一 (略)					一 (略)
二 (略)					二 (略)
三 (略)					三 (略)
四 削除					
五 (略)					五 (略)
六 「モニタリング」 とは、臨床研究に対する信頼性の確保及び臨床研究の対象者の保護の観点から臨床研究が適正に行われていることを確保するため、当該臨床研究の進捗状況並びに当該臨床研究がこの省令及び研究計画書に従つて行われているかどうかについて、統括管理者が特定の者を指定して行われる調査をいう。					六 「モニタリング」 とは、臨床研究に対する信頼性の確保及び臨床研究の対象者の保護の観点から臨床研究が適正に行われていることを確保するため、当該臨床研究の進捗状況並びに当該臨床研究がこの省令及び研究計画書に従つて行われているかどうかについて、研究責任者が特定の者を指定して行われる調査をいう。
七 「監査」 とは、臨床研究に対する信頼性の確保及び臨床研究の対象者の保護の観点から臨床研究により収集された資料の信頼性を確保するため、当該臨床研究がこの省令及び研究計画書に従つて行われたかどうかについて、統括管理者が特定の者を指定して行われる調査を行う。					七 「監査」 とは、臨床研究に対する信頼性の確保及び臨床研究の対象者の保護の観点から臨床研究により収集された資料の信頼性を確保するため、当該臨床研究がこの省令及び研究計画書に従つて行われたかどうかについて、研究責任者が特定の者を指定して行われる調査を行う。
八 (略)					八 (略)
(適用除外)					(適用除外)
第二条 法第二条第一項の治験に該当するものその他厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。					第二条 法第二条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一〇六 (略)					一〇六 (略)
(著しい負担を与える検査等)					
第二条の二 法第二条第一項に規定する人の心身に著しい負担を与えるものとして厚生労働省令で定めるものは、臨床研究の対象者に対して行われる検査その他の行為であつて、当該行為が行われた場合における重大な疾病、障害若しくは死亡若しくは感染症その他の臨床研究の安全性に関わる事象の発生頻度又は心身の苦痛若しくは負担の程度が、通常行われる検査その他の行為と比して相当程度高いと認められるものとする。					
(新設)					
第二条 法第二条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。					
一〇六 (略)					

(適応外医薬品)

第五条 法第二条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める用法等は、次のいずれかに該当する用法等（日本国内において、診療又は予防接種（以下「診療等」という。）に用いられた実績が乏しい又は保健衛生上の危害が生じている用法等を除く。）として、認定臨床研究審査委員会が認めたものとする。

一 医学医術に関する学術団体が、適切な診療等の実施に係る指針の公表その他これに類する方法によりその実施を推奨するもの

二 医薬品を法第二条第二項第二号に規定する承認に係る効能又は効果で用いるものであつて、臨床研究の対象者に対する有効性及び安全性が認められるもの

(適応外医療機器)

法第二条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める使用方法等は、次のいずれかに該当する使用方法等（日本国内において、診療等に用いられた実績が乏しい又は保健衛生上の危害が生じている用法等を除く。）として、認定臨床研究審査委員会が認めたものとする。

一 医学医術に関する学術団体が、適切な診療等の実施に係る指針の公表その他これに類する方法によりその実施を推奨するもの

二 医療機器を法第二条第二項第二号に規定する承認、認証又は届出に係る効果又は性能で用いるものであつて、臨床研究の対象者に対する有効性及び安全性が認められるもの

第七条 削除

(新設)

(適応外医薬品)

第六条 法第二条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、用法、用量、効果及び性能とする。

(新設)

(適応外医療機器)

法第二条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、用法、用量、効果及び性能とする。

(新設)

(新設)

(適応外再生医療等製品)

第七条 法第二条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、用法、用量、効果及び性能とする。

(研究責任医師等の責務)

第十一条 研究責任医師及び研究分担医師は、臨床研究の対象となる疾患及び当該疾患に関連する分野について、十分な科学的見解並びに医療に関する経験及び知識を有し、かつ、臨床研究に関する倫理に配慮して当該臨床研究を適正に実施するための十分な教育及び訓練を受けなければならない。

2 研究責任医師は、臨床研究を実施する場合には、その安全性及び妥当性について、科学的文献その他の関連する情報又は十分な実験の結果に基づき、倫理的及び科学的観点から十分検討しなければならない。

3 統括管理者、研究責任医師及び研究分担医師は、この省令及び研究計画書に基づき臨床研究を行わなければならない。

4 統括管理者及び研究責任医師は、臨床研究がこの省令及び研究計画書に従い、適正に実施されていることを隨時確認するとともに、必要に応じて、臨床研究の中止又は研究計画書の変更その他の臨床研

究の適正な実施を確保するために必要な措置を講じなければならない。

5 統括管理者及び研究責任医師は、臨床研究に関する業務の一部を委託する場合には、委託を受けた者が遵守すべき事項について、委託契約の内容を確認するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(研究責任医師及び研究分担医師の責務)

第十一条の二 研究責任医師及び研究分担医師は、臨床研究の対象となる疾患及び当該疾患に関連する分野について、十分な科学的知識及び知識を有していないなければならない。

(実施医療機関の管理等の責務)

2 実施医療機関の管理者は、前項の確認のため、統括管理者及び研究責任医師に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

3 統括管理者及び研究責任医師は、実施医療機関の管理者の求めに応じ、当該管理者が求める資料の提出その他の必要な協力を行わなければならない。

(実施医療機関の管理等の責務)

2 実施医療機関の管理者は、前項の確認のため、研究責任医師に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

3 研究責任医師は、実施医療機関の管理者の求めに応じ、当該管理者が求める資料の提出その他の必要な協力を行わなければならない。

(臨床研究の実施体制)

第十二条 臨床研究を実施する者は、臨床研究の実施に当たり、一の統括管理者を置かなければならぬ。

2 | 統括管理者は、臨床研究の実施に当たり、実施医療機関ごとに一の研究責任医師を置かなければ
| ればならない。

3 | 統括管理者が医師又は歯科医師でない者である場合には、臨床研究がこの省令及び研究計画
書に従い適正に実施されるよう、当該臨床研究の研究責任医師若しくは研究分担医師又は統括
管理者である学術団体等に所属する医師若しくは歯科医師の中から、医学に関する知識に基づ
く必要な助言を求めることができる者（当該臨床研究において有効性又は安全性を明らかにする
医薬品等製造販売業者等（医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者をいう。以下同じ。）に
所属する者を除く。）を定めなければならない。

4 | 臨床研究を多施設共同研究として実施する研究責任医師は、実施する臨床研究に係る必要な
情報は、統括管理者及び実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

5 | 臨床研究を多施設共同研究として実施する統括管理者は、研究責任医師に対し、当該多施設
共同研究に関連する必要な情報を共有しなければならない。

（効果安全性評価委員会）
4 | 統括管理者は、前項の規定により効果安全性評価委員会を設置する場合には、その委員とし
否又は実施計画の変更について審議させるため、効果安全性評価委員会を設置することができ
る。

2 | 統括管理者は、前項の規定により効果安全性評価委員会を設置する場合には、その委員とし
て、当該効果安全性評価委員会による評価に係る臨床研究に関与する医薬品等製造販売業者等
と密接な関係を有している者を指名してはならない。

3 | 統括管理者は、第一項の規定により効果安全性評価委員会を設置した場合には、効果安全性
評価委員会の審議に関する手順書を作成し、これに従つて審議を行わせなければならない。

4 | 統括管理者は、前項の審議を行つたときは、その審議の記録を作成し、これを保存しなけれ
ばならない。
（疾病等発生時の対応等）

第十三条 統括管理者は、研究計画書ごとに、当該研究計画書に基づく臨床研究の実施に起因す
るものと疑われる疾病等が発生した場合の対応に関する一の手順書を作成しなければならない。

2 | 統括管理者及び研究責任医師は、前項の規定により作成された手順書に沿つた対応を行わな
ければならない。

3 | 統括管理者は、臨床研究の実施に起因するものと疑われる疾病等が発生した場合は、当該臨
床研究の中止その他の必要な措置を講じなければならない。
（研究計画書）

第十四条 統括管理者は、次に掲げる事項を記載した研究計画書を作成しなければならない。

一、十七 （略）

十八 第十二条の二に規定する効果安全性評価委員会を設置した場合にあつては、当該委員会
に関する事項

(多施設共同研究)

第十二条 臨床研究を多施設共同研究として実施する研究責任医師は、当該多施設共同研究とし
て実施する臨床研究に係る業務を代表するため、当該研究責任医師の中から、研究代表医師を
選任しなければならない。

（新設）
（新設）

2 | 臨床研究を多施設共同研究として実施する研究責任医師は、他の研究責任医師に対し、当該
多施設共同研究に関連する必要な情報を共有しなければならない。

（新設）

2 | 臨床研究を多施設共同研究として実施する研究責任医師は、他の研究責任医師に対し、当該
多施設共同研究に関連する必要な情報を共有しなければならない。

（新設）

2 | 臨床研究を多施設共同研究として実施する研究責任医師は、他の研究責任医師に対し、当該
多施設共同研究に関連する必要な情報を共有しなければならない。

（新設）
（新設）

2 | 研究責任医師は、臨床研究の実施に起因するものと疑われる疾病等が発生した場合は、当該
臨床研究の中止その他の必要な措置を講じなければならない。
（研究計画書）

第十四条 研究責任医師は、次に掲げる事項を記載した研究計画書を作成しなければならない。

一、十七 （略）

（新設）

十九 （略）

(不適合の管理)

第十五条 研究責任医師は、臨床研究がこの省令又は研究計画書に適合していない状態(以下「不適合」という。)であると知つたときは、速やかに、統括管理者及び実施医療機関の管理者に報告しなければならない。
 2 前項の規定は、研究分担医師について準用する。この場合において、同項中「研究責任医師」とあるのは「研究分担医師」と、「実施医療機関の管理者」とあるのは「研究責任医師」と読み替えるものとする。
 3 統括管理者は、第一項の不適合であつて、特に重大なものが判明した場合においては、速やかに認定臨床研究審査委員会の意見を聽かなければならない。

(削る)

4 | 統括管理者は、第一項の規定により多施設共同研究が不適合であることを知つたときはその旨を、速やかに第一項の規定による報告をした研究責任医師以外の研究責任医師に情報提供しなければならない。

(構造設備その他の施設)

第十六条 (略)

2 | 研究責任医師は、前項の規定による確認の結果を統括管理者に報告しなければならない。

(モニタリング)

第十七条 統括管理者は、研究計画書ごとにモニタリングに関する一の手順書を作成し、当該手順書及び研究計画書に定めるところにより、モニタリングを実施させなければならない。
 2 統括管理者は、モニタリングの対象となる臨床研究に従事する者に、当該者が直接担当する業務のモニタリングを行わせてはならない。
 3 モニタリングに従事する者は、当該モニタリングの結果を統括管理者に報告しなければならない。

4 | 前項の規定による報告を受けた統括管理者は、当該報告の内容を研究責任医師に通知しなければならない。

(監査)

第十八条 統括管理者は、第二十一条第一項第三号に規定する関与のうち特に重大な関与がある場合その他必要な場合は、研究計画書ごとに監査に関する一の手順書を作成し、当該手順書及び研究計画書に定めるところにより、監査を実施させなければならない。

2 統括管理者は、監査の対象となる臨床研究に従事する者及びそのモニタリングに従事する者に、監査を行わせてはならない。
 3 監査に従事する者は、当該監査の結果を統括管理者に報告しなければならない。

4 | 前項の規定による報告を受けた統括管理者は、当該報告の内容を研究責任医師に通知しなければならない。

(モニタリング及び監査に従事する者に対する指導等)

第十九条 統括管理者は、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者及び監査に伴い生じた健康被害の補償及び医療の提供のために、保険への加入、医療を提供する体制の確保その他の必要な措置を講じておかなければならぬ。

第二十条 統括管理者は、臨床研究を実施するに当たつては、あらかじめ、当該臨床研究の実施に伴い生じた健康被害の補償及び医療の提供のために、保険への加入、医療を提供する体制の確保その他の必要な措置を講じておかなければならぬ。

(不適合の管理)

第十五条 研究責任医師は、臨床研究がこの省令又は研究計画書に適合していない状態(以下「不適合」という。)であると知つたときは、速やかに、実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

2 前項の規定は、研究分担医師について準用する。この場合において、同項中「研究責任医師」とあるのは「研究分担医師」と、「実施医療機関の管理者」とあるのは「研究責任医師」と読み替えるものとする。

3 研究責任医師は、第一項の不適合であつて、特に重大なものが判明した場合においては、速やかに認定臨床研究審査委員会の意見を聽かなければならない。

(削る)

4 | 統括管理者は、第一項(前項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定により多施設共同研究が不適合であることを知つたときはその旨を、速やかに他の研究責任医師に情報提供しなければならない。

(構造設備その他の施設)

第十六条 (略)

(新設)

(モニタリング)

第十七条 研究責任医師は、研究計画書ごとにモニタリングに関する一の手順書を作成し、当該手順書及び研究計画書に定めるところにより、モニタリングを実施させなければならない。

2 研究責任医師は、モニタリングの対象となる臨床研究に従事する者に、当該者が直接担当する業務のモニタリングを行わせてはならない。

3 モニタリングに従事する者は、当該モニタリングの結果を研究責任医師に報告しなければならない。

4 | 前項の報告を受けた研究責任医師は、臨床研究を多施設共同研究として実施する場合は、必要に応じ、当該報告の内容を研究代表医師に通知しなければならない。この場合において、当該研究代表医師は、当該通知の内容を他の研究責任医師に情報提供しなければならない。

(監査)

第十八条 研究責任医師は、必要に応じて、研究計画書ごとに監査に関する一の手順書を作成し、当該手順書及び研究計画書に定めるところにより、監査を実施させなければならない。

2 研究責任医師は、監査の対象となる臨床研究に従事する者及びそのモニタリングに従事する者に、監査を行わせてはならない。

3 監査に従事する者は、当該監査の結果を研究責任医師に報告しなければならない。

4 | 前項の規定による報告を受けた統括管理者は、当該報告の内容を研究責任医師に通知しなければならない。

(モニタリング及び監査に従事する者に対する指導等)

第十九条 統括管理者は、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者及び監査に伴い生じた健康被害の補償及び医療の提供のために、保険への加入、医療を提供する体制の確保その他の必要な措置を講じておかなければならぬ。

第二十条 研究責任医師は、臨床研究を実施するに当たつては、あらかじめ、当該臨床研究の実施に伴い生じた健康被害の補償及び医療の提供のために、保険への加入、医療を提供する体制の確保その他の必要な措置を講じておかなければならぬ。

(利益相反管理計画の作成等)

第二十一条 統括管理者は、次に掲げる関与についての適切な取扱いの基準（以下「利益相反管理基準」という。）を定めなければならない。

一 当該統括管理者が実施する臨床研究に対する医薬品等製造販売業者等による研究資金等の提供その他の関与

二 当該統括管理者が実施する臨床研究に従事する者（当該統括管理者（法人又は団体の場合を除く。以下この号及び次項において同じ。）、研究責任医師、研究分担医師及び統計的な解析を行うことに責任を有する者に限る。）、第十二条第三項の規定により統括管理者が定める医師又は歯科医師及び研究計画書に記載されている者であつて、当該臨床研究を実施することによつて利益を得ることが明白な者（次項において「利益相反管理対象者」という。）に対する当該臨床研究に用いる医薬品等の製造販売をし、若しくは製造販売をしようとする医薬品等製造販売業者等による寄附金、原稿執筆及び講演その他の業務に対する報酬の提供その他他の関与

三 当該統括管理者が法人又は団体である場合には、当該統括管理者が実施する臨床研究に用いる医薬品等の製造販売をし、又は製造販売をしようとする医薬品等製造販売業者等による寄附金の提供その他の関与

他の関与

三 当該統括管理者が実施する臨床研究において第一項第三号の関与がある場合には、当該統括管理者が確認された場合には、利益相反管理基準に基づく前項の関与の事実関係についての確認を行ひ、当該確認の結果（助言、勧告その他の措置が必要な場合にあつては、当該措置の内容を含む。）を記載した報告書を統括管理者に提出しなければならない。ただし、利益相反管理対象者が厚生労働省が整備するデータベースに前項の関与の事実関係について記録し、当該事項が公表されている場合はこの限りではない。

3 | 統括管理者（法人又は団体に限る。）は、実施する臨床研究において第一項第三号の関与がある場合には、当該事実関係を記載した報告書を作成しなければならない。

4 | 統括管理者は、前二項に規定する報告書の内容も踏まえ、第一項の関与についての適切な取扱いの方法を具体的に定めた計画（第二項又は前項の報告書に助言、勧告その他の措置が記載されている場合にあつては、その内容を含む。以下「利益相反管理計画」という。）を作成しなければならない。

5 | 特定臨床研究を実施する統括管理者は、利益相反管理基準及び利益相反管理計画について、認定臨床研究審査委員会の意見を聴かなければならない。

6 | 統括管理者は、第一項の関与について、利益相反管理基準及び利益相反管理計画に基づき、適切な管理を行わなければならない。

（削る）

7 | 統括管理者は、第一項の規定により利益相反管理基準を定めたときは、これを研究責任医師に通知しなければならない。

(利益相反管理計画の作成等)

第二十二条 研究責任医師は、次に掲げる関与についての適切な取扱いの基準（以下「利益相反管理基準」という。）を定めなければならない。

一 当該研究責任医師が実施する臨床研究に対する医薬品等製造販売業者等（医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者をいう。以下同じ。）による研究資金等の提供その他の関与

二 当該研究責任医師が実施する臨床研究に従事する者（当該研究責任医師、研究分担医師及び統計的な解析を行うことに責任を有する者に限る。）及び研究計画書に記載されている者であつて、当該臨床研究に用いる医薬品等の製造販売をし、若しくはしようとする医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者による寄附金、原稿執筆及び講演その他の業務に対する報酬の提供その他の関与

（新設）

2 | 実施医療機関の管理者又は所属機関の長は、前項の関与が確認された場合には、利益相反管理基準の確認及び当該利益相反管理基準に基づく前項の関与の事実関係についての確認を行ひ、当該確認の結果（助言、勧告その他の措置が必要な場合にあつては、当該措置の内容を含む。）を記載した報告書を研究責任医師に提出しなければならない。

3 | （新設）

3 | 研究責任医師は、前項に規定する報告書の内容も踏まえ、第一項の関与についての適切な取扱いの方法を具体的に定めた計画（前項の報告書に助言、勧告その他の措置が記載されている場合にあつては、その内容を含む。以下「利益相反管理計画」という。）を作成しなければならない。

4 | 特定臨床研究を実施する研究責任医師は、利益相反管理基準及び利益相反管理計画について、認定臨床研究審査委員会の意見を聴かなければならない。

5 | 研究責任医師は、第一項の関与について、利益相反管理基準及び利益相反管理計画に基づき、適切な管理を行わなければならない。

6 | 第一項及び第四項の規定は、臨床研究を多施設共同研究として実施する場合について準用する。この場合において、第一項及び第四項中「研究責任医師は」とあるのは「研究代表医師は」と、第一項中「当該研究責任医師」とあるのは「当該研究代表医師、他の研究責任医師」と読み替えるものとする。

7 | 研究代表医師は、第一項（前項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により利益相反管理基準を定めたときは、これを他の研究責任医師に通知しなければならない。

(認定臨床研究審査委員会の意見への対応)

第二十二条 総括管理者は、認定臨床研究審査委員会から意見を述べられた場合には、速やかに、その意見の内容について、研究責任医師に通知しなければならない。この場合において、当該研究責任医師は、速やかにその内容を実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

(削る)

(削る)

2 | 前項の場合において、総括管理者及び研究責任医師は、当該意見を尊重して必要な措置をとらなければならぬ。

3 | 第二十三条 総括管理者及び研究責任医師は、臨床研究に関する苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応するため、苦情及び問合せを受け付けるための窓口の設置、苦情及び問合せのための対応の手順の策定その他の必要な体制を整備しなければならない。

(情報の公表等)

第二十四条 総括管理者は、臨床研究を実施する場合には、あらかじめ、臨床研究を実施するに当たり世界保健機関が公表を求める事項その他の臨床研究の過程の透明性の確保及び国民の臨床研究への参加の選択に資する事項を厚生労働省が整備するデータベースに記録することにより、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 | 総括管理者は、第十四条第四号に掲げる臨床研究の内容に関する事項として記載した主たる評価項目に係るデータの収集を行うための期間が終了したときは原則としてその日から一年以内に主要評価項目報告書(研究計画書につき当該収集の結果等を取りまとめた一の概要をいう。以下同じ)を、同号に掲げる臨床研究の内容に関する事項として記載した全ての評価項目に係るデータの収集を行うための期間が終了したときは原則としてその日から一年以内に研究計画書につき一の総括報告書(臨床研究の結果等を取りまとめた文書をいう。以下同じ)及びその概要を、それぞれ作成しなければならない。

3 | 特定臨床研究を実施する総括管理者は、前項の規定により主要評価項目報告書の作成を行う場合は、実施計画の変更をしなければならない。

4 | 総括管理者は、第二項の規定により主要評価項目報告書又は総括報告書及びその概要を作成したときは、遅滞なく、これらの内容を研究責任医師に通知するとともに、主要評価項目報告書又は総括報告書の概要について、第一項の規定による公表をしなければならない。この場合において、当該研究責任医師は、速やかに当該通知の内容を実施医療機関の管理者に対し報告しなければならない。

(認定臨床研究審査委員会の意見への対応)

第二十二条 研究責任医師は、認定臨床研究審査委員会から意見を述べられた場合には、速やかに、その意見の内容について、実施医療機関の管理者に対し報告を行わなければならない。

2 | 前項の規定は、臨床研究を多施設共同研究として実施する場合について準用する。この場合において、前項中「研究責任医師」とあるのは「研究代表医師」と「報告を行わなければ」とあるのは「報告を行ふとともに、これを他の研究責任医師に対し情報提供しなければならない」。

(替える)

3 | 第二十三条 研究責任医師は、臨床研究に関する苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応するため、苦情及び問合せを受け付けるための窓口の設置、苦情及び問合せのための対応の手順の策定その他の必要な体制を整備しなければならない。

(情報の公表等)

第二十四条 研究責任医師は、臨床研究を実施する場合には、あらかじめ、臨床研究を実施するに当たり世界保健機関が公表を求める事項その他の臨床研究の過程の透明性の確保及び国民の臨床研究への参加の選択に資する事項を厚生労働省が整備するデータベースに記録することにより、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 | 研究責任医師は、第十四条第四号に掲げる臨床研究の内容に関する事項として記載した主たる評価項目に係るデータの収集を行うための期間が終了したときは原則としてその日から一年以内に主要評価項目報告書(研究計画書につき当該収集の結果等を取りまとめた一の概要をいう。以下同じ)を、同号に掲げる臨床研究の内容に関する事項として記載した全ての評価項目に係るデータの収集を行うための期間が終了したときは原則としてその日から一年以内に研究計画書につき一の総括報告書(臨床研究の結果等を取りまとめた文書をいう。以下同じ)及びその概要を、それぞれ作成しなければならない。

3 | 特定臨床研究を実施する研究責任医師は、前項の規定により主要評価項目報告書の作成を行う場合は、実施計画の変更をしなければならない。

4 | 研究責任医師は、第二項の規定により主要評価項目報告書又は総括報告書及びその概要を作成したときは、遅滞なく、実施医療機関の管理者に提出するとともに、第一項の規定により、主要評価項目報告書又は総括報告書の概要を公表しなければならない。

5 | 特定臨床研究を実施する研究責任医師は、前項の規定による提出をしようとするときは、あらかじめ認定臨床研究審査委員会の意見を聴くとともに、当該認定臨床研究審査委員会が意見述べた日から起算して一月以内に第一項の規定による公表をしなければならない。この場合において、当該総括管理者は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに、総括報告書の概要を提出しなければならない。

6 | 特定臨床研究を実施する研究責任医師は、前項の規定による提出をしようとするときは、あらかじめ認定臨床研究審査委員会の意見を聴くとともに、当該認定臨床研究審査委員会が意見述べた日から起算して一月以内に第一項の規定による公表をしなければならない。この場合において、当該研究責任医師は、前項の規定により、総括報告書の概要を提出したときは、速やかに、当該総括報告書の概要に次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

6 特定臨床研究を実施する統括管理者は、法第五条第一項若しくは第六条第一項の規定による提出をした場合、同条第三項の規定による届出をした場合又は前項の規定による総括報告書の概要の厚生労働大臣への提出をした場合にあっては、第一項の公表を行つたものとみなす。
(削る)

(削る)

(削る)

6 特定臨床研究を実施する研究責任医師は、法第五条第一項若しくは第六条第一項の規定による提出をした場合、同条第三項の規定による届出をした場合又は前項の規定による総括報告書について準用する。この場合において、これらの規定中「研究責任医師」とあるのは「研究代表医師」と、第三項中「前項の規定により」とあるのは「前項の規定により研究責任医師が」と、第四項中「第二項の規定により」とあるのは「第二項の規定により研究責任医師が」と、前三項中「第一項」とあるのは「第七項において準用する第一項」と、前二項中「前項」とあるのは「第七項において準用する前項」と読み替えるものとする。

7 | 第一項及び第三項から前項までの規定は、臨床研究を多施設共同研究として実施する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「研究責任医師」とあるのは「研究代表医師」と、第三項中「前項の規定により」とあるのは「前項の規定により研究責任医師が」と、第四項中「第二項の規定により」とあるのは「第二項の規定により研究責任医師が」と、前三項中「第一項」とあるのは「第七項において準用する第一項」と、前二項中「前項」とあるのは「第七項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(削る)

8 | 臨床研究（特定臨床研究を除く。）を実施する研究代表医師は、前項の規定により読み替えて準用する第一項の規定により、主要評価項目報告書又は総括報告書の概要を公表したときは、速やかに、実施医療機関の管理者に報告するとともに、その旨を他の研究責任医師に情報提供しなければならない。この場合において、当該他の研究責任医師は、速やかに、当該情報提供の内容を実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

9 | 特定臨床研究を実施する研究代表医師は、第七項の規定により読み替えて準用する第五項の規定による提出をしたときは、速やかに、実施医療機関の管理者に報告するとともに、その旨を他の研究責任医師に情報提供しなければならない。この場合において、当該他の研究責任医師は、速やかに、当該情報提供の内容を実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

（臨床研究に用いる医薬品等の品質の確保等）

第二十五条 統括管理者は、臨床研究の内容に応じ、当該臨床研究に用いる医薬品等の品質の確保のために必要な措置を講じた上で製造された医薬品等を用いて臨床研究を実施しなければならない。

2 統括管理者は、法第二条第二項第二号イ、ハ又はホに規定する医薬品等を用いる臨床研究を実施する場合その他臨床研究の内容に応じて必要と判断される場合にあっては、臨床研究に用いる医薬品等に関する次に掲げる記録を作成し、又は入手しなければならない。

一〇三 （略）
(臨床研究を行う際の環境への配慮)

第二十六条 統括管理者は、環境に影響を及ぼすおそれのある臨床研究を実施する場合には、環境へ悪影響を及ぼさないよう必要な配慮をしなければならない。

（個人情報の取扱い）

第二十七条 （略）
2・3 （略）

4 臨床研究に従事する者は、個人情報の利用（外国（個人情報の保護に関する法律第二十八条第一項に規定する外国をいう。第三十七条において同じ。）にある者への提供を含む。次条及び第六十二条第一項において同じ。）の目的（次条第一号イにおいて「利用目的」という。）の達成

に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。

4 研究責任医師は、個人情報の利用（臨床研究を多施設共同研究として実施する場合における他の研究責任医師又は外国（個人情報の保護に関する法律第二十八条第一項に規定する外国をいう。第三十七条において同じ。）にある者への提供を含む。次条及び第六十二条第一項において同じ。）の目的（次条第一号イにおいて「利用目的」という。）の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。

(本人等の同意)

第二十八条 研究責任医師及び研究分担医師は、個人情報を利用して臨床研究を実施する場合においては、次に掲げる場合を除き、本人等の同意を得なければならない。

一・二 (略)

(記録の作成)

第三十七条 統括管理者は、外国にある者と共同して臨床研究を実施する場合であつて、外国にある者に個人情報を含む試料等を提供するとき（他の法令の規定により当該外国にある者に当該試料等を提供する場合を除く。）は、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

一・五 (略)

2 外国にある者から個人情報を含む試料等の提供を受ける場合（他の法令の規定により外国にある者から試料等の提供を受ける場合を除く。）には、統括管理者は、次に掲げる事項の確認を行い、当該確認に係る事項に関する記録を作成しなければならない。

一・四 (略)

(個人情報の保護に関する実施医療機関の管理者の協力)

第三十八条 実施医療機関の管理者は、臨床研究に従事する者が法第十条に規定する義務及び第二十七条から前条までに規定する義務を履行するために必要な協力をしなければならない。

(実施計画の提出)

第三十九条 法第五条第一項の規定による提出は、統括管理者が、特定臨床研究を開始する前に様式第一による実施計画を提出して行うものとする。

2 統括管理者は、前項の規定による提出をしたときは、速やかにその旨を当該実施計画に記載された認定臨床研究審査委員会に通知しなければならない。

3 統括管理者は、第一項の規定による提出をしたときは、速やかに、その旨を研究責任医師に通知しなければならない。この場合において、当該研究責任医師は、速やかにその内容を実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

(削る)

4 法第五条第一項第九号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・三 (略)

五 効果安全性評価委員会の設置の有無

5 | 統括管理者は、実施計画と研究計画書との整合性を確保しなければならない。

(実施計画を厚生労働大臣に提出する場合の手続)

第四十条 統括管理者は、法第五条第三項（法第六条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定により認定臨床研究審査委員会の意見を聴こうとするときは、次に掲げる書類を当該認定臨床研究審査委員会に提出しなければならない。ただし、既に認定臨床研究審査委員会に提出されている当該書類に変更がないときは、その提出を省略することができる。

一・四 (略)

(本人等の同意)

第二十八条 研究責任医師は、個人情報を利用して臨床研究を実施する場合においては、次に掲げる場合を除き、本人等の同意を得なければならない。

一・二 (略)

(記録の作成)

第三十七条 研究責任医師は、外国にある者と共同して臨床研究を実施する場合であつて、外国にある者に個人情報を含む試料等を提供するとき（他の法令の規定により当該外国にある者に当該試料等を提供する場合を除く。）は、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

一・五 (略)

2 外国にある者から個人情報を含む試料等の提供を受ける場合（他の法令の規定により外国にある者から試料等の提供を受ける場合を除く。）には、研究責任医師は、次に掲げる事項の確認を行い、当該確認に係る事項に関する記録を作成しなければならない。

一・四 (略)

(個人情報の保護に関する実施医療機関の管理者の協力)

第三十八条 実施医療機関の管理者は、研究責任医師が法第十条に規定する義務及び第二十七条から前条までに規定する義務を履行するために必要な協力をしなければならない。

(実施計画の提出)

第三十九条 法第五条第一項の規定による提出は、特定臨床研究を開始する前に様式第一による計画を提出して行うものとする。

2 前項の提出を行ったときは、速やかにその旨を当該実施計画に記載された認定臨床研究審査委員会に通知しなければならない。

3 第一項の規定による計画の提出及び前項の規定による通知は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合にあつては、研究代表医師が行うものとする。この場合において、当該研究代表医師は、第一項の規定による計画の提出をしたときは、速やかに、実施医療機関の管理者に報告するとともに、その旨を他の研究責任医師に情報提供しなければならない。

4 | 前項の規定により研究代表医師から情報提供を受けた他の研究責任医師は、速やかに、当該情報提供の内容を実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

5 | 法第五条第一項第九号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・三 (略)

四 新設

前各号に掲げるもののほか、特定臨床研究を実施するに当たつて留意すべき事項

(実施計画を厚生労働大臣に提出する場合の手続)

第四十条 研究責任医師は、法第五条第三項（法第六条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定により認定臨床研究審査委員会の意見を聴こうとするときは、次に掲げる書類を当該認定臨床研究審査委員会に提出しなければならない。ただし、既に認定臨床研究審査委員会に提出されている当該書類に変更がないときは、その提出を省略することができる。

一・四 (略)

五 第十七条第一項の規定により作成した手順書、及び第十八条第一項又は第十二条の二第三項の規定により手順書を作成した場合にあっては、当該手順書

六 (略)

七 統括管理者(法人又は団体にあつては、その代表者)、研究責任医師及び研究分担医師の氏名を記載した文書

八・九 (略)

2 統括管理者は、認定臨床研究審査委員会の意見を聴いた後に、前項各号に規定する書類の写しを研究責任医師に送付しなければならない。

3 | 研究責任医師は、前項の規定により送付された第一項各号に掲げる書類の写しその他実施医療機関の管理者が求める書類を提出して、当該実施医療機関における当該特定臨床研究の実施の可否について、当該実施医療機関の管理者の承認を受けなければならない。

4 | 統括管理者が医師又は歯科医師でない者である場合には、第一項各号に掲げる書類の提出前に、第十二条第三項の規定により定める医師又は歯科医師に当該書類についての医学的知見に基づく助言を求めなければならない。

(実施計画の提出)

第四十一条 法第六条第一項の規定による変更は、統括管理者が、あらかじめ、変更後の実施計画及び様式第二による届書を提出して行うものとする。

(実施計画の軽微な変更の範囲)

第四十二条 法第六条第一項に定める厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

四 研究責任医師の所属する実施医療機関の管理者の氏名の変更

五 特定臨床研究の実施の可否についての実施医療機関の管理者の承認に伴う変更

六・八 (略)

(実施計画の軽微な変更の届出)

第四十三条 法第六条第三項の規定による届出は、統括管理者が、様式第三による届書を提出して行うものとする。

(認定臨床研究審査委員会の変更禁止)

第四十四条 統括管理者は、法第五条第一項の規定により、実施計画を厚生労働大臣に提出した後は、認定臨床研究審査委員会が廃止された場合その他のやむを得ない事情がある場合を除き、実施計画に記載されている認定臨床研究審査委員会を変更してはならない。

(特定臨床研究の中止の届出)

第四十五条 法第八条の規定による届出は、統括管理者が、様式第四による届書を提出して行うものとする。

(特定臨床研究の対象者等に対する説明及び同意事項)

第四十六条 法第九条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 統括管理者の氏名又は名称、研究責任医師の氏名及び職名並びに実施医療機関の名称

五 第十七条第一項の規定により作成した手順書及び第十八条第一項の規定により手順書を作成した場合にあっては、当該手順書

六 (略)

七 研究責任医師及び研究分担医師の氏名を記載した文書

八・九 (略)

2 研究責任医師は、認定臨床研究審査委員会の意見を聴いた後に、前項各号に規定する書類その他実施医療機関の管理者が求める書類を提出して、当該実施医療機関における当該特定臨床研究の実施の可否について、当該管理者的承認を受けなければならない。

3 | 前二項の規定は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合について準用する。この場合において、第一項中「研究責任医師は」とあるのは「研究代表医師は」と、前項中「研究責任医師」とあるのは「研究代表医師及び研究責任医師」と読み替えるものとする。

(新設)

(実施計画の提出)

第四十一条 法第六条第一項の規定による変更は、あらかじめ、変更後の実施計画及び様式第二による届書を提出して行うものとする。

(実施計画の軽微な変更の範囲)

第四十二条 法第六条第一項に定める厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

四 研究責任医師又は研究代表医師の所属する実施医療機関の管理者の氏名の変更

五 特定臨床研究の実施の可否についての管理者の承認に伴う変更

六・八 (略)

(実施計画の軽微な変更の届出)

第四十三条 法第六条第三項の規定による届出は、様式第三による届書を提出して行うものとする。

(認定臨床研究審査委員会の変更禁止)

第四十四条 研究責任医師は、法第五条第一項の規定により、実施計画を厚生労働大臣に提出した後は、認定臨床研究審査委員会が廃止された場合その他のやむを得ない事情がある場合を除き、実施計画に記載されている認定臨床研究審査委員会を変更してはならない。

(特定臨床研究の中止の届出)

第四十五条 法第八条の規定による届出は、様式第四による届書を提出して行うものとする。

(特定臨床研究の対象者等に対する説明及び同意事項)

第四十六条 法第九条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 実施医療機関の名称並びに研究責任医師の氏名及び職名(特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合にあっては、研究代表医師の氏名及び職名並びに他の実施医療機関の名称並びに当該実施医療機関の研究責任医師の氏名及び職名を含む。)

(特定臨床研究を行う場合に説明及び同意が不要な場合等)

第五十条 (略)

2 研究責任医師又は研究分担医師は、特定臨床研究の対象者の同意を得ることが困難な場合であっても、当該対象者の理解力に応じた平易な表現で説明を行い、当該対象者の賛意を得るよう努めなければならない。

(特定臨床研究の対象者の代諾者から同意を得る場合の説明及び同意)

第五十一条 (略)

2 研究責任医師又は研究分担医師は、代諾者の同意を得た場合には、代諾者の同意に関する記録及び代諾者と特定臨床研究の対象者との関係についての記録を作成しなければならない。

(特定臨床研究に関する記録の保存)

第五十二条 (略)

2 統括管理者は、特定臨床研究が終了した日から五年間、法第十二条に規定する記録を次に掲げる書類及び記録とともに保存しなければならない。

一 研究計画書、実施計画、特定臨床研究の対象者に対する説明及びその同意に係る文書、総括報告書その他のこの省令の規定により統括管理者が作成した文書並びに記録

二〇七 (略)

3 統括管理者及び研究責任医師は、法第十二条に規定する記録の修正を行った場合は、修正者の氏名及び修正を行つた年月日を記録し、修正した記録とともに保存しなければならない。

(認定臨床研究審査委員会への疾病等の報告)

第五十四条 特定臨床研究を実施する研究責任医師は、実施計画に記載された特定臨床研究の実施について、疾病、障害若しくは死亡又は感染症その他の特定臨床研究の安全性に関わる事象の発生を知つたときは、速やかに統括管理者及び実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

(削る)

(特定臨床研究を行う場合に説明及び同意が不要な場合等)

第五十五条 (略)

2 研究責任医師は、特定臨床研究の対象者の同意を得た場合には、代諾者の同意に関する記録及び代諾者と特定臨床研究の対象者との関係についての記録を作成しなければならない。

(特定臨床研究の対象者の代諾者から同意を得る場合の説明及び同意)

第五十六条 (略)

2 研究責任医師は、特定臨床研究が終了した日から五年間、法第十二条に規定する記録を次に掲げる書類及び記録とともに保存しなければならない。

一 研究計画書、実施計画、特定臨床研究の対象者に対する説明及びその同意に係る文書、総括報告書その他のこの省令の規定により研究責任医師が作成した文書又はその写し並びに記録

二〇七 (略)

3 研究責任医師は、法第十二条に規定する記録の修正を行つた場合は、修正者の氏名及び修正を行つた年月日を記録し、修正した記録とともに保存しなければならない。

(認定臨床研究審査委員会への疾病等の報告)

第五十六条 研究責任医師は、実施計画に記載された特定臨床研究の実施について、次に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を実施医療機関の管理者に報告した上で、当該実施計画に記載された認定臨床研究審査委員会に報告しなければならない。

一 次に掲げる疾病等の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究(法第二条第二項第一号に規定する特定臨床研究のうち同項第二号イからヘまでに規定する医薬品等を用いる特定臨床研究及び同項第二号に規定する特定臨床研究をいう。以下同じ。)の実施によるものと疑われるものであつて予測できないもの 七日
イ 死亡
ロ 死亡につながるおそれのある疾病等

二 未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究を実施する場合における次に掲げる事項
十五日
イ 次に掲げる疾病等の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究の実施によるものと疑われるもの(前号に掲げるものを除く。)
(1) 死亡
(2) 死亡につながるおそれのある疾病等

(削る)

口 次に掲げる疾病等の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究の実施によるものと疑われるものであつて予測できないもの（前号に掲げるものを除く）治療のために医療機関への入院又は入院期間の延長が必要とされる疾病等

障害

障害につながるおそれのある疾病等

(1)から(3)まで並びに死亡及び死亡につながるおそれのある疾病等に準じて重篤である

死亡等

(5)後代における先天性の疾病又は異常

未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究以外の特定臨床研究を実施する場合における次に掲げる事項 十五日

イ 死亡（感染症によるものを除く。）の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究以外の特定臨床研究の実施によるものと疑われるもの

ロ 次に掲げる疾病等（感染症を除く。以下この号及び次号において同じ。）の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究以外の特定臨床研究の実施によるものと疑われるものであつて、かつ、当該特定臨床研究に用いた医薬品等の使用上の注意等（医薬品医療機器等法第五十二条第二項第一号若しくは第六十三条の二第二項第一号に掲げる使用上の必要な注意又は医薬品医療機器等法第六十八条の二第二項第一号イ、第二号イ若しくは第三号イに規定する使用上の必要な注意をいう。以下同じ。）から予測することができるもの又は当該医薬品等の使用上の注意等から予測することができるものであつて、その発生傾向を予測することができないもの若しくはその発生傾向の変化が保健衛生上の危害の発生若しくは拡大のおそれを示すもの） 治療のために医療機関への入院又は入院期間の延長が必要とされる疾病等

障害

死亡又は障害につながるおそれのある疾病等

死亡又は(1)から(3)までに掲げる疾病等に準じて重篤である疾病等

後代における先天性の疾病又は異常

ハ 未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究以外の特定臨床研究の実施によるものと疑われる感染症による疾病等の発生のうち、当該医薬品等の使用上の注意等から予測することができないもの

二 未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究以外の特定臨床研究の実施によるものと疑われる感染症による死亡又はロ(1)から(5)までに掲げる疾病等の発生（ハを除く。）

四 前号ロ(1)から(5)までの疾病等の発生のうち、当該特定臨床研究の実施によるものと疑われるもの（前号ロに掲げるものを除く。）三十日

五 特定臨床研究の実施に起因するものと疑われる疾病等の発生（前四号に掲げるものを除く。） 法第十七条第一項の規定による認定臨床研究審査委員会への定期報告を行うとき

一 前項（第五十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合について準用する。この場合において、「研究責任医師」とあるのは「研究代表医師」と読み替えるものとする。

(削る)

2

統括管理者は、次に掲げる事項を知ったときは、それぞれ当該各号に定める期間内に実施計画に記載された認定臨床研究審査委員会に報告しなければならない。ただし、統括管理者が医師又は歯科医師でない者である場合には、第十二条第三項の規定により定める医師又は歯科医師の意見を聴いた上で当該認定臨床研究審査委員会に報告しなければならない。

第一次に掲げる疾病等の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究の第二条第二項第一号に規定する特定臨床研究のうち同項第二号イからヘまでに規定する医薬品等を用いる特定臨床研究及び同項第二号に規定する特定臨床研究をいう。以下同じ。）の実施によるものと疑われるものであつて予測できないもの

死亡 口 死亡につながるおそれのある疾病等

(新設)

		二 未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究を実施する場合における次に掲げる事項	
十五日		イ 次に掲げる疾病等の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究の実施によるものと疑われるもの（前号に掲げるものを除く。）	
(5) (4) (3) (2) (1)		(1) 死亡 死亡につながるおそれのある疾病等 死亡又は障害 死亡又は障害につながるおそれのある疾病等 死亡又は障害 死亡又は障害	
(2) (1)		口 次に掲げる疾病等の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究の実施によるものと疑われるものであつて予測できないもの（前号に掲げるものを除く。）	
(1) (2) (1)		治療のために医療機関への入院又は入院期間の延長が必要とされる疾病等 障害 障害	
(4) (3) (2) (1)		口 (1)から(3)まで並びに死亡及び死亡につながるおそれのある疾病等に準じて重篤である疾病等 疾病等	
(5)		三 后世代における先天性の疾病又は異常	
(1)		口 次に掲げる疾病等の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究の実施によるものと疑われるもの（前号に規定するもの及び効果安全性評価委員会が設置された特定臨床研究において発生したものと除く。）三十日	
(2) (1)		イ 治療のために医療機関への入院又は入院期間の延長が必要とされる疾病等 障害 障害	
二 イからハまで並びに死亡及び死亡につながるおそれのある疾病等に準じて重篤である疾		二 イからハまで並びに死亡及び死亡につながるおそれのある疾病等に準じて重篤である疾	
ホ 后世代における先天性の疾病又は異常		二 イからハまで並びに死亡及び死亡につながるおそれのある疾病等に準じて重篤である疾	
四 未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究以外の特定臨床研究を実施する場合における次に掲げる事項		（新設）	
イ 死亡（感染症によるものを除く。）の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究以外の特定臨床研究の実施によるものと疑われるもの		（新設）	
ロ 次に掲げる疾病等（感染症を除く。以下この号及び次号において同じ。）の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究以外の特定臨床研究の実施によるものと疑われるものであつて、かつ、当該特定臨床研究に用いた医薬品等の使用上の注意等（医薬品医療機器等法第五十二条第二項第一号若しくは第六十三条の二第二項第一号に掲げる使用上の必要な注意又は医薬品医療機器等法第六十八条の二第二項第一号イ、第二号イ若しくは第三号イに規定する使用上の必要な注意をいう。以下同じ。）から予測することができないもの又は当該医薬品等の使用上の注意等から予測することができるものであつて、その発生傾向を予測することができないもの若しくはその発生傾向の変化が保健衛生上の危害の発生若しくは拡大のおそれを示すもの		（新設）	
(1) (2)		治療のために医療機関への入院又は入院期間の延長が必要とされる疾病等 障害	
後世代における先天性の疾病又は異常		後世代における先天性の疾病又は異常	

八 未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究以外の特定臨床研究の実施によるものと疑われる感染症による疾病等の発生のうち、当該医薬品等の使用上の注意等から予測することができないもの

二 未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究以外の特定臨床研究の実施によるものと疑われる感染症による死亡又は口(1)から(5)までに掲げる疾病等の発生(八を除く。)

五 特定臨床研究の実施に起因するものと疑われる疾病等の発生(前四号に掲げるものを除く。)

法第十七条第一項の規定による認定臨床研究審査委員会への定期報告を行うとき

統括管理者は、前項 第五十六条第二項において準用する場合を含む。の規定による報告を行ったときは、その旨を速やかに研究責任医師に通知しなければならない。

当該研究責任医師は、速やかにその内容を実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

(削る)

(認定臨床研究審査委員会への不具合報告)

第五十五条 特定臨床研究を実施する研究責任医師は、実施計画に記載された特定臨床研究の実施について、当該特定臨床研究に用いる医療機器又は再生医療等製品の不具合の発生であつて、当該不具合によつて次に掲げる疾病等が発生するおそれのあるものについて知つたときは、速やかにその旨を統括管理者及び実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

一〇七 (略)

(削る)

2 特定臨床研究を実施する統括管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた日から三十日以内に、その旨を実施計画に記載された認定臨床研究審査委員会に報告しなければならない。

3 特定臨床研究を実施する統括管理者は、第一項の規定による報告を受けたときは、速やかにその旨を研究責任医師に通知しなければならない。この場合において、当該研究責任医師は、速やかにその内容を実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

(厚生労働大臣への疾病等の報告)

第五十六条 法第十四条の厚生労働省令で定めるものは、第五十四条第二項第一号及び第二号(口に限る。)に掲げる事項とする。

2 第五十四条(第二項)第一号及び第二号(口に限る。並びに第三項に限る。)の規定は、法第四条の規定による厚生労働大臣への報告について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「実施計画に記載された認定臨床研究審査委員会」及び「当該認定臨床研究審査委員会」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

五 研究代表医師は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合において、第一項各号み替えて準用する第一項(第五十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告を行つたときは、その旨を速やかに他の研究責任医師に情報提供しなければならない。

この場合において、当該他の研究責任医師は、速やかに当該情報提供の内容を実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

(新設)

(認定臨床研究審査委員会への不具合報告)

第五十五条 特定臨床研究を実施する研究責任医師は、実施計画に記載された特定臨床研究の実施について、当該特定臨床研究に用いる医療機器又は再生医療等製品の不具合の発生であつて、当該不具合によつて次に掲げる疾病等が発生するおそれのあるものについて知つたときは、これを知つた日から三十日以内にその旨を実施医療機関の管理者に報告した上で、当該実施計画に記載された認定臨床研究審査委員会に報告しなければならない。

一〇七 (略)

2 前項の規定は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合について準用する。この場合において、「研究責任医師」とあるのは、「研究代表医師」と読み替えるものとする。

3 特定臨床研究を実施する研究責任医師は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合において、当該特定臨床研究に用いる医療機器又は再生医療等製品の不具合の発生であつて、当該不具合によつて第一項各号に掲げる疾病等が発生するおそれのあるものを知つたときは、これを実施医療機関の管理者に報告した上で、研究代表医師に通知しなければならない。

4 特定臨床研究を実施する研究代表医師は、第二項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による報告を行つたときは、その旨を速やかに、他の研究責任医師に情報提供しなければならない。この場合において、当該他の研究責任医師は、速やかに、当該情報提供の内容を実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

(厚生労働大臣への疾病等の報告)

第五十六条 法第十四条の厚生労働省令で定めるものは、第五十四条第一項第一号及び第二号(口に限る。)に掲げる事項とする。

2 第五十四条(第一項)第一号及び第二号(口に限る。並びに第二項から第四項までに限る。)の規定は、法第十四条の規定による厚生労働大臣への報告について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「当該実施計画に記載された認定臨床研究審査委員会」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(機構に対する疾病等の報告)

第五十八条 第五十四条(第二項第一号及び第二号(口に限る。)並びに第三項に限る。)の規定は、法第十六条第四項の規定による機構への報告について準用する。この場合において、第五十四条第二項中「実施計画に記載された認定臨床研究審査委員会」及び「当該認定臨床研究審査委員会」とあるのは、「機構」と読み替えるものとする。

(認定臨床研究審査委員会への定期報告)

第五十九条 法第十七条第一項の規定に基づき、統括管理者は、特定臨床研究の実施状況について、実施計画に記載された特定臨床研究ごとに、次に掲げる事項について、当該実施計画に記載された認定臨床研究審査委員会に報告しなければならない。

一、五 (略)

2、4 (略)

5 | 統括管理者は、第一項の規定による報告を行つたときは、速やかにその旨を研究責任医師に通知しなければならない。この場合において、当該研究責任医師は、速やかにその内容を実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

(厚生労働大臣への定期報告)

第六十条 法第十八条第一項の規定に基づき、特定臨床研究を実施する統括管理者は、特定臨床研究の実施状況について、実施計画に記載された特定臨床研究ごとに、当該実施計画に記載されている認定臨床研究審査委員会の名称、当該認定臨床研究審査委員会による当該特定臨床研究の継続の適否及び前条第一項第一号に掲げる事項について、厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 (略)
(削る)

(機構に対する疾病等の報告)

第五十八条 第五十四条(第一項第一号及び第二号(口に限る。)並びに第二項から第四項までに限る。)の規定は、法第十六条第四項の規定による機構への報告について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「当該実施計画に記載された認定臨床研究審査委員会」とあるのは、「機構」と読み替えるものとする。

(認定臨床研究審査委員会への定期報告)

第五十九条 法第十七条第一項の規定に基づき、研究責任医師は、特定臨床研究の実施状況について、実施計画に記載された特定臨床研究ごとに、次に掲げる事項について、実施医療機関の管理者に報告した上で、当該実施計画に記載された認定臨床研究審査委員会に報告しなければならない。

一、五 (略)

2、4 (略)

5 | 前四項の規定は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合について準用する。この場合において、第一項中「研究責任医師」とあるのは「研究代表医師」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、前二項中「第一項」とあるのは「第五項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

6 | 研究代表医師は、前項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による報告を行つたときは、その旨を、速やかに、他の研究責任医師に情報提供しなければならない。この場合において、当該他の研究責任医師は、速やかに、当該情報提供の内容を実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

(厚生労働大臣への定期報告)

第六十条 法第十八条第一項の規定に基づき、特定臨床研究を実施する研究責任医師は、特定臨床研究の実施状況について、実施計画に記載された特定臨床研究ごとに、当該実施計画に記載されている認定臨床研究審査委員会の名称、当該認定臨床研究審査委員会による当該特定臨床研究の継続の適否及び前条第一項第一号に掲げる事項について、厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(既存試料等が臨床研究に利用される者の記録の作成及び保存等)

第六十二条 統括管理者及び研究責任医師は、既存試料等が臨床研究に利用される者の記録の作成及び保存をする場合は、法第十二条の規定に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施医療機関の管理者は、統括管理者及び研究責任医師が法第十二条及び前項に規定する義務を履行するために、必要な協力をしなければならない。

(既存試料等が臨床研究に利用される者の記録の作成及び保存等)

第六十二条 研究責任医師は、既存試料等が臨床研究に利用される者の記録の作成及び保存をする場合は、法第十二条の規定に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施医療機関の管理者は、研究責任医師が法第十二条及び前項に規定する義務を履行するため、必要な協力をしなければならない。

(特定臨床研究以外の臨床研究を実施する場合に講ずべき措置)

第六十三条 臨床研究（特定臨床研究を除く。次項及び第八十七条において同じ。）を実施する統括管理者は、法第二十一条の規定に基づき、当該臨床研究の実施に関する計画を作成し、認定臨床研究審査委員会の意見を聴いた場合は、法第八条（認定臨床研究審査委員会への通知に係る部分に限る。）の規定並びに第五十四条第二項（第四号及び第五号に掲げるものに限る。）及び第三項、第五十五条第二項及び第三項並びに第五十九条の規定に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 | 臨床研究を実施する研究責任医師は、法第二十一条の規定に基づき、第五十四条第一項及び第五十五条第一項の規定に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（臨床研究審査委員会の認定の要件）

第六十六条

（略）

3 | 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 審査意見業務に関して徴収する手数料（以下「審査手数料」という。）に関する事項、審査意見業務を依頼する統括管理者又は審査意見業務の対象となる特定臨床研究に関与する医薬品等製造販売業者等と密接な関係を有している委員及び技術専門員（審査意見業務の対象となる疾患領域の専門家及び毒性学、薬力学、薬物動態学等の専門的な知識を有する臨床薬学の専門家、生物統計の専門家その他の臨床研究の特色に応じた専門家をいう。以下同じ。）の審査意見業務への参加の制限に関する事項、法第十三条第一項に規定する疾病等の報告を受けた場合の手続に関する事項、第八十条第四項及び第五項に規定する場合の手続に関する事項その他の審査意見業務の実施の方法に関する事項

二 | 七 （略）

4 | 法第二十三条第四項第三号（法第二十五条第三項及び第二十六条第六項の規定により準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 | 四 （略）

4 | 認定の申請が、以下のいずれかの者により行われたものでないこと。

イ 現に認定臨床研究審査委員会を設置する者（当該認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適正な実施を図るために必要であると認められる申請を行つた者を除く。）

ロ | 法第二十六条第三項の規定による更新の申請が却下された者（第二項及び前項並びに第一号から前号まで及び次号に規定する要件（以下このロ、ハ及びニにおいて「認定更新要件」という。）を満たさないことを理由として却下された者に限る。）であつて、有効期間の満了した日の翌日から三年（審査意見業務の改善のための措置が講じられている場合にあつては、当該有効期間の満了した日の翌日から一年）を経過しない者

ハ | 法第二十七条第一項の規定により認定臨床研究審査委員会を廃止した者（当該廃止の日の前日において、当該認定臨床研究審査委員会が次号に規定する認定更新要件を満たしていなかつた者に限る。）であつて、当該廃止の日の翌日から三年（審査意見業務の改善のための措置が講じられている場合にあつては、当該廃止の日の翌日から一年）を経過しない者

二 | 法第二十六条第三項の規定による更新の申請を行わず有効期間が満了した認定臨床研究審査委員会（当該有効期間が満了した日の前日において、認定更新要件を満たしていないものに限る。）を設置していた者であつて、当該有効期間の満了した日の翌日から三年（審査意見業務の改善のための措置が講じられている場合にあつては、当該有効期間の満了の日の翌日から一年）を経過しない者

(特定臨床研究以外の臨床研究を実施する場合に講ずべき措置)

第六十三条 臨床研究（特定臨床研究を除く。第八十七条において同じ。）を実施する研究責任医師は、法第二十一条の規定に基づき、当該臨床研究の実施に関する計画を作成し、認定臨床研究審査委員会の意見を聴いた場合は、法第八条（認定臨床研究審査委員会への通知に係る部分に限る。）の規定並びに第五十四条第一項第三号から第五号まで及び第二項から第四項まで、第五十五条並びに第五十九条の規定に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（新設）

第六十六条

（略）

3 | 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 審査意見業務に関して徴収する手数料（以下「審査手数料」という。）に関する事項、審査意見業務を依頼する研究責任医師又は審査意見業務の対象となる特定臨床研究に関与する医薬品等製造販売業者等と密接な関係を有している委員及び技術専門員（審査意見業務の対象となる疾患領域の専門家及び毒性学、薬力学、薬物動態学等の専門的な知識を有する臨床薬理学の専門家、生物統計の専門家その他の臨床研究の特色に応じた専門家をいう。以下同じ。）の審査意見業務への参加の制限に関する事項、法第十三条第一項に規定する疾病等の報告を受けた場合の手續に関する事項、第八十条第四項及び第五項に規定する場合の手續に関する事項その他の審査意見業務の実施の方法に関する事項

二 | 七 （略）

4 | 法第二十三条第四項第三号（法第二十五条第三項及び第二十六条第六項の規定により準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 | 四 （略）

4 | 認定の申請が、以下のいずれかの者により行われたものでないこと。

イ 現に認定臨床研究審査委員会を設置する者（当該認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適正な実施を図るために必要であると認められる申請を行つた者を除く。）

ロ | 法第二十六条第三項の規定による更新の申請が却下された者（第二項及び前項並びに第一号から前号まで及び次号に規定する要件（以下このロ、ハ及びニにおいて「認定更新要件」という。）を満たさないことを理由として却下された者に限る。）であつて、有効期間の満了した日の翌日から三年（審査意見業務の改善のための措置が講じられている場合にあつては、当該有効期間の満了した日の翌日から一年）を経過しない者

ハ | 法第二十七条第一項の規定により認定臨床研究審査委員会を廃止した者（当該廃止の日の前日において、当該認定臨床研究審査委員会が次号に規定する認定更新要件を満たしていなかつた者に限る。）であつて、当該廃止の日の翌日から三年（審査意見業務の改善のための措置が講じられている場合にあつては、当該廃止の日の翌日から一年）を経過しない者

五 法第二十六条第二項の規定による有効期間の更新を受ける場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、災害その他やむを得ない事由により、これらの要件を満たすことができないときは、この限りでない。

イ・ロ (略)

ハ 有効期間内において実施した審査意見業務に關し、審査意見業務に關する専門的な知見を有する第三者による評価を受け、当該評価の概要を公表していること。

(新設)

(認定臨床研究審査委員会の廃止)

第七十七条 (略)

2 認定委員会設置者が前項の届出を行おうとするときは、あらかじめ、当該認定臨床研究審査委員会に実施計画を提出していた統括管理者に、その旨を通知しなければならない。

(認定臨床研究審査委員会の廃止後の手続)

第七十八条 認定委員会設置者は、その設置する認定臨床研究審査委員会を廃止したときは、速やかに、その旨を当該認定臨床研究審査委員会に実施計画を提出していた統括管理者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、認定委員会設置者は、当該認定臨床研究審査委員会を廃止したときは、速やかに、その旨を当該認定臨床研究審査委員会に実施計画を提出していた統括管理者に通知しなければならない。

(認定臨床研究審査委員会の判断及び意見)

2 前項の場合において、認定委員会設置者は、当該認定臨床研究審査委員会に実施計画を提出していた統括管理者に対し、当該臨床研究の実施に影響を及ぼさないよう、他の認定臨床研究審査委員会を紹介することその他の適切な措置を講じなければならない。

(認定臨床研究審査委員会の判断及び意見)

第八十一条 次に掲げる認定臨床研究審査委員会の委員又は技術専門員は、審査意見業務に参加してはならない。ただし、第二号又は第三号に規定する委員又は技術専門員については、認定臨床研究審査委員会の求めに応じて、当該認定臨床研究審査委員会において意見を述べることを妨げない。

一 審査意見業務の対象となる実施計画に係る特定臨床研究の統括管理者（法人又は団体の場合を除く。）、研究責任医師又は研究分担医師

二 審査意見業務の対象となる実施計画に係る特定臨床研究の統括管理者（法人又は団体の場合に限る。）の役職員、統括管理者（法人又は団体の場合を除く。）、研究責任医師と同一の医療機関の診療科に属する者又は過去一年以内に多施設で実施される共同研究（特定臨床研究に該当するもの及び医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験のうち、医師又は歯科医師に該当するもの及び医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験のうち、医師又は歯科医師が自ら実施するものに限る。）を実施していた者

三 審査意見業務として審査される実施計画に係る特定臨床研究の研究責任医師が属する医療機関の管理責任者

四 前各号に掲げる者のほか、審査意見業務を依頼した実施計画に係る特定臨床研究の統括管理者若しくは当該研究の研究責任医師又は審査意見業務の対象となる実施計画に係る特定臨床研究に関与する医薬品等製造販売業者等と密接な関係を有している者であつて、当該審査意見業務に参加することが適切でない者

(認定臨床研究審査委員会の審査意見業務の記録等)

第八十五条 (略)

2 認定委員会設置者は、審査意見業務に係る実施計画その他の審査意見業務を行うために統括管理者から提出された書類、前項の記録（技術専門員からの評価書を含む。）及び認定臨床研究審査委員会の結論を審査意見業務に係る実施計画を提出した統括管理者に通知した文書の写しを、当該実施計画に係る特定臨床研究が終了した日から五年間保存しなければならない。

3 (略)

五 法第二十六条第二項の規定による有効期間の更新を受ける場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、災害その他やむを得ない事由により、これらの要件を満たすことができないときは、この限りでない。

イ・ロ (略)

(認定臨床研究審査委員会の廃止)

第七十七条 (略)

2 認定委員会設置者が前項の届出を行おうとするときは、あらかじめ、当該認定臨床研究審査委員会に実施計画を提出していた研究責任医師に、その旨を通知しなければならない。

(認定臨床研究審査委員会の廃止後の手続)

第七十八条 認定委員会設置者は、その設置する認定臨床研究審査委員会を廃止したときは、速やかに、その旨を当該認定臨床研究審査委員会に実施計画を提出していた研究責任医師に通知しなければならない。

2 前項の場合において、認定委員会設置者は、当該認定臨床研究審査委員会に実施計画を提出していた研究責任医師に対し、当該臨床研究の実施に影響を及ぼさないよう、他の認定臨床研究審査委員会を紹介することその他の適切な措置を講じなければならない。

(認定臨床研究審査委員会の判断及び意見)

第八十一条 次に掲げる認定臨床研究審査委員会の委員又は技術専門員は、審査意見業務に参加してはならない。ただし、第二号又は第三号に規定する委員又は技術専門員については、認定臨床研究審査委員会の求めに応じて、当該認定臨床研究審査委員会において意見を述べることを妨げない。

(認定臨床研究審査委員会の判断及び意見)

第八十一条 次に掲げる認定臨床研究審査委員会の委員又は技術専門員は、審査意見業務に参加してはならない。ただし、第二号又は第三号に規定する委員又は技術専門員については、認定臨床研究審査委員会の求めに応じて、当該認定臨床研究審査委員会において意見を述べることを妨げない。

一 審査意見業務の対象となる実施計画に係る特定臨床研究の研究責任医師又は研究分担医師

二 審査意見業務の対象となる実施計画に係る特定臨床研究の研究責任医師と同一の医療機関に属する者又は過去一年以内に多施設で実施される共同研究（特定臨床研究に該当するもの及び医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験のうち、医師又は歯科医師が自ら実施するものに限る。）を実施していた者

三 審査意見業務を依頼した研究責任医師が属する医療機関の管理責任者

四 前各号に掲げる者のほか、審査意見業務を依頼した実施計画に係る特定臨床研究の統括管理者若しくは当該研究の研究責任医師又は審査意見業務の対象となる特定臨床研究に関与する医薬品等製造販売業者等と密接な関係を有している者であつて、当該審査意見業務に参加することが適切でない者

(認定臨床研究審査委員会の審査意見業務の記録等)

第八十五条 (略)

2 認定委員会設置者は、審査意見業務に係る実施計画その他の審査意見業務を行うために研究責任医師から提出された書類、前項の記録（技術専門員からの評価書を含む。）及び認定臨床研究審査委員会の結論を審査意見業務に係る実施計画を提出した研究責任医師に通知した文書の写しを、当該実施計画に係る特定臨床研究が終了した日から五年間保存しなければならない。

3 (略)

(運営に関する情報の公表)

第八十六条 認定委員会設置者は、統括管理者が、認定臨床研究審査委員会に関する情報を容易に収集し、効率的に審査意見業務を依頼することができるよう、認定臨床研究審査委員会の審査手数料、開催日程及び受付状況を公表しなければならない。

(契約で定める事項)

第八十八条 法第三十二条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

四 特定臨床研究を実施する統括管理者の氏名又は名称（法人又は団体にあっては、その代表者の氏名を含む。）及び研究責任医師の氏名

五・十 (略)

十一 第二十二条第一項に規定する利益相反管理基準及び同条第四項に規定する利益相反管理計画の作成等に関する事項

十二・十三 (略)

(特殊の関係のある者)

第八十九条 法第三十三条の厚生労働省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者であつて、特定臨床研究を実施する統括管理者又は研究責任医師が所属するもの。

イ・ハ (略)

二 (略)

(公表する情報)

第九十条 法第三十三条の厚生労働省令で定める情報は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 医薬品等製造販売業者等が、医療関係者に対して行う自社で製造販売をする医薬品に関する情報等の提供に関する事項として当該医薬品等製造販売業者等が行う事業全体に係る講演会、説明会その他の会合の件数及びその実施に要した費用の総額並びに当該医薬品等製造販売業者等が行う事業全体に係る情報提供のための書籍等の提供に要した費用の総額（前事業年度分に限る。）を、交際費として当該医薬品等製造販売業者等が行う事業全体に係る接遇を当該各号に定めるものとする。

一 医薬品等製造販売業者等が、医療関係者に対して行う自社で製造販売をする医薬品に関する情報等の提供に関する事項として当該医薬品等製造販売業者等が行う事業全体に係る講演会、説明会その他の会合の件数及びその実施に要した費用の総額並びに当該医薬品等製造販売業者等が行う事業全体に係る情報提供のための書籍等の提供に要した費用の総額（前事業年度分に限る。）を、交際費として当該医薬品等製造販売業者等が行う事業全体に係る接遇を行いう際の飲食に要した費用、慶弔費等の総額（前事業年度分に限る。）をそれぞれ公表した場合、次の表の上欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの（前事業年度分に限る。）

(略)

(略)

寄附金 特定臨床研究の実施期間及び終了後
二年以内に当該特定臨床研究を実施する統括

管理者 研究責任医師又は第八十九条に規定
一 提供先
二 提供先との契約件数
三 提供先との提供総額

(運営に関する情報の公表)

第八十六条 認定委員会設置者は、研究責任医師が、認定臨床研究審査委員会に関する情報を容易に収集し、効率的に審査意見業務を依頼することができるよう、認定臨床研究審査委員会の審査手数料、開催日程及び受付状況を公表しなければならない。

(契約で定める事項)

第八十八条 法第三十二条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

四 特定臨床研究を実施する研究責任医師及び研究代表医師の氏名

五・十 (略)

十一 第二十二条第一項に規定する利益相反管理基準及び同条第三項に規定する利益相反管理計画の作成等に関する事項

十二・十三 (略)

(特殊の関係のある者)

第八十九条 法第三十三条の厚生労働省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者であつて、特定臨床研究を実施する研究責任医師が所属するもの。

イ・ハ (略)

二 (略)

(公表する情報)

第九十条 法第三十三条の厚生労働省令で定める情報は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 医薬品等製造販売業者等が、医療関係者に対して行う自社で製造販売をする医薬品に関する情報等の提供に関する事項として当該医薬品等製造販売業者等が行う事業全体に係る講演会、説明会その他の会合の件数及びその実施に要した費用の総額並びに当該医薬品等製造販売業者等が行う事業全体に係る情報提供のための書籍等の提供に要した費用の総額（前事業年度分に限る。）を、交際費として当該医薬品等製造販売業者等が行う事業全体に係る接遇を行いう際の飲食に要した費用、慶弔費等の総額（前事業年度分に限る。）をそれぞれ公表した場合、次の表の上欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの（前事業年度分に限る。）

(略)

(略)

寄附金 特定臨床研究の実施期間及び終了後
二年以内に当該特定臨床研究を実施する研究

責任医師又は第八十九条に規定
一 提供先
二 提供先との契約件数
三 提供先との提供総額

する当該統括管理若しくは研究責任医師と特殊の関係のある者に提供したものに限り、当該統括管理者又は研究責任医師に提供されないことが確実であると認められるものを除く。)

原稿執筆及び講演その他の業務に対する報酬
(特定臨床研究の実施期間及び終了後二年以内に当該特定臨床研究を実施する統括管理者又は研究責任医師に提供したものに限る。)

一 業務を行う統括管理者又は研究責任医師の氏名
二 統括管理者又は研究責任医師ごとの業務件数
三 統括管理者又は研究責任医師ごとの業務に対する報酬の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 前号の表及び次の表の上欄に掲げる事項の区分に応じて、それぞれ当該前号の表及び次の表の下欄に掲げるもの(前事業年度分に限る。)

医療関係者に対して行う自社で製造販売をする医薬品に関する情報等の提供に関する事項
(特定臨床研究の実施期間及び終了後二年以内に当該特定臨床研究を実施する統括管理者又は研究責任医師に提供されたものに限る。)

一 講演会、説明会その他の会合の件数及びその実施に要した費用の総額
二 情報提供のための書籍等の提供に要した費用の総額

交際費(特定臨床研究の実施期間及び終了後二年以内に当該特定臨床研究を実施する統括管理者又は研究責任医師に提供されたものに限る。)

接遇を行う際の飲食に要した費用、慶弔費等の総額

第九十二条 (権限の委任) (略)

2 第二十四条第五項、第六十七条、第七十四条、第七十五条第一項及び第二項並びに第七十九

条に規定する厚生労働大臣の権限は地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第七十
九条に規定する権限を自ら行うことを妨げない。

(電子情報処理組織による手続)

第九十六条 法第五条第二項(法第六条第二項において準用する場合を含む。)及び法第二十三条

第三項(法第二十五条第三項及び第二十六条第六項において準用する場合を含む。)並びに第二

十四条第五項の規定による書類の添付は電子情報処理組織(厚生労働省の使用に係る電子計算機と、これらの規定による添付をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いて入力し、送信することをもつてこれらの書類に代えることができる。

責任医師と特殊の関係のある者に提供したものに限り、当該研究責任医師に提供されないことが確実であると認められるものを除く。)

原稿執筆及び講演その他の業務に対する報酬
(特定臨床研究の実施期間及び終了後二年以内に当該特定臨床研究を実施する研究責任医師に提供したものに限る。)

一 業務を行う研究責任医師の氏名
二 研究責任医師ごとの業務件数
三 研究責任医師ごとの業務に対する報酬の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 前号の表及び次の表の上欄に掲げる事項の区分に応じて、それぞれ当該前号の表及び次の表の下欄に掲げるもの(前事業年度分に限る。)

医療関係者に対して行う自社で製造販売をする医薬品に関する情報等の提供に関する事項
(特定臨床研究の実施期間及び終了後二年以内に当該特定臨床研究を実施する研究責任医師に提供されたものに限る。)

一 講演会、説明会その他の会合の件数及びその実施に要した費用の総額
二 情報提供のための書籍等の提供に要した費用の総額

交際費(特定臨床研究の実施期間及び終了後二年以内に当該特定臨床研究を実施する研究責任医師に提供されたものに限る。)

接遇を行う際の飲食に要した費用、慶弔費等の総額

第九十二条 (権限の委任) (略)

2 第二十四条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第六十七条、第七十四条、

第七十五条第一項及び第二項並びに第七十九条に規定する厚生労働大臣の権限は地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第七十九条に規定する権限を自ら行うことを妨げない。

(電子情報処理組織による手続)

第九十六条 法第五条第二項(法第六条第二項において準用する場合を含む。)及び法第二十三条

第三項(法第二十五条第三項及び第二十六条第六項において準用する場合を含む。)並びに第二

十四条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による書類の添付は電子情報処理組織(厚生労働省の使用に係る電子計算機と、これらの規定による添付をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いて入力し、送信することをもつてこれらの書類に代えることができる。

様式紙「その様式紙四番目」及び様式紙十一を次の通りに沿ひて記入せよ。
様式第一（第三十九条関係）

実施計画

地方厚生局長 謹

統括管理者	氏名 (名称) 住所	〔法人又は団体にあっては、 名称及び代表者の氏名 法人又は団体にあっては、 主たる事務所の所在地〕
-------	------------------	--

下記のとおり、特定臨床研究を実施したいので、臨床研究法第5条第1項の規定により実施計画を提出します。

記

1 特定臨床研究の実施体制に関する事項及び特定臨床研究を行う施設の構造設備に関する事項

(1) 研究の名称

研究名称	
Scientific Title (Acronym)	
平易な研究名称	
Public Title (Acronym)	

(2) 統括管理者に関する事項等

統括管理者の連絡先 Name Contact for Sponsor	
代表者氏名（法人又は団体の場合のみ） Name of Representative	
e-Rad番号（個人の場合のみ） e-Rad番号（個人の場合のみ）	
所属機関（個人の場合のみ） Affiliation（個人の場合のみ）	
所属部署（個人の場合のみ） 所属部署（個人の場合のみ）	
所属機関又は主たる事務所の郵便番号 Address	
電話番号 電話番号	
電子メールアドレス 電子メールアドレス	
研究に関する問合せ先 Name Contact for Public Queries	
担当者氏名 Name 担当者所属機関 Affiliation	
担当者所属部署 Affiliation	
担当者所属機関の郵便番号 e-Rad番号	
担当者所属機関の住所 Address	

(3) 統括管理者及び研究責任医師以外の臨床研究に従事する者に関する事項

統計解析担当機関 統計解析 担当責任者 Medical Expertise	氏名 Name e-Rad番号 e-Rad番号 所属部署 Affiliation 所属部署
--	---

(4) 多施設共同研究に関する事項

多施設共同研究機関の該当の有無 あり なし

(5) 研究における研究責任医師に関する事項等

研究責任医師の連絡先 研究責任医師の連絡先 Name e-Rad番号 所属機関（実施医療機関） Affiliation	氏名 Name e-Rad番号 所属機関（実施医療機関） Affiliation 所属部署 所属機関の郵便番号 Address 所属機関の住所 電話番号 電子メールアドレス 研究責任医師の所属する実施医療機関の管理者の氏名 研究責任医師の所属する実施医療機関の管理者の氏名 研究責任医師の所属する実施医療機関の管理者の氏名 研究責任医師の所属する実施医療機関の管理者の氏名
--	--

当該特定臨床研究に対する管理 者の許可の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
認定臨床研究審査委員会の承認 日（当該機関における研究実施 について記載された実施計画が 初めて委員会に承認された日）		
急救医療に必要な施設又は設備		
※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること		
(6) 研究の実施体制に関する事項		
効果安全性評価委員会の設置の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
2 特定臨床研究の目的及び内容		
(1) 特定臨床研究の目的及び内容		
研究の目的		
試験のフェーズ Phase		
実施期間		
実施予定被験者数		
試験の種類 Study Type		
試験デザイン Study Design		
ブレセボの有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
盲検の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
無作為化の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
研究対象者 の適格基準 Key Inclusion & Exclusion Criteria		
主たる選択基準 Inclusion Criteria		
年齢下限 Age Minimum		
年齢上限 Age Maximum		
性別 Gender		
中止基準 Health Condition(s) or Problem(s)		
対象疾患名 Studied		
対象疾患コード / Code		
対象疾患キーワード Keyword		
介入の有無 介入の内容 Intervention(s)	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
介入コード / Code		

介入キーワード Keyword				
著しい負担を与える検査その他 の行為の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし		
著しい負担を与える検査その他の 行為の内容				
著しい負担を与える検査その他 の行為において未承認又は適応 外の医薬品等の使用の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし		
主たる評価項目 Primary Outcome(s)				
副次的な評価項目 Secondary Outcome(s)				
(2) 特定臨床研究において有効性又は安全性を明らかにしようとする医薬品等の概要				
医薬品、医療機器、再生医療等製品の別 医薬品 医療機器 等法における未承認、適 応外、承認内の別	<input type="checkbox"/> 医薬品	<input type="checkbox"/> 医療機器	<input type="checkbox"/> 再生医療等製品	
一般 名 称 等	<input type="checkbox"/> 未承認の場合は開発 コードを記載するこ と	<input type="checkbox"/> 未承認	<input type="checkbox"/> 適応外	<input type="checkbox"/> 承認内
医薬品 未承認の場合は開発 コードを記載するこ と				
医療機器 一般的の名称 承認・認証・届出番号				
再生医療等 製品 承認番号				
被験薬等提供者 名称 所在地				
※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること				
(3) 特定臨床研究において著しい負担を与える検査その他の行為に用いる医薬品等の概要				
医薬品、医療機器、再生医療等製品の別 医薬品 医療機器 等法における未承認、適 応外の別	<input type="checkbox"/> 医薬品	<input type="checkbox"/> 医療機器	<input type="checkbox"/> 再生医療等製品	
一般 名 称 等	<input type="checkbox"/> 未承認の場合は開発 コードを記載するこ と	<input type="checkbox"/> 未承認	<input type="checkbox"/> 適応外	
医薬品 一般名称 (国内外で 未承認の場合は開発 コードを記載するこ と)				
医療機器 類別				

一般的名称	
承認・認証・届出番号	
再生医療等製品	
類別	
一般的名称	
承認番号	
被験薬等提供者	
名称	
所在地	

※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること。

3 特定臨床研究の実施状況の確認に関する事項

(1) 監査の実施予定

監査の実施予定の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
------------	-----------------------------	-----------------------------

(2) 特定臨床研究の進捗状況

特定臨床研究の進捗状況	症例登録開始予定日	
第1症例登録日		
進捗状況		
Recruitment Status		
主たる評価項目に係る研究結果		
Summary Results (Primary Outcome Results)		

5 特定臨床研究に用いる医薬品等の製造販売をし、又はしようとする医薬品等製造販売業者及びその特殊関係者の当該特定臨床研究に対する関与に関する事項等

(1) 特定臨床研究に用いる医薬品等の医薬品等製造販売業者等からの研究資金等の提供等

特定臨床研究に用いる医薬品等の製造販売をし、又はしようとする医薬品等製造販売業者等の名前
の製造販売をし、又はしようとする医薬品等製造販売業者等の名前

研究資金等の提供の有無
研究資金等の提供組織名稱
Source of Monetary Support

研究資金等の提供に係る契約締結の有無
契約締結日
研究資金等の提供に係る契約締結の有無
研究資金等の提供組織名稱
Source of Monetary Support

※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること

(2) 特定臨床研究に用いる医薬品等の医薬品等製造販売業者等以外からの研究資金等の提供

研究資金等の提供の有無 研究資金等の提供組織名稱 Source of Monetary Support	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
---	-----------------------------	-----------------------------

※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること

6 審査意見業務を行う認定臨床研究審査委員会の名称等

当該特定臨床研究について審査意見業務を行う認定臨床研究審査委員会の名称	
Name of Certified Review Board	
上記委員会の認定番号	
住所	
Address	
電話番号	
電子メールアドレス	
当該特定臨床研究に対する審査結果	

7 その他の事項

(1) 特定臨床研究の対象者等への説明及び同意に関する事項

特定臨床研究の対象者等への説明及び同意の内容	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特定臨床研究の個々の対象者を識別することができるよう加工されたデータを共有する予定	
Plan to share IPD	
上記予定の詳細	
Plan description	

(2) 他の臨床研究登録機関への登録

他の臨床研究登録機関発行の研究番号	
他の臨床研究登録機関の名称 Issuing Authority	

(3) 特定臨床研究を実施するに当たって留意すべき事項

国際共同研究	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
臨床研究を実施する国(日本以外)		

備考

Countries of Recruitment	
保険外併用療養	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
遺伝子治療等臨床研究に関する指針 (平成27年厚生労働省告示第344号)の対象となる臨床研究	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第7号)の対象となる薬物を用いる臨床研究	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
生物由来製品が見込まれる薬物を用いる臨床研究	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない

(4) 全体を通しての補足事項等

その他1	
その他2	
その他3	

(留意事項)

1 用紙の大きさは、A4とする。

2 提出は、正本1通とすること。

3 1の「e-Rod番号」、2-(1)の「対象疾患コード」、「対象疾患キーワード」、「介入コード」、

4 1-(1)「Scientific Title(Acronym)」の欄には、Scientific Titleの後に、()でその略称を記載すること。

と。「Public Title(Acronym)」の欄も同様とする。

5 1-(3)の研究責任医師以外の臨床研究に従事する者に関する事項の「氏名」の欄には、所属

における担当部門の長ではなく、当該特定臨床研究における担当責任者を記載すること。

6 2-(2)の「一般名稱等」の欄については、医薬品、医療機器又は再生医療等製品のうち該當

する項目にのみ記載すること。

7 3-(2)の「第1症例登録日」の欄については、空欄で提出すること。ただし、第1症例登録後遅滞なく、法第6条第3項の規定による実施計画の整微な変更を行うこと。

8 3-(2)の「主たる評価項目による研究結果」の欄については、空欄で提出すること。ただし、臨床研究法施行規則第24条第2項の主要評価項目報告書を作成後遅滞なく、法第6条第1項の規定による実施計画の変更を行うこと。

9 5-(1)及び(2)の「特定臨床研究に用いる医薬品等」とは、当該特定臨床研究において有効性又は安全性を明らかにしようとする医薬品等が該当する。

10 7-(1)の「特定臨床研究の対象者等への説明及び同意の内容」の欄には、その記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

11 7-(1)の「IPD」は、deidentified individual clinical trial participant-level dataのこと。

12 7-(1)の「上記予定の詳細」の欄には、「特定臨床研究の個々の対象者を識別することができないよう加工されたデータを共有する予定」の欄で「有」を選択した場合、いつどのような方法でどのデータを共有するかを記入すること。

年 月 日

地方厚生局長 殿

地方厚生局長 殿

統括管理者	氏名	{法人又は団体にあっては、 名称及び代表者の氏名}
(名 称)		
住 所		{法人又は団体にあっては、 主たる事務所の所在地}

下記のとおり、実施計画を変更したいので、臨床研究法第6条第1項の規定により提出します。

記

実施計画の実施計画番号

実施計画の実施計画番号

研究名称

研究名称

平易な研究名称

平易な研究名称

変更内容及び理由

変更内容及び理由

年 月 日

地方厚生局長 殿

統括管理者	氏名	{法人又は団体にあっては、 名称及び代表者の氏名}
(名 称)		
住 所		{法人又は団体にあっては、 主たる事務所の所在地}

下記のとおり、実施計画を変更したので、臨床研究法第6条第3項の規定により届け出ます。

記

実施計画の実施計画番号

実施計画の実施計画番号

研究名称

研究名称

平易な研究名称

平易な研究名称

変更内容及び理由

変更内容及び理由

※ 変更内容の欄に、「変更事項」「変更前の内容」「変更後の内容」「変更理由」を記載すること。

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。

※ 変更内容の欄に、「変更事項」「変更前の内容」「変更後の内容」「変更年月日」「変更理由」を記載すること。

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。

特定臨床研究中止届書

年月日

地方厚生局長 殿

年月日

臨床研究審査委員会認定事項更新申請書

年月日

執務管理者 (名 称)	氏 名	〔法人又は団体にあっては、 名称及び代表者の氏名〕
住 所		〔法人又は団体にあっては、 主たる事務所の所在地〕

(留意事項)
1 用紙の大きさは、A4とすること。
2 提出は、正本1通とすること。

実施計画の実施計画番号	記
研究名称	
平易な研究名称	
中止年月日	
中止の理由	

記

下記のとおり、認定臨床研究審査委員会の認定事項の更新を受けたいので、臨床研究法第26条第6項の規定により申請します。

申請者は、病院若しくは診療所の開設者又は臨床研究法施行規則第64条第1項各号に掲げる団体に該当すること、臨床研究法第24条各号に規定する次格事由に該当しないこと、申請者が臨床研究法施行規則第64条第1項第1号から第3号までに掲げる団体である場合にあっては同条第2項に規定する要件を満たすこと並びに臨床研究審査委員会の活動の自由及び独立が保障されていることを誓約します。

会員の認定番号及び認定年月日	1 更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会の認定事項
会員の名前	2 更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会の認定事項
会員の所在地	3 更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会の認定事項
変更内容	4 更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会の認定事項
変更事項	5 更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会の認定事項
変更前	6 更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会の認定事項
変更後	7 更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会の認定事項
審査意見業務を行った開催回数及び新規審査件数	8 更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会の認定事項
3年目	9 更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会の認定事項
審査意見業務を行う体制	10 更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会の認定事項
依頼する若にかかる公正な手数料の算定の基準	11 更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会の認定事項
審査意見業務を継続的に行うことができる体制	12 更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会の認定事項
審査意見業務を行う開催頻度	13 更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会の認定事項
事務局の人員配置	14 更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会の認定事項

株式第十二（第七十六条関係）（第二面）

株式第十二（第七十六条関係）（第三面）

（事務局員の人員配置の詳細）

専従の該当性	事務局員の氏名	員数 (エフォート 換算)	臨床研究の安全性及び科学的妥当性等を審査する委員会の事務に關する業務経験 (専従の場合のみ記入)
※欄が足りない場合は、適宜追加すること。			

2 閲覧研究審査委員会の連絡先

担当部署	担当部署電話番号	担当部署FAX番号	担当部署電子メールアドレス	担当部署の責任者の氏名	担当部署の責任者の役職	相談等研究対象者対応窓口	設置者の機関における委員会情報の掲載URL
※担当部署の責任者の役職については、担当部署における役職を記載すること。							

（留意事項）

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 提出は、正本1通とすること。

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

4 申請者の「氏名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者又は管理人の氏名を記載すること。

5 1の「依頼する者にかわらす公正な手数料の算定の基準」の欄には、手数料の額及び手数料の算定方法等を記載すること。

6 1の「審査意見業務を行った開催回数及び新規審査件数」の「開催回数」は、臨床研究法施行規則第30条第4項及び第5項の規定によるものを除く回数を記載すること。

7 3の「委員の構成要件の該当性」の欄への記載は、次のとおりとすること。

「①医学／医療」・・・・・臨床研究法施行規則第66条第2項第1号イに定める「医学又は医療の専門家」

「②法律」・・・・・臨床研究法施行規則第66条第2項第1号ロに定める「臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関する理解のある法律に関する専門家」

「③生命倫理」・・・・・臨床研究法施行規則第66条第2項第1号ハに定める「生命倫理に関する識見を有する者」

「④一般」・・・・・臨床研究法施行規則第66条第2項第1号ハに定める「一般的立場の者」

3 委員名簿

委員の構成要件 の該当性	氏名	職業(所属及び役職)	性別

※欄が足りない場合は、適宜追加すること。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正)
 第三条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

				改 正 後	改 正 前
				(製造業の許可の申請)	
				第百三十七条の九 (略)	
				3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長に提出され、又は都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。	
				1・5 (略)	
				六 申請者が他の製造業の許可若しくは登録又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号。以下「再生医療等安全性確保法」という。)第三十五条第一項の特定細胞加工物等の製造の許可を受けている場合にあつては、当該製造業の許可証若しくは登録証又は当該特定細胞加工物等の製造の許可証の写し	
				4・5 (略)	
				（製造業の許可台帳の記載事項）	
				第六百三十七条の十五 令第四十三条の十四に規定する法第二十三条の二十二第一項及び第八項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。	
				1・5 (略)	
				六 当該製造業者が他の製造業の許可若しくは登録又は再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の特定細胞加工物等の製造の許可を受けている場合にあつては、当該製造業の許可の区分及び許可番号若しくは登録番号又は当該特定細胞加工物等の製造の許可番号	
				（準用）	
				第六百三十七条の二十 (略)	
				2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
				(略)	
				第百三十七条の九 (略)	
				3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長に提出され、又は都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。	
				1・5 (略)	
				六 申請者が他の製造業の許可若しくは登録又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号。以下「再生医療等安全性確保法」という。)第三十五条第一項の特定細胞加工物の製造の許可を受けている場合にあつては、当該製造業の許可証若しくは登録証又は当該特定細胞加工物の製造の許可証の写し	
				4・5 (略)	
				（製造業の許可台帳の記載事項）	
				第六百三十七条の十五 令第四十三条の十四に規定する法第二十三条の二十二第一項及び第八項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。	
				1・5 (略)	
				六 当該製造業者が他の製造業の許可若しくは登録又は再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の特定細胞加工物の製造の許可を受けている場合にあつては、当該製造業の許可の区分及び許可番号若しくは登録番号又は当該特定細胞加工物の製造の許可番号	
				（準用）	
				第六百三十七条の二十 (略)	
				2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
				(略)	
				第百三十七条の九 (略)	
				3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長に提出され、又は都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。	
				1・5 (略)	
				六 申請者が他の製造業の許可若しくは登録又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号。以下「再生医療等安全性確保法」という。)第三十五条第一項の特定細胞加工物の製造の許可	
				（準用）	
				第六百三十七条の九 (略)	
				3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長に提出され、又は都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。	
				1・5 (略)	
				六 申請者が他の製造業の許可若しくは登録又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号。以下「再生医療等安全性確保法」という。)第三十五条第一項の特定細胞加工物の製造の許可	

(厚生労働省組織規則の一部改正)
第四条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

			改	正	後	前
			(健康福祉部の所掌事務)			
			第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。			
			一、二の二の二 (略)			
			二の二の三 再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物等の製造の許可及び同法第四十条第一項の規定による特定細胞加工物等の製造の届出並びに特定細胞加工物等の製造をする者の監督に関すること。			
			二の三、八十三 (略)			
			(医事課の所掌事務)			
			第七百四条 北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局の医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。			
			一、二の二の二 (略)			
			二の二の三 再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物等の製造の許可及び再生医療等安全性確保法第四十条第一項の規定による特定細胞加工物等の製造の届出並びに特定細胞加工物等の製造をする者の監督に関すること。			
			二の三、十八 (略)			
			2 関東信越厚生局及び近畿厚生局の医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。			
			一、四 (略)			
			五 再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物等の製造の許可及び再生医療等安全性確保法第四十条第一項の規定による特定細胞加工物等の製造の届出並びに特定細胞加工物等の製造をする者の監督に関すること。			
			六、二十一 (略)			
			(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)			
			第五条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)			
			別表第一 (第三条及び第四条関係)			
			表一			
			(略)			
			再生医療等の安全性の確保等 に関する法律施行規則(平成 二十六年厚生労働省令第百十 号)			
			(略)			
			第九十六条の規定による特定細胞加工物等標準書の保管			
			(略)			
			別表第一 (第三条及び第四条関係)			
			表一			
			(略)			
			再生医療等の安全性の確保等 に関する法律施行規則(平成 二十六年厚生労働省令第百十 号)			
			(略)			
			第九十六条の規定による特定細胞加工物標準書の保管			
			(略)			
表二 (略)			(略)			
表二 (略)			(略)			

別表第一（第五条、第六条及び第七条関係）

(略)	(略)
再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則	第八条第一項の規定による特定細胞加工物等概要書の作成
(略)	第九十六条の規定による特定細胞加工物等標準書の作成

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

(略)	(略)
再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則	第八条第一項の規定による特定細胞加工物概要書の作成
(略)	第九十六条の規定による特定細胞加工物標準書の作成

第一条 この省令は、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年五月三十一日）から施行する。
 （研究計画書に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき行われる再生医療等に関するこの省令による改正後の再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「新再生医療等安全性確保法施行規則」という。）第八条の四、第八条の五、第八条の六、第八条の八及び第八条の九の規定の適用については、なお従前の例による。

（疾病等の発生の場合の措置に関する経過措置）

第三条 新再生医療等安全性確保法施行規則第十七条第一項及び第二項の規定は、令和七年五月三十一日（以下「施行日」という。）以後の疾病等の発生に適用するものとし、施行日前の疾病等の発生に係る再生医療等の提供を行う医師又は歯科医師及び実施責任者の措置については、なお従前の例による。

（認定再生医療等委員会の審査等業務の記録等に関する経過措置）

第四条 新再生医療等安全性確保法施行規則第七十一条の規定は、施行日以後に行われた審査等業務に適用するものとし、施行日前に行われた審査等業務に関する記録の作成、公表及び保存については、なお従前の例による。

（特定細胞加工物等の製造の届出に関する経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に改正法による改正前の再生医療等の安全性の確保等に関する法律第四十条第一項の規定による届出を行ったものとみなす。
 （統括管理者に関する経過措置）

第六条 この省令の施行の際現に臨床研究（多施設共同研究を除く。）を実施する研究責任医師は、施行日に、この省令による改正後の臨床研究法施行規則（以下「新臨床研究法施行規則」という。）第十二条の規定により置かれた統括管理者とみなしてこの省令の規定を適用する。

2 この省令の施行の際現に臨床研究を多施設共同研究として実施する研究責任医師に選任されている研究代表医師は、施行日に、新臨床研究法施行規則第十二条の規定により置かれた統括管理者とみなしてこの省令の規定を適用する。

（手順書等に関する経過措置）

第七条 この省令の施行の際現に改正前の臨床研究法施行規則（以下「旧臨床研究法施行規則」という。）第十三条第一項に規定する手順書が作成されている場合には、当該手順書を新臨床研究法施行規則第十三条第一項に規定する手順書とみなす。

2 この省令の施行の際現に旧臨床研究法施行規則第十四条第一項に規定する研究計画書が作成されている場合には、当該研究計画書を新臨床研究法施行規則第十四条第一項に規定する研究計画書とみなす。この省令の施行の際現に旧臨床研究法施行規則第十四条第一項に規定する研究計画書とみなす。この省令の施行の際現に存する臨床研究法施行規則第十四条第一項に規定する研究計画書とみなす。

3 この省令の施行の際現に旧臨床研究法施行規則第二十一条第一項に規定する利益相反管理基準が定められている場合には、当該利益相反管理基準を新臨床研究法施行規則第二十一条に規定する利益相反管理基準とみなす。

（疾病等の発生の場合の措置に関する経過措置）

第八条 この省令の施行の前に研究責任医師が知つた疾病、障害若しくは死亡又は感染症その他の特定臨床研究の安全性に関する事象の発生については、新臨床研究法施行規則第五十四条の規定は、なおその効力を有する。

（臨床研究審査委員会の認定等に関する経過措置）

第九条 新臨床研究法施行規則第六十六条第四項第四号の二の規定は、施行日以後に行われる臨床研究法第二十三条规定による申請に適用するものとし、施行日前に行われた同項の規定による申請に係る新臨床研究法施行規則第六十六条の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に存する臨床研究法施行規則第二十一条第五項第一号に規定する認定委員会設置者が、施行日から起算して二年を経過するまでに、同法第二十六条第二項に規定する有効期間の更新の申請をする場合には、新臨床研究法施行規則第六十六条第四項第五号ハの規定は、適用しない。

（様式に関する経過措置）

第十条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。